

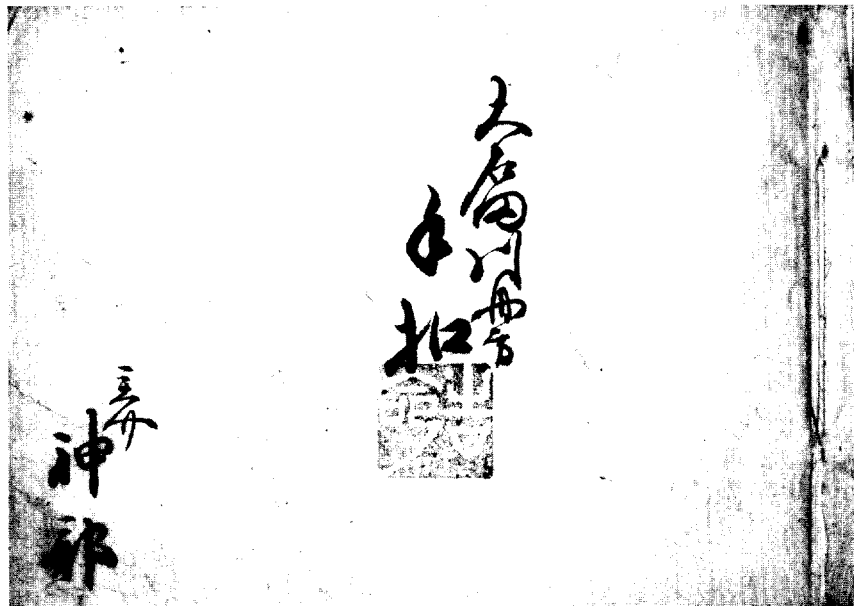
大石田町立

歴史民俗資料館史料集

第九集

最上川舟運史料 I

「大石田川舟方手扣」・「酒田川船古来々混乱諸願聞書」他





○御披露御運賃定法

一御車面長所 車別  
長所

御運賃定法  
御車面長所

一御 舟車別  
御運賃定法

御運賃定法  
御車面長所

一御 舟車別  
御運賃定法

御運賃定法  
御車面長所

○御披露  
一御 舟車別  
御運賃定法  
御車面長所







寛政六年

取上船方差出明細帳

也

九月

一

一、本月初三日

水田村交下

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

、取、上、船、方、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

、取、上、船、方、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

一、本月初三日

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

一、本月初三日

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

一、本月初三日

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

一、本月初三日

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

是下、客上、船、差、出、明、細、帳、之、一、月、中

奉命

一 河津地方の...

二 此の...

三 河津...

四 九百...

五...

六 右...

七...

八...

九...

十...

十一...

十二...

十三...

十四...

十五...

十六...

右...

小野朝之丞様

源浦殿

入三番

三番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

五番

七番

## 監修のことば

最上川舟運が盛んな江戸時代、山形盆地に出入りするほとんどの物資は大石田河岸を通っている。そのため大石田および周辺の人びとの生活も、この最上川舟運の盛衰と深い関係をもっていた。最上川舟運史料、とくに大石田河岸に関する史料は膨大な量にのぼることが知られ、東北各河川の舟運史料の中で最も注目されているものの一つである。

最上川舟運の史料が豊富であるのは、大石田に大きな荷問屋があり、関係史料を長く保存してくれたお陰であることはいうまでもないが、さらに大きな理由は、最上川舟運の特色によるものである。それは北上川や阿武隈川の場合、舟運の成り立ちから川船は藩の手船が主であるのに対して、最上川では酒田船・大石田船（または最上船）など町船が主であったことから、種々の競合と争いが多かったことがあげられる。最上川流域には、山形藩最上氏が江戸時代初頭に没落したあと、幕領や多くの小藩が置かれて、「非領国」の地帯ともいわれたことがその背景にあった。

最上川舟運に関する史料は、現在、山形大学附属図書館、明治大学刑事博物館などに移管され、所蔵されているものが多いが、これまでも『酒田市史』史料篇、『大石田町史編集資料』などに翻刻され、収録されている。しかしそれは、制度の変遷を中心とした一部に限られている。最上川舟運に関する史料は、舟運制度の変遷に関するほか、荷宿・川船の経営のこと、船頭・水主奉公のこと、川船役所・大名手船の差配のこと、川船造船のこと、河岸紛争のことなど多岐にわたり、これらの主な史料が系統的に編集されることが期待される。舟運史料の編集は、最上川舟運の歴史および文化の理解を深めるため、基礎的な重要な役割を果たすことになるであろう。

本史料集には、新しく発見された川船役所の史料のほか、米沢船手船や、船頭・水主関係の史料を中心にとりあげた。



各史料については、巻末に大石田町文化財保護専門員小山義雄氏が詳しい解説を行っているので、それを参考に利用されることを望みたい。なお本史料の翻刻にあたっては、神部芳則氏・本間家旧本邸・明治大学刑事博物館・山形大学附属図書館等の史料所蔵者・機関の格別の御便宜をいただいた。関係の皆様には厚くお礼を申しあげたい。

平成十六年二月

山形大学名誉教授  
文学博士 横山昭男

## 凡 例

一 この史料集は、神部芳則氏・本間家旧本邸・明治大学刑事博物館・山形大学附属図書館等の個人及び各機関に所蔵されている本町関係史料を収録し、第九集「最上川舟運関係史料I」とした。収録した史料数は冊子を詳録したもの一点、抄録したものの四点、その他一紙文書等四一点。元禄八年から明治四年に及ぶ。

二 史料の収録にあたり、原本の形式をのこすようにつとめた。但し読者の便をはかるため、原本の意味を損じない程度に次のように扱った。

- (1) 漢字は概ね常用漢字を使用した。常用漢字にないものについては、原本のままとした。
- (2) 史料本文中に、読点「。」と並列点「・」を加えた。
- (3) 変体仮名は普通の平仮名に改めた。但し、助詞に使用される者・江・哉・歟・而・而已・并・与・おおよびテ・ニ・ヲ・ハ・へ等は原本のままとし、小活字とした。
- (4) 闕字・平出はこれを無視して続けて書いた。
- (5) 原文の用字が必ずしも正当でない場合でも、当時一般に通用していたものには、一々傍註しなかった。
- (6) 傍註に（カ）の字を加えたのは、断定をさし控えたものである。また文意の通じ難い箇所、もしくは原文のままに従ったことを示す場合は（ママ）と傍註した。
- (7) 破損などで判読不能な箇所は  とした。

三 卷末に解説を加えた。

四 翻字は小山義雄・関淳一両人があつた。

目次

大石田町立歴史民俗資料館史料集 第九集

口 絵

監修のことば

山形大学名誉教授  
横山昭男

凡 例

史 料

一、大石田川舟方手扣

嘉永四年

.....

1

二、運賃定法書

年号不詳

.....

26

三、御廻米并商人荷物運賃帳

年号不詳

.....

32

四、酒田川船古来も混乱諸願聞書

享保六年

1 酒田川船古法有増聞書

2 山形所替御荷物指荷ニ付争論

3 (大石田船指荷ニ付)噪敷罷成申事

4 山形御手船出来候ニ付新規船不罷成事

5 御城米御運賃増願

6 運賃引下ケ并新規舟場願

7 運賃手取高之事

8 船方願ニ付指合申訳

9 酒田川船大小数之訳

10 荷物相改申船見番小屋之事

11 最上江荷物岡付掛り物

12 上荷順番并問屋方ニ而順番きらい申事

五、御手船

1 米沢御手船船乗水主請状定

寛政三年

2 米沢様御手船通船御入用請負方聞書扣

文政八年

3 当四月も御手船御造立式艘平均仕上ケ帳扣

文政八年

4 御手船六艘并四艘通船上、下御入用書上帳控 文政十一年 ..... 64

5 御用船書上帳 明治四年 ..... 72

六、竅上船方差出明細帳 寛政五年 ..... 74

七、船道吟味

1 大石田村舟持百姓御答扣 延享四年 ..... 82

2 乍恐以書付奉願候 延享四年 ..... 85

3 乍恐以口上書奉願上候 延享四年 ..... 87

4 船道三付江戸登せ連判 享保十年 ..... 87

5 竅上船持江御尋三付奉申上候書附 寛政三年 ..... 89

八、覚

1 覚 (登運賃引下ヶ交渉入用金) 享保十六年 ..... 93

2 覚 (差配料十分一請取書) 宝曆十二年 ..... 94

3 覚 (同 右) 宝曆十三年 ..... 94

4 覚 (同 右) 明和元年 ..... 95

5 覚 (同 右) 明和二年 ..... 95

6 (覚・舟会所出金内訳) 明和二年 ..... 95

九、證文・約定書

1	船頭奉公證文之事	万延元年	.....	98
2	積請證文之事	安政三年	.....	98
3	積請申一札之事	安政七年	.....	99
4	積請申證文之事	万延元年	.....	99
5	積請申證文之事	万延二年	.....	100
6	積請證文之事	文久元年	.....	100
7	積請申證文之事	文久元年	.....	100
8	積請申證文之事	文久元年	.....	101
9	差上申濟口證文之事	文政四年	.....	101
10	差出申一札之事	安政四年	.....	105
11	差上申一札之事	文化九年	.....	106

十、届・願書

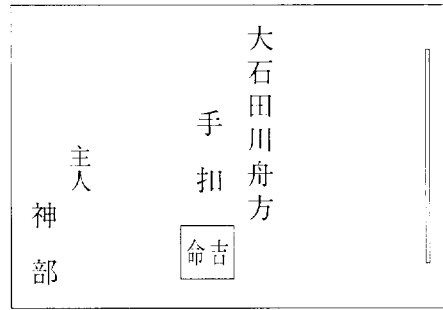
1	乍恐以書付奉願上候	元治二年	.....	107
2	乍恐以書付奉願上候	(文政七年)	.....	109
3	乍恐以書付御届申上候(御用留)	(寛政三年)	.....	111
4	乍恐以書付奉願上候(御用留覚帳)	(天保三年)	.....	114

5	乍恐以書付願上候(御用留覚帳)	(天保三年)	.....	115
6	差出申一札之事(御用留覚帳)	天保三年	.....	117
7	乍恐以書付奉願上候(御用留覚帳)	文政九年	.....	118
8	差出申一札之事	天保五年	.....	121
9	乍恐以書付奉歎願上候	(文政二年)	.....	123
十一、大石田河岸荷問屋株仲間				
1	乍恐以書付奉願上候	天保七年	.....	124
2	大石田河岸御役永荷問屋請印帳	天保七年	.....	126
3	仮題(藏敷料ニ付議定書)	慶応元年	.....	128
十二、廻米海上輸送				
	差上申船請狀之事	元禄八年	.....	130
十三、幸生村出銅川下げ				
	幸生村銅山出銅御川下ケニ付 御尋御答等扣留帳	寛政七年	.....	134

解 説 ..... 大石田町文化財保護専門員 小山義雄 139

史料一 大石田川舟方手扣

(表紙)



惣目録

- 一、最上川両川縁へ相廻候御条目並廻状写
- 二、川高札
- 三、天保十亥年難破船之義三付御達書写
- 四、御廻米積舟送状并川舳写
- 五、御廻銅川舳写

- 一、御廻米糶并商人荷物積口其外難破舟
- 二、之節郡中舟方弁米仕束書拔
- 三、御廻米本欠を分ル算法書付
- 四、御城米川下運賃附並私領米同断
- 五、御料 口留番所手扣
- 六、私領米川下送状留
- 七、舟方役所ニテ荷出役永取立候青亭
- 八、外拾三品役永付
- 九、五人乗 定法寸法書付
- 十、四人乗 三人乗
- 十一、商人荷物俵直
- 十二、同断壹艘荷積高書付
- 十三、御廻銅定法積口
- 十四、最上川舟路
- 十五、酒田と江戸並東海上里數書付
- 十六、最上三河岸と唱候村々之事
- 十七、商荷物運賃附并壹俵日当り
- 十八、三人乗小舟運賃付
- 十九、酒田空船積仕來書



廿式 清水河岸同断

廿三 大石田三ヶ村并私領大石田村家数

人別村高書付

廿四 最上川三難所と唱候場所之事

廿五 酒田登荷物積高運賃付

廿六 当御役所起立年号并歸冥加永錢等取立候

年号附

廿七 出羽国最上川通舟差配被仰付候ニ付

公事出入取計方御下知濟書拔

廿八 商荷物雪中水主増賃書付

廿九 私領九ヶ所ニテ取立候荷出役永

老駄当り書写

三十 最上惣舟持并舟数舟頭名前書

三十卷 役荷物陸送之節名木澤改所も継添案文

三十式 勾及玄其外算法書付

并 開立九九

一、大阪も海船八十八夜前出帆並并同所も酒田湊迫着船

御定日数書拔

一、北国東海 西海 江戸大阪廻船送状認方之事

右之内書拔

但北海之義ハ風波荒ニ付、冬分早春ハ渡海難成ニ付、

八十八夜過候て長洲下ノ関乗落候積定置御座候処、

年曆不知辻六郎左工門掛り之節より八十八夜ニ不拘、

二月晦日限り長洲下関乗落候積被仰渡候由、先手配

より口達有之ニ付、其以來書面之通空船送状書載積

所着岸之日共相認候事

空船大坂出帆も積所着日限之内書拔

一、大坂も下関迄五日夫も出羽国酒田湊迫廿日日

右順風打続候積を以日積之事

定 最上両川縁工相廻ル御条目并廻状写

川 舟 高 札 写

右之條々

右之條々

正徳二年八月 奉行

右之通条々被仰出候御条目之趣弥以堅可相守候依之写相

廻候者也

子十月

大石田御役所

寛政四

右書付上御両川縁村々も酒田湊迄不殘廻達請印名前書略之

最上川通両縁村々

名主

組頭

百姓代

最上川通両川縁村々之内所ニ奇、通船差支ニ相成候とも、不構鮭取候巻もろと申高キ小屋を懸ケ、或ハ川中江石を積立かき徊場と申ものを拵へ、又は水際より拾間斗も川中江石ころ築出、鳥捕わなと申ものを年中拵置、引舟右

式定

場所江乗懸候歟、巻もろ小屋江引懸候得ハ左程之様ニ無之候共、彼是ねだりケ間敷事共申懸、過分之償錢取之候も

一、御城米川舟ハ不及申、諸川舟共に遭難風洪水時は助舟を出し、不破損様に可精入事

のも有之由相聞不埒至極ニ候、御廻米ハ勿論私領用米商荷等ニテも右体之義ニテ及破船候歟、川舟延着いたし候義

一、破船有之時は、其所近キ川岸村々の者精入荷物舟具等可取揚之、荷物之内浮荷物ハ三十分一、沈荷物ハ

有之ニおゐてハ、可及吟味ニモ条以來通船差障ニ不相成様

二十分一取揚候もの江可遣之事

魚漁到候もの共江村役人も精々可申付候、此廻状村下江

一、瀬懸りの節、米并荷物はある時は其所庄屋役人立合、遂穿鑿舟に相殘米荷物舟具等相改證文可出之事

所江可相返者也

附 船頭其所の者と申合、荷物盜取てはね荷物の

大石田  
子 十月

御役所判

よし偽を申ハ後日に露頭すといふとも船頭ハ勿論、申合する輩可被行曲事

一、川岸に永々舟を繋置輩あらば、其子細を所の者より相尋、日和次第出船致さすべし其上にも令難泐ハ何方之者と承置、奉行役人江可申達之事

御代官  
山本大膳  
川崎辰之助  
太原左近名代兼  
篠田藤四郎

一、寄舟并荷物於流来ハ可揚置之、半年過ば揚置候輩可取之、若右の日數過舟主荷主知来といふともかへすべからず、雖然其所の奉行役人の指図可請之事

右之條々可相守、若於令違背は可被処嚴科、仍如件

正徳二年八月 奉行

### 三 申 渡

御城米并武家荷物其外商荷物共、海上ニ而難船いたし候節、荷物陸揚いたし候もの分一請取方之義は、追区々之場所も有之哉ニ付、已来別紙之通可相心得候

右ハ太田備後守殿江申上候上、万石以上諸家江相達候間、支配所并最寄万石以下知行寺社領之内海岸附村々

江可被申触候

右之通被仰渡承知仕候 以上

天保十亥八月五日

御城米并武家荷物其外商荷物共、海上ニおいて難破船および候節、荷物陸揚いたし候もの分一請取方之義、以来左之通可被相心得候

北條 雄之助

一、浮荷物沈荷物と浦高札ニ有之候者船中之荷物ニハ無之、難船之節海中江散乱いたし、海上浮又ハ海底ニ沈候荷物之事ニ有之、海上ニ浮有之荷物取揚候ものハ二十分一、海底ニ沈候荷物取揚候ものハ十分一、請取可申事

一、船中ニ有之荷物之義ハ、沈船ニも可至程之水船并沈船ニても浅き場所之分ハ陸揚いたし候荷物三十分一請取、至テ深海之沈船も陸揚いたし候分ハ十分一請取、全ク之浮船も陸揚いたし候分ハ分一請取申間敷候事

右之通相心得、分一請取方之義ハ、寛政七卯年御触之通

其品相当之代金ニ而請取可申、尤差向難決義も有之者、

荷物ハ不殘荷主江相渡、分一請取方之義其時々可被問合

候 以上

亥八月

四 羽洲村々当亥御廻米川下送状之事

式番川下々之内  
壹番

一、米三百三拾俵

一、米三百三拾俵

一、米三百三拾俵

一、米三百三拾俵

合米千三百貳拾俵

但 貫目七拾貫六百目<sup>b</sup>

拾五貫貳百目<sup>上</sup>迄

升廻四斗四合貳勺

最上舟持惣代

大石田村

清吉病氣二付代

上乘 龍 治

外

川舳 壹通

上菰 百五拾八枚

苦串 千三百貳拾本

掛菰 九百貳拾四枚

船中日帳 壹冊

様石 (マヤ) 壹つ 但目方拾壹貫八百目

御用状 壹封

右者戸田嘉十郎支配所羽洲村々去戌御年貢当亥江戸大坂

御廻米書面之通積立候、今晦日午ノ上刻大石田河岸出船

申付候、其御地着岸之上御改御請取可被成候、仍送状如

件

大石田河岸

亥 四月晦日

御用先 同人手附

橋 本 弁 吉 印

酒田湊

御用先

戸田嘉十郎手代

千 坂 芳 藏 殿

川 舳

半紙式つ切

戸田嘉十郎支配所羽洲村山郡村々、去戌御年貢当亥江戸大坂御廻米、別紙送状之通積立出船申渡候、若川筋ニおゐて難破船および候歟吳変之義有之候ハバ、早速其所之村役人江申達、清川迄ハ尾花沢陣屋江、同所も酒田湊迄ハ湊出役先江注進いたし、可請差込候事

一、出船も川口着船迄、於川筋ニ日和待船掛等滞留之子細者、其所之村役人江相断、滞船出船之月日刻限等別紙日帳三記、印形取之可申事

右之通船頭江申渡候間、於川筋滞船出船之月日船頭断次第別紙日帳三記、村役人印形いたし可相渡候 以上

亥四月晦日 戸田嘉十郎手附 橋 本 弁 吉 印

大石田村も  
酒田湊迄  
右川附村々  
役 人 中

御廻米川下送状之事

何番 一、米式千五百五拾俵 酒田 拾艘屋内

内

溝延河岸 米 | 誰

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

谷地河岸 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

同 米 |

右舳廻平均米三斗九升六合九勺

貫目改類訳

拾五貫目 三拾壹俵

拾五貫貳百目 三百六俵

拾五貫四百目 八百六拾俵

拾五貫六百目 八百六拾四俵

拾五貫八百目 貳百九拾五俵

拾六貫目 百七拾壹俵

拾六貫貳百目 貳拾四俵

拾六貫四百目 貳俵

小以 米貳千五百五拾俵

外

掛菰 千七百八拾五枚

苦串 千貳百七拾五本

船中日記 壹冊

川触 壹通

御用狀 壹封

右者吉田條太郎元御代官所羽洲村山郡村々、去戌御物成  
当亥江戸大坂御廻米書面之通積立候、今十八日未ノ下刻  
谷地河岸出帆申付候、御地着岸之上御改御請取可被成候、  
仍送狀如件

嘉永四亥年四月十八日

河岸場出役  
吉田條太郎元手附  
安藤鉄次郎 印

酒田湊御出役

戸田嘉十郎様御手代

千坂 芳藏 殿

川触

吉田條太郎御代官所羽洲村山郡村々、去戌御物成当亥  
江戸大坂御廻米糶別紙送狀之通積立之、酒田湊込川下  
いたし候条、若川筋ニ而破船其外等有之候節ハ、御米  
糶共大切に手当いたし置、清川も上ハ條太郎寒河江役  
所江注進いたし、同所も下者酒田湊積立出役江早々注  
進可被仰候 以上

亥 四月  
吉田條太郎元手附  
安藤鉄次郎 印

羽洲谷地河岸

同洲酒田湊

右川筋村々

役人中

五 御廻銅川触

貫目積口末三有之

吉田條太郎御代官所羽洲幸生銅山出峒之内、大坂廻別  
紙送狀ノ通積立之出帆申付候、川筋ニおゐて難破船等  
之節ハ、御廻米同様相心得入念可被取計候

一、出帆川口着船迄、日和待船掛等滞船之

次第別紙日記帳ニ記シ、可被相渡候

右之通相心得可被取計候 以上

戊三月廿五日

吉田條太郎手代

大木僖六郎 印

仁田河岸と

酒田湊迄

右村々役人中

六 御城米積口

五人乗船

一、米三百五拾俵

御城米也

但三斗七升入

四人乗舟  
一、同式百五拾俵

同

五人乗  
一、米三百七拾五俵

商人荷物也

四人乗  
一、同式百七拾五俵

同

三人乗  
一、同百六拾壹俵

同

四人乗  
一、同式百三拾壹俵式分五厘

但五斗入 御廻籾也

一、御城米積方御定之外、拾式三俵位迄ハ水之浅深ニ寄

船方糺之上為積来候

一、御廻米船難破船有之節、流失濡米出来候ハバ、弁米

郡中三分二、舟方三分一差出候仕来

但運賃ハ矢張破船船頭江被下、右弁米川下之節ハ

別段代船船方と差出

七 (御廻米本欠合米)

御廻米本欠合米を分ル時ハ、本欠合米を石ニ直シ、

三斗九升ニ而割、其処江式升ツ、之式をかくれば欠

米出ル也、惣石高と欠米を引ハ本米残ル

本欠合米打込有之節引分ケ方之事

右合米を石ニいたし、三九ニ而割レバ本米之俵高出

ル、右俵高江式をかけ欠米之右石出ル

八 御城米川下御運賃

一、御米百俵ニ付

車ケ測

此運賃六俵外五厘増 長崎

一、同

羽入

但外五厘増ハ最上舟江被下候分ニ而酒田ハ兩運送

此 五俵

之廉ニ而まし無之

外五厘増

一、同

船町

同断

此 同断 五俵半

一、同

谷地

外五厘増

此 四俵八分

但同断

外五厘増

一、同

寺津

同断

此 五俵四分

一、御米百俵ニ付

貝塩

外五厘増

此運賃米 四俵半

島大堀

但同断

外五厘増

外

三川ノ川ノ口迄

一、同

境ノ目

米式斗三升

小川賃

此 四俵

米式斗八升五合

船町ノ同断

外五厘増

米式斗式升壹合

宮代ノ同断

同断

米九升式合五勺

灰塚より同断

一、同

大石田

右小川賃ハ別段ニ取来候事

此 三俵



外五厘増

同斷

但

私領米運賃之義者、御城米運賃も百俵ニ付老俵上り

此廉前々有之

一、御糶式百三拾老俵式分五厘

中舟 老艘積口也

但中舟老艘ニ付御廻米ハ御米式百五拾俵之積口

仕出也

九 御料 口留番所

御料所口留番所

一、大石田川舟方役所

一、名木沢口

右式ヶ所、通切手差出改を請役永可相納事

一、黒沢村 一、築沢村

一、関山村 一、関屋村

一、山寺村 一、高野村

右九ヶ所、通切手差出改を請荷物可相通事

但役永者荷物出候村方名主方江可相納事

杉山村 大舟木村 長谷堂口

下ヶ札 本文朱書共合拾四ヶ所先伺辻之分

左沢領口留

一、左沢原町口 一、市野沢村 一、送橋村

一、杉山村 一、大舟木村 一、月布村

一、栗木沢村 一、舟渡村 一、立木村

一、八つ沼村

八ヶ所 拾ヶ所

山形領口留

片谷地 一、松原口 一、新山口 一、長谷堂口

松平口ハ嘉永三戌年十二月伺之上片谷地村ニ相成候段掛

合有之事

是ハ三ヶ所出口之分ハ、山形町間屋場ニ而通切手請取、

出荷物相改書替手形ニ而山形役所承知印いたし、差出

候ニ付印鑑老枚差出可申事

一、下條町口 一、銅町口 一、円應寺町口

一、薬師町口 一、鉄砲町口

八ヶ所

合印鑑六枚可差出事

新庄領口留

一、古口村

長瀨領口留

一、上野畑村 名主 善左衛門

柏倉領

一、口留志ヶ所

上廿日山形領狸森村

占相勤

下十日柏倉領小白府村

上ノ山領

一、榎下村 一、川口村

口留三拾四ヶ所

合印鑑三拾式通

漆山 酒田湊江川下米通證文之事

一、米七百九拾俵

外二

酒田船頭

惣三郎達惣

運賃米五拾志俵三分五厘 五艘屋内

右者秋元但馬守領分、去戌取納米之内前書之通酒田湊  
江積下申候間、無相違御通可被下候以上

秋元但馬守内

寺津河岸出役

嘉永四亥年五月二十二日 藤野逸平印

古口

清川

酒田沖ノ口

御役所

十 手船川下之節送状手扣

米沢藏米積下申事

一、七百七拾六俵 米五斗入

一、八拾箇

青苧

永貳拾文八分

外貳拾八俵

船中糧米

一、水油

八斗壹駄

右之通積下申ニ付御領内無相違御通可被下候 以上

一、故麻

壹石壹駄

嘉永四年四月

上杉彈正大弼内  
梯崎猪左衛門

印

一、荏

壹石八斗 壹駄

永井孝右衛門 印

永五文五分

最上所々

一、真綿

三拾貳貫目 壹駄

御改所

一、布

壹反ニ付

十一 船方役所ニ而荷出役永取立候青苧外拾三品書付

一、青苧

三拾六貫目 壹駄ニ付

一、紬

壹反ニ付

役永九拾六文五分

永壹文九分

一、紅花

三拾貳貫目 壹駄ニ付

一、蠟、漆

四拾貫目 壹駄

役永七拾八文壹分

一、煙草

二百四拾斤 壹駄ニ付

一、干粉

壹斗ニ付

役永拾貳文五分

永五文貳分

一、刻煙草

三拾貳貫目 同断

一、鳥

壹駄ニ付

永五拾貳文壹分

一、絹糸 三拾六貫目 壹駄ニ付

永百貳拾文

此分嘉永三戌年と新規取立相成、何れも外ニ口永相

掛り候事

深サ 三尺

帆柱 八尋四尺 但元角八寸

三人乗船

外のり

長 九尋三尺

幅 五尺三寸

端深 貳尺二寸

當時 長 拾五尋

幅 六尺五寸

深 貳尺八寸

外法

十式 五人乗船

長 拾七尋貳尺 當時長四人乗並拾六尋二尺成

幅 九尺六寸 小屋之内壹丈貳尺

折立長サ 四間

端深 三尺貳寸

帆柱 九尋三尺 但元角八寸四分

帆柱 七尋但元角五寸六分

但壹尋ハ五尺也

十二 俵 直

一、小豆 三斗六升入壹俵〇八厘七毛

一、蕎麦 九分貳厘六毛

一、小麦 四斗入 壹俵壹分三厘六毛

一、煙草 壹箇 壹俵四分三厘貳毛

但刻たばこ 同断

四人乗船

外法

長 拾六尋三尺

幅 八尺壹寸

一、青葙 壹駄 六俵五分七厘八毛

二、苳草 壹叭但六斗入 壹俵三分八厘八毛

一、紅花 壹駄ニ付 七俵壹分四厘五毛

胡麻 壹叭ニ付 壹俵貳分五厘

一、菜種 綵綿 壹駄ニ付 七俵壹分四厘五毛

外 菜種 鯉節 硯 紫麻 元結 抽子 藍玉

小間物 古鉄 無節竹 酒 紙荷 醬油

下葎 水油之類 板四分板廿貳間  
六分板拾六間 團扇

右之類ハ壹駄ニ付

五俵五分五厘

十四 四人乗舟積高并五人乗積高

六斗入

一、苳草 百九拾八叭 一

一、青葙 八拾四固六分 一

此四拾貳駄

一、紅花 百五拾四固 一

此三十八駄半但四固附

一、たばこ 百九拾貳固 一

一、小豆 貳百五拾三俵 一

一、小麦 貳百四拾貳俵 一

一、大麦 貳百九拾七俵 一

一、錢 百七十六固

但六拾貫文ニ而壹駄

十五 (御廻銅定法積口)

一、御廻銅 百五拾固 前々御廻銅川触之

但六拾六貫目入三固壹駄也 廉も可書入分

一、百九拾八固

此四十九駄片馬

是ハ小間物業種之類壹駄五俵五分五厘之分也

一、米 大豆 貳百七拾五俵

十六 最上川船路

一、船町河岸も酒田湊迄 六拾三里半

一、寺津も同所迄 六拾貳里

一、羽入<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 五拾三里

一、谷地<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 五拾貳里

一、嶋大堀<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 五拾里

一、貝塩<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 四拾七里

一、境ノ目<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 四拾三里半

一、大石田<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 四拾貳里

一、清水<sup>ら</sup>同所<sup>迄</sup> 貳拾九里

一、大石田<sup>ら</sup>名木沢<sup>迄</sup> 凡五里

一、同所<sup>ら</sup>清水<sup>迄</sup> 拾三里

一、同所<sup>ら</sup>古口<sup>迄</sup> 拾八里

一、同所<sup>ら</sup>清川<sup>迄</sup> 貳拾四里

一、同所<sup>ら</sup>竹田<sup>迄</sup> 三拾里

一、同所<sup>ら</sup>砂越<sup>迄</sup> 三十四里

一、同所<sup>ら</sup>酒田<sup>迄</sup> 四拾貳里

十七 (酒田<sup>ら</sup>江戸<sup>迄</sup>東海上里数書付)

一、酒田<sup>ら</sup>江戸<sup>迄</sup>

東海廻り 四百拾七里

西海廻り 七百五拾三里

十八 (最上三河岸と唱ひ候村々)

一、運賃之内十分一引候河岸者左之通

船町 大石田 清水

右三河岸と唱ひ、古来も歩一請取来候

十九 商荷物運賃付

中舟壹艘貳百七十五俵積

一、金六兩永七拾七文五分

舟町<sup>ら</sup>

同、同六兩永七拾七文五分

酒田<sup>迄</sup>

同、同六兩永七拾七文五分

川ノ口<sup>ら</sup>

同、同五兩壹分永百四拾文

酒田<sup>まで</sup>

同、同五兩壹分永百四拾文

大卷<sup>ら</sup>同断

同、同四兩三分永九拾文

長崎<sup>ら</sup>

同、同四兩三分永九拾文

境ノ日<sup>ら</sup>

同、同四兩貳分永六拾五文

小管<sup>ら</sup>

同断

但志俵ニ永拾六文六分

同断

酒田迄

一、同  
同四両志分永四拾文

大石田も

但三人乗ハ積口百六拾志俵之定ニ候得共、当时ハ

但志俵ニ永拾五文六分

同断

舟も大ク合替いたし荷物格別多分有之舟方荷宿願

一、同  
同三両志分永廿七文志分

清水も

同断

出候得ハ、百九拾五俵、込清水三人乗積口之通為積

同断

受候事

一、上郷河岸之運賃付有之候得共

廿 三人乗 小舟運賃

三人乗ハ小菅より上江者不差登仕来ニ有之事

一、永三貫五百拾式文五分

上郷河岸も

但小菅迄ハ大石田河岸之部也

酒田迄

境ノ目も上河岸と唱候事

一、同式貫九百五拾文

大卷下長崎も

酒田迄

廿志 (酒田空船積仕束書)

一、同式貫七百文

境ノ目も

酒田舟上郷も空舟ニ而被下候節、当河岸も荷物

酒田迄

為積来候分

一、同式貫五百七十五文

小菅も

一、米大豆 三四俵 一、たばこ 壹固

酒田迄

一、炭 式三俵 一、板 三四間

一、同式貫五百文

大石田も

右ハ船頭調置段会所へ申出舟方も役所へ願出候得ハ、

酒田迄

差免シ為積来候事

一、永志貫六百拾式文五分

清水も

右之外当河岸出荷物差急も願出候節ハ、時宜ニ寄拾

大石田

駄以下荷物積七来ル

但大石田河岸ニ舟切レ相成荷物沢山ニ而荷宿共々

願出候得バ、舟方糺之上式百四五拾俵位迄も為積

来候事

尤水之浅深ニより積口見計ひ之事

村高四百六拾石三斗六升七合

家数八拾式軒

人数五百拾七人

大石田村

村高三百拾六石壹斗六升壹合四勺

右ハ御料所之分

廿式 (清水河岸同断)

一、清水河岸も右同断 酒田空舟へ時宜ニ寄拾駄以下荷

物為積来候事

家数四十六軒

人数貳百貳拾式人

柏倉附大石田村

高貳百拾九石貳斗四升三合三勺三才

廿三 (大石田家数・人別・村高書付)

弘化四未年分

家数五拾四軒

人数貳百八拾六人

大石田本町

村高百九拾四石七斗八升

合

家数貳百四拾三軒  
人数千三百八拾人

高 千百九拾石五斗五升壹合七勺三才

高六百五拾七石壹斗八升式勺

人別貳百八十八人

柏倉附井出村

家数六拾壹軒  
人数三百五拾五人

大石田四日町

家数五拾六軒



寺 壹ヶ所

廿四 (最上川三難所)

一、最上川三難所与唱候ハ

碁点 貝塩村下

三ヶ瀬 大淀村下

隼瀬 隼村上 新庄領

ノ

廿五 (酒田登荷物積高運賃付)

酒田舟登り荷積高

一、塩目七拾四俵 但老俵貳拾五貫目

右積高之内拾四俵ハ大石田揚○前々仕来候由之事

一、酒田ハ 老俵目運賃 永拾七匁八分

一、大石田ハ 前同断 三匁壹分

右之通諸色積口貫日当ヲ以塩目俵当ニ直為積来候事

廿六 御役所起立并歸冥加永取立候年号

一、寛政四子八月ハ伺之通御代官直差配被仰付其節之支

配御代官

鈴木喜左衛門様也

最上歸冥加金取立ハ寛政四子十一月御下知濟

酒田米沢歸舟壹艘ニ付

鑓錢四百文ツ、

外口錢拾貳文ツ、

寛政四子年ハ

嘉永四ハ年迄

六拾年ニ成ル

廿七 出羽国最上川通船差配被仰付候ニ付

公事出入取計方伺書

下ヶ札押切御取箇方

書面最上川一件之儀ニ付、以来取計方被相伺候趣令承

知候、於然者右通船一件江抱り打擲又者口論等事輕出

入筋者、御料私領共於船方役所相糺、落着之義可被相

伺候、且人殺疵付等重立候ニ而も、其時々通置、私領江引合候筋ハ私領家來為之會、吟味詰落着之儀者可被相伺候、勿論格別入組右通船計之義ニも無之余事も引合候出入者、御料之出訴ニ候ハバ、書面人殺疵付候類同様取計、私領之出訴ニ候ハハ先取計方之儀、其時々可被相伺候

寛政五廿年正月

丑三月

鈴木喜左衛文様伺

廿八 商荷物雪中水主増運賃書付

商荷物雪中水主増 但冬至も壹艘ニ付

一、永壹貫文

上郷積

一、同八百七拾文三分

長瀬領  
大横  
下長崎

一、同七百九拾文武分

境ノ目

一、同七百五拾四文五分

小菅

一、同七百八文

大石田

但五人乘四人乘ニ不抱壹艘分之調書也

廿九 私領九ヶ所ニ而取立候荷出役壹駄当り書付写

定

米沢

一、青苧三拾七貫式百目 壹駄ニ付

此役銀百五匁

但撰苧与唱、上苧ニ御座候

一、同三拾七貫式百目 壹駄ニ付

此役銀七拾五匁

但長苧与唱、並苧ニ御座候

一、紅花三拾六貫式百目 壹駄ニ付

此役銀四拾五匁

右者米沢ニ而取立候役銀壹駄当り書面之通ニ御座候、尤年々当り増減無御座候以上

文化十三年四月

上杉彈正大宛内

吉川 題 吉 印

波 瀧 六 蔵 印

大石田船方

御 役 所

定

山形當時漆山

此役永七拾八文壹分

一、青苧三拾八貫五百目 壹駄二付

二、煙草式百四拾斤 壹駄二付

此役銀拾式匁

此役永拾式文五分

一、紅花三拾式貫目 壹駄二付

右同文意

此役金壹分錢五百文

前同年

一、煙草式百四拾斤 壹駄二付

堀田相撲守内

此役錢式百四拾文

上ノ山

前同文意

一、紅花三拾式貫目 壹駄二付 古來取立定

前同年

此役錢六貫四百文

佐藤主膳 印

一、煙草式百四拾斤 壹駄二付

秋元左衛門佐内

大久保朋兵衛 印

鈴木宗七郎 印

右同文意

南條源太右衛門印

同年

柏倉

一、青苧三拾六貫目 壹駄二付

松平山城守内

中山四郎右衛門印

此役永九拾文五分

奧山幸左衛門印

一、紅花三拾式貫目 壹駄二付

新庄

仁科 典膳 印

一、青苧三拾六貫目 沓駄二付

此役丁銀壹匁五分

但横山郷ニ限り願之上沓匁

一、紅花三拾貳貫目 沓駄二付

此役丁銀貳匁

一、煙草貳百四拾斤 沓駄二付

此役丁銀六分

右同文意

同年

余語最左エ門 印

戸沢大和守内 古川安太夫 印

門屋 永蔵 印

北目

一、青苧三拾六貫目 沓駄二付

此役銀貳匁五分

一、紅花三拾貳貫目 沓駄二付

此役銀貳匁五分

一、たばこ貳百四拾斤 沓駄二付

此役錢九文

一、同刻三拾貳貫目 沓駄二付

此役錢百貳拾文

右同文意

同年

土屋相摸守内 川嶋藤兵衛 印

左沢

一、青苧四拾貫目作り 沓駄二付

此役永鏢七百貳拾文

一、紅花四拾貫目作り 沓駄二付

此役永鏢六百文

右同文意

同年

酒井大学頭内 石川廣八郎 印

天童

一、紅花三拾貳貫目 沓駄二付

此役銀六匁

一、煙草貳百四拾斤 沓駄二付

此役錢百五文

同年

一、同刻三拾貳貫目

壹駄ニ付

米津伊勢守内

根本雄石衛門

印

此役錢貳百文

富田茂左衛門出役無印

一、青苧三拾六貫目

壹駄ニ付

右ハ青苧紅花煙草之類役永取調申越候様詰向、役場江

此役銀七匁五分

島田帶刀様手附吉田善四郎様<sub>6</sub>掛合ニ付、夫々右之通

右同文意

差越候事

同年

織田左近將監内

石丸甚五郎

印

三十 最上惣船頭名前并舟持名前書付

長瀨

嘉永四亥年

物代

一、紅花三拾貳貫目

壹駄ニ付

六月改

喜八組

此役永七拾八文壹分

一、舟主

一、たばこ貳百四拾斤

壹駄ニ付

儀兵衛船頭

藤太船頭

甚右衛門

此役永拾貳文五分

大利吉

大運七

清藏

一、同刻三拾貳貫目

壹駄ニ付

大甚四郎

喜八

直乘

此役永貳拾文八分

同兵右衛門

大新七

横山村

一、青苧三拾六貫目

壹駄ニ付

春<sub>5</sub>長八休

平吉

大金助

此役永九拾六文五分

亥<sub>5</sub>長次郎

同

右同文意

亥<sub>5</sub>五月 新規 大長作

同

(貼紙)

万延二酉正月流船御届後調

同  
大間之助

久太郎 組

大 壹艘 長助

小三艘 孫三

大 四艘 久太郎

小以 拾八艘内  
十四大  
四ツ小

同 貳艘 清左エ門

同 五艘 清吉

小 壹艘 倉之助

大 壹艘 文作

同 壹艘 文右エ門

喜八組

四艘 喜八大  
小

貳艘 久兵衛大

貳艘 喜助大  
中

貳艘 儀十郎大

壹艘 久兵衛大  
中

三艘 与市郎大

壹艘 三七 同

壹艘 甚右エ門中

小以貳拾三艘内

大十五  
中六  
小二

七艘 幸助

大五  
中二

合四拾壹艘内

五人乘貳拾九艘  
四人乘六艘  
三人乘六艘

古 五艘  
新 廿四艘

高 此冥加永拾九兩三分永五拾壹文八分

外拾六文五分

包分銀

久兵衛

同幸助

東根

三次郎

大与市

郁太郎

大金藏

龜藏

大太郎吉

大三藏

留藏

七五郎

大喜三郎

土生田

大田兵衛

大次郎助

三七

大庄藏

弥助

大権藏

大庄吉

同 与惣治

芦沢

外

与吉

久兵衛

三人乘小舟

仁左エ門 大源四郎

喜八

大源治

大小吉

次郎吉

卯左衛門

徳兵衛

大治吉

惣次

文九郎

今宿

藤太

藤藏

大吉太郎

林次郎戊五月<sup>6</sup>

大左之助

三七

作兵衛

大万藏

大善吉

大長松

仁三郎

三吉

儀兵衛

孫市

大与作

与藏

×

甚五郎

大七藏

与太郎

金作

×

三艘

五郎吉休

大与七

戊年新規

喜八組

大茂作

大文作

亥年新規

大与吉

高七拾壹艘之内

合三拾四艘 船持拾四人

内 拾九艘大舟  
十五艘中舟

今宿

卯兵衛

外三人乗

直乗

大吉兵衛

倉之助

前同断

惣代 久太郎組

大文右衛門

久次郎

文六

舟主 長兵衛船頭

清吉

久太郎

横山

文四郎

孫兵衛

大七藏

大金右衛門

与平

善五郎

大仁吉

万治

直乗

大佐吉

五吉

利兵衛

横山

和助

大長助

又吉

新五

利兵衛

横山

久治

弁助 文作

大喜作 大治七 ㄨ

名木沢口改所

番人

高七十壹艘之内 久太郎組

合三十七艘 船持拾壹人

内 廿三艘 大舟  
十四艘 中舟

嘉永四年 亥

水無月吉日写之

吉命

両組

ㄨ合舟数七拾壹艘

内 大舟ㄨ四拾貳艘  
中舟ㄨ貳拾九艘

外三人乘七艘

内 五艘 大石田ニ而通舟  
貳艘 清水ニ而通舟

三拾壹 (役荷物陸送之節名木沢改所ニ継添案文)

前書之通陸送願出候条無相違可相通候 以上

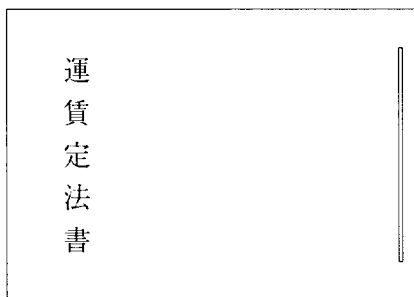
川舟方

月日御役所



史料二 運賃定法書

(表紙)



一、御米百俵ニ附

此御運賃六俵

外ニ五厘まし

車 淵

長 崎

一、同

此御運賃五俵半

外ニ五厘まし

舟 町  
寺 津  
炭(マ)塚

一、同

此御運賃五俵

外ニ五厘まし

本 桶  
新 田

運賃定法書

○御私領様御米運賃之儀者御城米御運賃も百俵ニ付壹

俵まし

一、同

壹斗八升五合

舟 町

○五厘増之儀者最上船斗り百俵ニ付半俵宛

四升三合一夕式才

九升式合五夕

寺 津  
炭(マ)塚  
藏 増  
羽 入

一、同

○御城米御運賃定法

谷地

○商人荷物運賃并諸色積口定法書

此御運賃五俵

大船壹艘  
一、金七兩貳步 寺津

外二五厘まし

永廿三匁五分 本桶

一、同

大堀

外三 小川送賃五文六步 貝塩 込

貝塩

中艘壹艘  
一、金五兩貳步 上郷積

押切

永貳匁五分

蟹沢

外三 小川送り賃

此御運賃四俵半

○此積口左之通

外二五厘まし

一、米貳百五拾俵 中船壹艘

一、同

堺野目

此御運賃四俵

但し壹表三付 永貳匁貳分壹厘

外二五厘まし

一、大豆 右同断

一、同

小菅

一、小豆貳百三拾俵

大石田

但し壹俵三付 永貳匁四分〇二

毒沢

一、小麦貳百貳拾俵

此御運賃三俵半

但し壹表三付 永貳匁五分壹

外二五厘まし

永貳匁五分壹

一、大麦式百七拾俵

但し六斗入四呎壹駄

但し壹表ニ付 永式匁〇四厘

運賃永拾式匁式分七厘

一、煙草 四拾五駄

一、瀬戸物 同

但し四箇壹駄 運賃永拾式匁

但し永拾式匁式分七厘

式分七厘 七拾斤造定法

一、小間物櫃 同

一、葉種 同

一、鐵 同

一、水油 同

一、醬油 同

但し式斗入四ツ附ケ

一、砥石 同

一、柚子 同

一、鯉節 同

一、元結 同

一、下苧 四拾駄

一、狗背 同

但し壹駄ニ付 永拾三匁八分壹厘

但し拾五メ目入三ツ附ケ壹駄也

一、錢 同

一、藍玉 同

但し六拾メ文壹駄也

一、荒物 同

運賃下苧と同じ

一、からはき 同

一、青苧 三拾八駄

但し拾五メ目入三ツ附ケ壹駄也

但し壹駄ニ付 永拾四匁五分三厘九毛

運賃永拾式匁式分七厘

一、古手 同

一、荏草 同

一、紅花 三拾五駄

但し五百匁袋拾六造定法其余ハ右ニ順ジ

壹駄ニ付永拾五匁七分三厘六毛

一、拾六袋入  
拾七袋入

壹駄ニ付永拾壹匁壹分四厘貳八

一、拾八袋入

壹駄ニ付永拾貳匁五分三厘五六

一、拾九袋入

壹駄ニ付永拾三匁貳分五厘貳

一、貳拾袋入

壹駄ニ付永拾三匁九分貳厘八

一、蠟

一、胡麻

一、燈心

但し式箇付

一、打綿

但し壹駄ニ付永拾九匁七分三厘

一、菜種

一、紙荷

但し壹駄ニ付永拾三匁八分壹厘

四拾駄

中糶壹艘  
金五兩貳步

永貳匁五分

上郷と酒田造

一、金四兩二步

永十五匁

尾瀨瀧

大真木

一、金四兩壹步下

永十五匁

下長崎

同  
一、金三兩三歩

永十五匁

堺野目と  
大石田と酒田造

一、金四兩三歩

永十五匁

清水と

同  
一、金四兩下

永三分七厘七毛

上郷と清水造

○商人荷物大石田積運賃左之通

一、金五両壹歩永式拾壹匁 大船壹艘

一、同三両三步永拾五匁 中船壹艘

○此積口

一、米 式百五拾俵

但し壹表ニ付 永壹匁五分六厘

一、大豆 右同断

一、小豆 式百五拾俵

但し壹表ニ付 永壹匁六分九五六

一、小麦 式百式拾俵

但し壹表ニ付 永壹匁七分七式七

一、大麦 式百七拾俵

但し壹表ニ付 永壹匁四分四五

一、菜種 四拾五駄

一、狗背 同

一、柚子 同

一、元結 同

一、水油 同

一、折箕 同

一、砥石 同

一、鯉節 同

一、荳草 同

一、板 同

但し四歩板廿式間壹駄也

六歩板拾六間壹駄也

一、昏荷 四拾駄

但し四箇付壹駄

一、小間物 同

但し三ツ附ヶ壹駄

一、下葶 同

一、青葶 三拾八駄

但し壹駄ニ付 永拾匁式分六

一、古手 同

一、合羽 同

一、繰わた 同

但し壹駄ニ付 永拾壹匁分四厘

一、蠟

同

一、紅華

同

但し此訳前書ニ委ク記ス

一、打わた

式拾八駄

但し壹駄ニ付 拾三匁

一、胡麻

一、真わた

但し壹メ目ニ付 錢廿文

一、酒

但し四斗入式ツ付 壹駄也

一、菜種

○水揚定法留

一、四文 縹わた 木綿 古手 近江表 七嶋

塩 美の茶 昆布 身欠 烏賊

一、三文 村上茶 伊勢茶 塩引 干鰯 干鱈

塩鱒 鰻鱈

一、式文 玉砂糖 数の子 白メ油

右之外諸荷物穀物等之儀、右定法ニ応じ受払可致候

○縦大石田上郷江為登

塩目壹俵ニ付式匁九分ニ而致受払候所、宝曆六子

三月八日船方願ニ付、郡中商人三匁式分ニ而請

払仕来候所、其後酒田うんちんニ而引合候所ニ而

三匁壹分ニ相成申候

史料三 御廻米運賃割定法

(表紙)

御廻米并	商人荷物運賃
駄賃	
大石田川岸荷問屋	

御廻米運賃割定法

- 一、御城米百俵ニ附 丑前
- 六俵五分 長崎
- 外 五厘増シ
- 一、同 百俵ニ付 車測
- 六俵

外 五厘まし

一、同 百俵

五俵五分

外 五厘まし

一、御米百俵ニ付

四俵

外 五厘まし

一、同 百俵ニ付

五俵五分

外 五厘まし

外ニ小川賃

一、米式斗三升

三河ヨリ

一、同老斗八升五合

舟町

一、同老斗式升老合

宮代

一、同九升式合五勺

炭塚

一、同四升式合五勺

寺津

一、御米百俵ニ付

四俵

外 五厘まし

二、同 百俵

三俵半

外 五厘まし

境目岸

大石田岸

小菅村

毒沢村

此永五貫五百貳拾五匁

但壹俵付 永貳拾貳匁分

外二

一、永壹貫文

壹俵付

雪中まし

○貳百七十五俵積 永三分六厘四毛

一、永五貫貳百七拾五文

貳百五拾俵

大楨

尾瀨瀧

御私領積入分

一、御米百俵ニ付

但シ岸々運賃ニ壹俵まし

外二

永八百七拾六文三分

雪中まし

壹俵付

米沢御米左沢ヨリ運賃并小川ちん

百俵江錢拾貳匁宛

○貳百七十五俵積 永三匁壹分八厘七

一、永四貫八百四拾文

貳百七拾五俵積口

境目岸

商人荷物運賃定法

壹俵付 永拾七匁六分

外二

一、米大小豆貳百五拾俵積入

永七百九拾貳文貳分

雪中まし



壹俵付

永貳匁九分貳厘

一、永四貫五百六拾貳文

小菅岸

貳百七拾五俵積口

壹俵付 永拾六文六分

外二

永七百五拾四文

雪中まし

壹俵付

○貳百五十俵積 永

一、永四貫貳百九拾文

大石田岸

貳百七拾五俵積口

壹俵付 永拾五匁六分

内永四百貳拾九文 十分一引

残永三ノ八百六拾壹文

外二

永七百八文

雪中まし

壹俵付

○貳百七十五俵積 永貳匁五分七厘五

一、永百六拾貳匁五分

上郷ヨリ大石田迄運賃

中船壹艘貳百五拾俵積口

大石田岸三人乗

一、永貳貫五百拾壹文六分

米百六拾壹俵積口

壹俵付 永貳拾五文六分

内永貳百五拾壹文六分 十分一引

引残永貳貫貳百六拾五文五分

大石田川岸出荷物運賃外俵目附

中船壹艘積口

一、米大豆 貳百五拾俵

外貳拾五俵 船頭積口分

ノ貳百七拾五俵

永壹匁五分六厘

一、小豆 貳百三拾俵 壹艘

外二

都合貳百五拾三俵積口

此俵目壹俵〇八厘七毛

永壹匁六分九厘五毛

此俵目五俵五分五厘

永八匁九分四厘

壹箇付永貳匁貳分三厘五

藏敷壹匁六分七厘

同  
〇分力貳二 壹箇付五分五厘四

同壹俵三分七厘五

一、菜種 五斗八四ツ 壹艘

貳百匁

メ貳百廿匁

此俵目壹俵貳分五厘

永壹匁九分五厘

百九拾八匁 壹艘  
一、荏草

此俵目壹俵三分八厘九毛

二拾五駄積口八拾斤八  
一、煙草 壹駄 四ツ附

四拾五駄積口

壹艘

四箇付

五俵七分三厘

壹匁四分八式五

五人乘五拾七駄式箇付百貳拾四口人  
一、青苧 壹艘

四拾五駄積中船

此俵目六俵五分八厘

運賃永拾匁貳分六厘

六メ匁造り 式拾駄式箇付 壹駄  
燈心 壹艘

此俵目八俵九分八厘

打綿

三拾駄片馬積口

此俵目九俵

此運賃永拾四匁四厘

永拾九匁七分三厘

上郷ヨリ

永拾三匁九分式厘

大石田ヨリ

式百九拾七俵積口  
一、そば 壹俵

壹艘

此俵目九分式厘五

此運賃永壹匁四分四厘三

一、小麦

壹艘

此俵目壹俵壹分三厘

永

五斗八四俵  
一、胡麻

壹駄

壹艘

四拾四駄積口

此俵目

壹俵五分六厘五

此永

一、酒 式樽付  
四斗八式ツ式斗八四ツ

壹駄

菜種 小間物 紙荷

下並 又則 せんまい

野物 木地

其外 大方同壹駄

五俵五分五厘

此運賃永八匁六分六厘

右之品酒田空船積人候節者、表目壹俵ヨリ半運賃申上候

錢五拾四文宛会所受取可申事

一、青苧 壹駄 式ツ附

永拾匁式分六厘

（以下不明に付略す）

史料四 酒田川船古来を混乱諸願聞書

(表紙)

酒田川船古来を混乱諸願聞書

山本控

(裏表紙)

享保六年

廿八月朔日

口上

聞書ニ相認申候間  
何方ニも控無御座候  
此書付斗ニ御座候間  
御披見被下置、已後ハ  
御返シ被下度奉願候

1 酒田川船古法有増聞書

、古来ハ酒田川船斗ニ而最上川荷物上下運送仕候處ニ、慶安三年寅年も大石田船ハ酒田へ下り荷物積下り、酒田船ハ最上へ登り荷物斗積登り、双方共ニ戻り船ニ荷物積申儀不相成堅ク申合せ有之、是を古法と用申御事ニ候、御料御私領之御用御荷物之儀も、其年之御雇船ニ御荷物積登せ、員数之外ハ酒田船之運賃ニ而為御積登被遊候、員数之儀ハ山形拾五万石之節、作り塩千表と御申、五六百表斗ツ、為御積登被遊候所、拾万石之節二千表已上夥敷御登申候、是皆商人荷物其年山形御米役人衆へ相願仕候所、運賃なしニ為積登申ニ脇御大名様方ニハ御雇船切ニ御座候へハ、古法ニ准シ申候、然所ニ米沢新庄共ニ夥敷商人荷物御指荷ニ成候事、藏本之駢と不申通故と相見へ申、少々藏本中ニも勝手有之儀ト申慣候御料ニ御指荷と申事御城米戻り船ニ少々御座有之候處、諸星内藏助様御代官之時も取分ヶ多ク罷成申候、曾而御代官様之御役不被遊候御事ニ候由、大

石田船ハ古法堅ク相守、先年御当地御馬大豆最上ニ而

御買上有之候砌も、酒田船共大石田ニ数多居合申候へ

共、大石田船方ニ而古法申立テ、酒田船ニ不積、大石

田船ニ而積下り申候由、延宝年中之儀ニ御座候由、酒

田ニ而斗古法相立不申、船方難儀仕候儀者年寄而已藏本

ニ御座候処と古来も申伝候、勿論運賃も水主老人何程

ツ、船賃何ほとツ、古来ハ作塩積口ハ六拾四表ニ限

り有之、段々銭直段高直ニ罷成申候ニ付、作り塩表

ニ何程ツ、と近年相極メ申候由、ケ様之儀へ古来ハ御

役所様へ申上、或ハ御内意又ハ駈卜御極メ被下候所ニ、

近年相對ニ罷成むさと御役所様へ不申上様ニ自然ト罷

成申候、船中ニ三組立テ組頭御付被遊、順番ニ高下無

之様ニ乗セ方仕候儀ハ、乙坂六左衛門様御町奉行之御

時節ニ御座候、鱸角兵衛様之御時代ニも、舟方之儀ハ

少分之儀ハ御下知被成下候儀ニ御座候、中頃も九人衆

御極メ被下候へ共、何事も延々ニ罷成、御催促仕候へハ

噪立など被申、或ハ役所を軽々敷仕候由など御申ニ付、

古法破れ申候、船方願有之時節、年寄中と張合ニ罷成

申儀不珍御儀ニ御座候

2 貞享年山形御所替之御荷物指荷ニ罷成申ニ付、年寄

中と舟方と又論ニ罷成申候次第

、貞亨四年卯三月、鍍屋惣右衛門・上林七郎右衛門両

人方へ舟方之者共召呼候而申渡ニハ、当年松平大和守

様御下シ米之儀、大石田船方も願出申ニ付、酒田舟御

雇不被遊、大石田斗御雇被遊、則豊後国日向御荷物

七八千固御廻シ被遊候分、則大石田船戻リニ為積登申

様ニ被仰付候間、右之趣船役人共も相心得むさと願出

候義など仕間敷由被申渡候、依之船方噪ケ敷罷成、占

法ヲ以願出ニ付、九人衆中同四月六日ニ寄合、段々詮

儀之上、近年御指荷糞り罷成、藏本共私欲仕候訳ニ相

極り惣右衛門・七郎右衛門申分ケ難立、同十五日ニ山

形江罷登、酒田船方古法申達候而、自今以後訳能成候

様ニ可仕由ニ而罷登被申候、其跡ニ而越前屋長兵衛と申

藏本も右之御指荷、大石田船へ段々為積登申候ニ付、

惣右衛門・七郎右衛門ヲ山形と呼下シ、五月六日ニ寄合有之候、其時惣右衛門・七郎右衛門兩人申候ハ、山形ニ而色々申上候へ共、御指荷員數之儀ハ、古法之通相定り申候へ共、御下シ米之儀ハ御不案内ニ而、当年大石田船御雇被遊、其上御思召も有之儀ニ候間、来年御雇可遊由ニ被仰渡候間、今更難改御事ニ候、御指荷之儀ハ山形御領之船ニ斗為御指荷積登候而ハ、二年ニも三年ニも員數之通可仕卜一埒致候と可申候、其時大庄屋中之内ニ斎藤与右衛門と申仁被申候ハ、縦一ケ年ニ而も御雇船登七申事又々後年之例ニも罷成候間、是非ノ、其訳可相立事ニ候、且又御所替之御荷物下総守様も酒田船御雇被遊為御積登被遊候上ハ、今更其通ニも難仕候、惣而船方之儀ハ他所掛ケ之渡世ニ候間、例ニ罷成様ニ何連も相考我々詮儀仕遣シ不申候而ハ、船方之者立子不申儀ニ候間、仲間当り障りニ構申儀ニハ無之事ニ何事も乍存知、兩人申方不徳其意儀ニ候、夫も九人ニツニ別れ大庄屋六人江加々屋与助加り、惣右衛門・七郎右衛門杯藏本三人一趣ニ而度々あらそい

申候由、藏本ハ美濃屋十右衛門・松村新右衛門・越前屋長兵衛ニ御座候、此長兵衛儀ハとかく六ヶ數存候哉、其節藏本除キ申候、依之船方も數年我假仕候訳書付御役所江指上申候、然所ニ五月十日ニ山口三郎左衛門様・鈴木安右衛門様御兩人へ大庄屋中并舟方之者少々被召呼、今度船方も訴出候儀ニ付、鐙屋・上林迷惑之由ニ而、我々ニ取扱候様ニ相頼候間、右兩人船方古例取失ひ、越度至極ニ候、依之過料金差出シ相濟度よし、是ニ而船方堪忍仕候様ニ仰渡候、然其過料金ニ而相濟候而ハ、例ニも罷成候間、御請難仕段御返事申上候へハ、向後ハ御所替有之節ハ、藏本共も船方古法之訳申達之由可申間、先々此度ハ是非ニ共過料金ニ而相濟可申由達而御申ニ付、金子并證文取和談仕候由

### 3 翌年又々噪數罷成申事

一、同五年辰年鐙ヤ・上林山形御役所江申上、御荷物他領舟ニ而為積登度旨、山形も當御役所江御狀參申候、

依之御役所様鶴岡へ御登り被遊如何罷成候哉、御荷物  
不残御指荷ニ罷成爲積登申候、依之新庄・上野山・東  
根等ニも御指荷御雇船へ斗爲御積登被遊候筈候、古法  
も破れ藏本も段々積出シ申ニ付、船方難儀ニ存候処ニ、  
秋中ニ罷成候へハ、山形御役所も酒田船方古法之通、  
覚書仕、差上申様ニ被仰付候由、惣右衛門・七郎右衛  
門殊外大切之由ニ而、大庄屋中ニも御印判被致候様ニ  
と申ニ付、他所御役所へ印判仕候儀ハ、船方之者之印  
判ニテも、当御役所へも御窺之上可仕事ニ候間、中々  
相對ニテハ不罷成由返事被致候へハ、鑑ヤ・上林夫も鶴  
岡へ罷登、大庄屋中并船方之者共も百三四拾人舟ニ而  
鶴岡へ罷登り、御役所へ申上候へ共、山形も御役所へも  
不申来候儀、御指図ニも及さる儀と何之被仰渡も無之  
罷帰り申候、依之当年之御雇船之儀も御指荷之員数限  
り之所、御返上不仕候へハ、大石田船斗御雇被遊候筈  
ニ御座候間、覚書印判差上候様ニと船役人ニ被申候へ  
共、中々埒明不申、又々当年も御雇不被遊候ハ、御米  
之分瀬取船出シ不申、大石田船ニ而沖瀬取共爲致候様

ニ舟方申合候へハ、古法之通ニ罷成相濟候由、此時船  
持之内一ノ町青塚四郎右衛門連判ニ除キ申候儀ニ付、  
所持之川舟三艘つぶし舟ニ成申候、惣而船方之儀ハ古  
法を破れ申候へハ、大勢噪立申儀ハ古来も度々有之候  
儀、不口上故噪立申より外之儀無御座候

4 山形御手船数拾艘出来仕候ニ付、新規舟之儀ハ不罷  
成、古法申上、右之船共御払ニ成候事

一、元禄年中ニ山形御手船ニ成候由ニ而、藏本共も取持酒  
田船も五六艘、其外ニ大石田船等御買上被遊候ニ付船  
方噪立、舟役人大石田へ参り、御料引掛ケ、山形江御  
訴申上、新庄様之儀ハ古来も御手船有来候へハ、各別  
之儀訳立、山形之御手船御止メ被遊御払ニ罷成申候、  
此時大石田町之内ニ山形御領有之延慮有之候間、酒田  
も強ク願候様ニと申来候へ共、造用掛り申儀故、大石田  
ニ斗掛ケ置一埒仕候、惣而酒田舟役人山形へ御呼被成  
候事度々有之候、山形ハ左京様御時代之儀ニ御座候

5 御城米御運賃増願仕候事

一、宝永年中ニ御城米運賃之儀、諸色高直ニテ船立兼申候ニ付、近年船仲も足シ金仕運送仕候訳、大石田・酒田船方も江戸願出申候処ニ、諸屋内藏様取次ニテ相叶、百表ニ表表ツ、御増被下候

6 最上寒河江領岸藤内と申者御代官江申上、御城米御運賃式分引下ケ、新規舟場願出候事

一、惣而最上商人共紅花・青苧・麦・大豆・紙之類・たはこ馬ニテ大石田へ付出シ、夫も酒田へ積下シ申儀、古來ハ順番ニ早ク付出シ申候荷物ヲ先へ積下シ申候処ニ、近年大石田問屋共俄俣いたし、荷物留置、後も付出シ候荷物を先へ積下シ、大石田近所之商人斗利運仕候ニ付、寒河江・山形・左沢・東根・米沢・上野山等之商人共、数年此事を御長濬御役所江も訴申上候へ共、御

支配之儀と申其義ニ罷成候ニ付、寒河江藤内と申者ニ惣商人相加り新規舟場願致度申候へ共、御公儀様之御為無之候而ハ、御取上被遊候儀ニ罷成旨被仰渡、依之御城米御運賃式分引下ケ、御百姓中へも下直ニ塩売出シ可申段、訴状ニ書入御願申上候ニ付、御詮儀有之、先々運賃御引下ケ被遊候、長濬御役所之儀ハ大石田御支配之御事ニ御座候へハ、一人被入御情被下候へ共、大石田船之儀ハ御公儀へ御為少ク、酒田舟之儀ハ沖瀬取等ニテ夥敷御為多候儀ニ候へハ、酒田へ申遣、一同ニ相願申様ニと御内意有之候ニ付、大石田も其段中来候、酒田船方も新規舟場相立候而ハ、難儀之上御運賃まで御引下ケ被遊候へハ、迷惑ニ奉存御役所様へ御覽申上、大石田と一同ニ願出申候、御城米海船出舟仕候砌、日和待ニ毎日ノ川舟人足共ニ支度仕数日相待候訳など酒田舟申方相立、去子ノ年ハ三ヶ年之内御運賃御増被下候様ニ被仰付、又々来暮願出候筈ニ御座候、右藤内儀又々当二月も御公儀様御極印船ニ相頼、江戸御役錢差上申度と御願申上候由、依之四月廿日ニ大石田舟役



人共罷登り、秋山彦太夫様御屋敷も酒田船も弥一同仕候様ニ、世話仕候様ニと私方へ御状參候ニ付、船中へ申達、返事仕候、然所ニ当七月六日ノ御立合ニ而藤内願候儀、新規舟場取立候事堅ク罷成由被仰渡、自今願出候ハ、曲事ニ可被仰付旨ニ而御取上なしニ相濟申候、此儀者七ヶ年ニ而当年相濟申候

7 只今願申運賃手取高之事為後日書記申候

一、作塩七拾表 四人乗積口

此運賃 永銀四百五拾五匁 新銀也

内巻割 問屋方へ庭ニ引

引残而手取錢高 拾八貫拾八文

作塩老俵ニ付新銀六匁五分ツ、

九人衆吟味之上引下ケ願候分

新金ニ而面替四メ四百文

乾金米直段拾而ニ九表半

右之願不相叶飯米代九人衆も連判ニ而問屋頭并仲人中之宛所ニ而證文被致、最早來春舟方難儀之儀乍存荷押付被申候事畢竟延々ニ成申候故にや、如何様成深了簡ニ候哉難知御事ニ御座候、舟方ハ他国も金銀ヲ御所へ入申儀也、諸職人ハ所之金銀ヲ手取渡世仕義ニ御座候間、賃銀増之儀ハ所之難儀ニ可有之よしニ而、旅人も出シ申金子殊ニ舟方吟味之上、他所御役所へ相聞へ候而も訳立チ申儀ニ、縦訴訟被致候事延々ニ成候儀とハ乍申、五ヶ年ニハ九千両程之儀九人ニ而埒明不申ニて、御役所様へ御窺被成候而も大勢之難儀救可被申儀と奉存候、依之旅人猶以重ク成リ、所々役儀輕ク罷成候所却而舟方噪ケ敷事之役儀輕ク成候様ニ了簡被致候事、黒白之違ひニ奉存候、併深キ了簡も可有之とむさと難申上御事ニ奉存候

8 惣而船方願ニ付指合申訳

一、御料御指荷願之儀ハ、浦役人と張り合ニ罷成可申事

一、山形・東根・上野山・米沢等之願も、蔵本米宿等と張り合ニ可成事

二、新庄御手船員数古法三拾艘と申候へ共、古法段々破れ申候儀ニ御座候間、後日ニ舟数多ク罷成申候而も、中々舟方も相手ニ成候者有之間敷候、加々屋与助・鏡屋惣右衛門蔵本ニ候間、如何可有御座候哉、夫々其時之儀と被存候、好事もなきにはしかじとやら

右三ヶ条ニも致方有之儀ニ御座候へ共、忝人吞込候而も九人衆中疾と無莊相談被致候へハ、御内意申上、埒明キ申儀ニ御座候、今度清川船之儀、舟方ニ而ハ夥多數損徳有之候儀ニ候へ共、其訳聴と詮儀も無之、御書上も私方ニ而覚書仕遣シ申候位ニ御座候、縦相止メ候共、其訳聴と吞込相止メ候へハ、残念ニも無御座候へ共、外之利屈斗被申候御所江、金銀入候儀も無合点、其時之下役人へ聞、俄ニ相談被致候故、間違申儀と奉存候、川舟之儀も忝ヶ年ニ七八度斗ツ、最上へ上下仕候所ニ、近年式度三度より多く登り不申候、水主船頭も忝ヶ年舟乗候事二三度之外ハ居喰ニ成申候、当年六月も七拾日商売止ミ候へ

共、五七拾日斗ツ、休ミ申事不珍事ニ御座候、船之廻り

荷物之員数ニ而考申儀ニ御座候間、御指荷等多御座候へハ、難儀強ク御座候、当年清川船大石田へ登申候儀も、大石田船宿へ人遣シ、帳面書写シ申候所ニ、春中も七拾六艘參候由、弥七月廿二日迄ニ改參申候、ヶ様之損徳聞捨ニ被致候、大庄屋中ニも深キ了簡可有之儀と存斗ニ御座候、ヶ様ニ書付申上候とて神以役人中悪敷可申上と奉存候儀ニハ無御座之、大勢之渡世難儀之所存斗如此ニ申上候、

一、古來も船数も減シ、五人乗不足ニ成候而四人乗斗多ク、三人乗不足ニ成、式人乗多ク罷成申候、惣而五人乗と申ハ六人、段々忝人ツ、増シ式人乗ハ四人にて上下仕候、忝ヶ年ニ三度之外ハ上荷瀬取舟なと乗り、渡世仕候、水主廻シ申儀ニも段々品有之儀ニ御座候、清水行、大石田行賃銀高下有之候、且又御城米はいやがり脇米積ニハよろこび申儀、当年なとハ米直段能御座候ニ付、御城米ヲよろこび申儀なとさまノ、順番高下之儀ハ船持頭共存候儀ニ而、中々脇も知れ不申御事ニ御座候、然所ニ舟ノ度数斗ならし候而も、賃金平均不申

候へハ、高下有之、且又順風御米急ニ出早ク仕廻、ま

わり能舟も有之、不廻り之舟も有之、此義ハ年行事等

ニ高下無之様ニと申付候へハさまノニ致シ、高下無之

様ニ仕候、其時々ニ心シ申儀ニ御座候間、不案内ニ而ハ

難儀御座候、外之商売と違ひ命掛ケ之渡世ニ候間手取

錢等も宜様ニ積リ不申候へハ、居喰多身過ニ御座候間、

間違申儀ニ御座候由

御拜借金 五百兩 (酒田町舟之分斗也  
新金貳百五拾兩也)

連判借金 千三百兩

相對借金 千兩余

ノ式千八百兩余

右之金極月借り水主共方へ明年之運賃ニ借シ乗セ組志

年中ニ指引請取申儀ニ御座候

9 酒田川船大小数之訳

上五人乗 数拾貳艘

心艘積口

作塩八拾貳表ツ、

中五人乗 数壹艘

同 七拾三表ツ、

上四人乗 数七拾九艘

同 七拾表ツ、

中四人乗 数貳艘

同 六拾貳表ツ、

上三人乗 数八拾九艘

同 五拾八表ツ、

中三人乗 数七艘

同 五拾壹表ツ、

上貳人乗 数五拾艘

同 四拾八表ツ、

船数合式百四拾艘 水主千人余

10 荷物相改申船見番小屋之事

貞享四年も堤興野村江舟方并問屋も申合番人差置申候

清川も下にてハ中々耽と改申儀ニ成兼可申候、酒田にも

舟見指置候儀ハ積口も過荷有之、少々ツ、過荷積申儀

直々問屋へ相断上ケさせ申儀など御届帳御座候ニ付、

指置申由

一、御指荷之儀も御料下代衆之御印判ヲ当御役所様へ差

出申様ニ前方も被仰付候へ共、浦役人共申上候ハ、時

ニ依リ増減御座候ニ付、当分私共印判ニ而御裏判申請、

極月ニ至下代之印判と御出判御扣帳を引合可申候由  
申候へ共、丹今其儀無之由御指荷問屋方も積出シ申儀  
不罷成候訳、坂尾甚平様御時被仰渡、則問屋頭共方も  
亥五月朔日ニ御請證文指上置申候由、扱又上内匠町又  
六と申者台町儀右衛門と申者御指荷取持運賃分ヶ取ニ  
仕候由承候間、船方も相断是も自今取持不申様ニ仕候  
事、此儀夥敷舟方之難儀之随一二御座候

11 最上江荷物岡付掛り物

作塩七拾表 酒田も清川迄駄賃

此駄賃 貳拾貳メ五百七拾五文

清川も大石田へ運賃拾六メ文

二口メ三拾八貫五百七拾五文掛ル

酒田川舟にて為積登申候へハ拾八メ拾八文相掛リ申

候処ニ、旅人合点不仕候よし、岡付少々仕数日運送

留メさま／＼なぶり申事難儀之時節与ハ乍申、御所

ニ役人も無之仕方下口惜敷事ニ奉存申候、旅人申方

斗大切之様ニ被申候問屋頭之心底難心得御事ニ奉存  
候、旅人塩商之儀ハ最上へ為登候紅花・青苧・たは  
こ・大豆ニ引替申儀御座候之塩にて、損有之候へハ代  
物之大豆・たばこ等にて利運仕義ニ而当分相知れ不  
申候、惣而旅人も身過ニ而酒田商止メ申候へハ、外ニ  
商売無之事不申、とても之儀ニ御座候、御役人中も  
御地走振不被成候共、商売ニ御座候間、舟方運賃ま  
し致候而承事御座候、其所ヲ地走過候事御所役儀立  
不申仕方ニ奉存候、

一、清川御会所所にて月越シ之御出判御改之儀ハ、当年

清川之船之儀ニ付論事有之ニ付宿共不働故と被存、数  
年月越ても御通シ被下候儀ニ御座候

一、此度清川船・酒田舟之員数ニ加へ申儀ハ、清川ニ舟

改番人指置申ニ罷成候へハ、酒田舟之難儀成不申候、

清水船も酒田舟之員数ニ相加リ申候へハ、清水も上江不

參候、此末清川舟大石田まで通申候ハ、清水船も願

可申哉、依之清水も上へ不參候訳先達而願書ニ書入申候、

新庄様御手船斗舟方之難儀之一ニ御座候、是も只今之

通二三拾艘にて居候へハ、別義無御座候事

一、山形、東根、上野山等之御下シ米積下リ申候酒田船共之内ニ、御米費目等不足仕候へハ、舟主相弁、其上ニ而年度中も其船稼被留候事、尤外之船々見候所も有之ニ付、急度迷惑候儀ハ無是非御事ヲ奉存候へ共、当年ほと困窮ニハ了簡可有事ニも奉存候、当四月頃も内町三郎兵衛と申者之船費目不足ニ而其米々相弁候へ共、上林七郎右衛門舟役人被申付、渡世相止ミ申事も度々仕候へ共延々ニ罷成、今にゆるし無之難儀仕候、尤不調法者之儀故、無是非御事ヲ被存候所、役人中ニも可有心御事ニ奉存候

一、大石田船運賃と酒田川舟運賃とハ各別之御事ニ奉存候、大石田船方にてハ下り荷物請込置、運賃七八両ツ、も請取、酒田舟ニ式分三分ニ而誂下し申候舟も無之、運賃取候様之儀有之哉、此儀旅人方ニ而取沙汰有之儀ニ御座候間、如此ニ書記置申候、来年舟方も又々運賃願等仕出シ候哉と奉存、如此申上置候

、返スノ、も申上度御事ハ御指荷之儀ニ御座候、当年

漆山御代官御下向不被遊候儀ヲ以夥敷留メ置申候へ共、当年來春迄ニハ是非ノ、漆山手代中江申合御指荷拵可申と旅人とも心掛ケ申儀御座候間、御内意申上置度御事ニ奉存候、拵すまし申候而ハ乍同致方ニ骨折申儀ニ御座候、塩荷に口役ニも指合可申も相知れ不申候、表向之難儀と奉存候、下拙老人此儀ヲ存何とそ相留メ申候ニ仕度奉存候へ共、諸方心を合不申候へハ、不益之様ニ被存候間、舟方へ御慈悲ニ此儀御内聞ニ下拙ニ今一応御聞被下候へハ、有無之訳御思召共ニ相済可申様ニ奉存候へ共、何共御役所様へ輕々敷御内意申上候儀も御所之為とハ乍申延慮(マヤ)ニも奉存候、酒田諸色之障リニ罷成申、御指荷ニ御座候、此儀相留メ申候へハ、諸事御料所も酒田をあなどり尔今奉存御事ニ奉存候、此所乍憚御了簡被遊被下度御事ニ被存、病筆ニ申上候逸々御腹立可預も難斗恐入書付差上申候、此度浦役人共も漆山へ手代衆被參候事、御役所様江御届ケ申上候儀も每度有之御事ニも可有御座候と奉存候へ共、是ニも様子可有之様ニ奉存候ニハ、最上楯岡も七左衛門・九郎兵

衛与申者、当廿九日ニ永田茶右衛門方へ参り、旅人寄  
合仕候儀、御指荷之儀ニ奉存候、さま／＼の御事内々  
ニ御座候へ共、運賃願之儀ニ付間違申候間、御役所様  
へも舟方不屈ニ相聞入申候由、依之恐入奉存候間、是  
又大切之難儀ニ下拙なとも奉存候、此訳中々難尽筆紙  
御事に奉存候、併書付御披見奉入候、右委細ニ聞書差  
上申儀、下拙惡心ニ而役人中之不埒訴人仕候義ニハ無  
御座候、且又意趣有之儀ニも無御座候、ケ様之委細不  
申上候へハ訳相知れ不申候ニ付無是非奉存候、尤大勢  
之難儀救ひ申度所存故、善惡申上候、此所御思召ニ自  
然意根等有之、利を非ニ書なし、差上申様ニも御覽被  
遊候へハ大切之間違と恐入奉存候、文言ハ障り多ク書  
出申候、乍憚此儀御了簡可被遊御事と奉存候

12 上荷順番并問屋方ニ而順番さらい申事

元禄拾年丑ノ年酒田川船数有高

九拾式艘 五人乗

五拾五艘 四人乗

式百三艘 三人乗

拾 艘 式人乗

ノ 三百六拾艘 是ハ段々減シ申候

右元禄拾年丑ノ年関甚太夫様御町奉行被遊候時、上荷  
順番被仰付候、三年以前も御願申上、問屋と<sup>争</sup>及論有之  
候此儀ハ船方之内ニ問屋之子方と申者共家来同前ニ朝  
夕問屋ニ出入仕候儀ニ御座候、人数四拾人ほと御座候、  
此者共勝手ニ可仕と相計申ニ付、上荷順番もめ合申事  
ニ御座候、問屋方ハ順番破り可申申立テ之品々

問屋方ハ元禄十年ニ書付上ケ申候儀

一、最上御大名様方御廻米出船之節、日和見掛ケ瀬取船  
相雇申候節、舟方順番平均番くりニて相渡申ニ付、手  
間ニ罷成、海船之難儀ニ罷成申候

一、沖出船之砌ハ取分ケ急成儀ニ御座候、其御順番ニ無

御座候へハ、勝手次第ニ相雇申候所ニ、順番ニ成或ハ指

紙等書付町々ニモ船乗廻シ申内ニ遅リ、近所ニ居当リ申  
船之儀ハ当番ニ無之由ニて間延ヒ仕候ニ付、其内ニ波立  
チ成破損等可有之と海舟之難儀ニ罷成候事

一、海船大分出船仕候節、川船者不足ニ成、雇船悉私之  
時節、何船ニ不依相雇申御事ニ候、其節も順番ニハ手  
問罷成申候

一、潮之差引ニ依リ、上荷瀬取船等相雇申候時節、川船  
おそく参ルニ付取仕廻おそく罷成候へハ、湊ニ乍居難  
儀ニ及申候事ニ御座候

一、物而海船之儀ハ、御蔵米并町蔵モ依物之外諸色舟積  
仕候儀、日和を見掛ケ又ハ上方相場上リ申候由相聞候  
之節ハ、俄ニ買物仕、其假積立申ニ付、不依何舟ニ相  
雇申所ニ順番舟ニテハ、中々遅滞仕候

一、問屋手寄之船々相加リ不申候へハ、海船へ我假申掛  
ケ悪口等申、海船之水主船頭共難儀ニ奉存候由、宿々  
申遣候間、勝手乗ニ仕候方問屋共旅人共勝手能御座候、  
船方ニテ乗り申儀ハ同事ニ御座候間、順番と申名無之

分之儀ニ御座候

右之通問屋方も申出候へ共、船方もハ右六ヶ条之儀少も  
構ニ成不申候、縦勝手次第ニ何船雇候共乗兼候船ハ定テ  
上荷積申節、平均申ニ付少も順番之構ニ成不申候、急成  
斗申立町之内上荷ハしつかニ御座候、其節平均甲乙無之  
様ニ仕候、問屋方ニ而順番ニ構申儀ハ出入之者斗ニ乗せ可  
申申立テニ御座候、急用之節ならし申儀と奉存、問屋も  
相さ、へ申候へとも、後日ニ平均申儀舟方も申立テ、順  
番ニ被仰付候事、此時節鶴岡へ被參候順番ニ被仰付候間、  
御百姓こやし手問申訳訴出、依之宝永年中ニ九年相続申  
候上荷も一趣ニ破れ申候、此儀ハ山田四郎右衛門様思召  
違ヒニ而、無出舟内川順番と上荷瀬取順番と訳一趣之様  
ニ被思召候由申控候、其後正徳元年も又々船方も願出候  
間、問屋と及論有之、舟方申方相立、今ニ順番ニ罷成難  
有奉存候事、

右之通船方之訳事多ク、利聞へ難き事ニ御座候間、年々  
六ヶ數キ様ニ相見へ申候へ共、九人衆疾と被吞込候へハ、

埒明申儀ニ御座候、不吞込ニても九人衆被申出候事ハ、是非ノ相立申様ニ被罷成、依之噪ケ敷罷成申候と奉存候

右之通書付御内見ニ奉入候御儀ハ、万一益ニも罷成候ハ、大勢之為ニ罷成候哉と如此ニ御座候、九人衆へ被成方患敷ニ斗申上候儀も無御座候、此書付下拙一員ニ而相認申候間、世間ニ存候者無御座候、密々ニ差上申候、御役人中へ御聞合之節御見合被遊、少も相違も御座候ハ、不届ケ者ニ被思召可被下候、随分念入聞書仕候御思召ニ、依心底恥ケ敷奉存候、大勢之為ヲ奉存斗ニ御座候、已上

史料五 御手船

(表紙)

寛政三年亥十二月  
 米沢御手船船乗水主請状定

当亥御年貢米金ニ指詰、上杉彈正大弼様御手船船乗奉公身代金借用仕候ニ付相定申一紙請状之旨、御物成米御用御荷物積請申候而、濡摺欠米出申儀御座候共、船頭水主仲間ニ而急度弁相済可申候、御役人中江者不及申、貴殿方江も少も御苦勞相掛ケ申間敷候、勿論船上下者不及申御船御用ニ付而者被仰付次第急度相勤可申候、然ル上者御船乗組申候内御乗二人不申候



ハ、何時ニ而も身代金銭急度返済可仕候御支

一、左沢河岸<sup>b</sup>ニ帆大石田ニ帆乗下候御定ニ而身代金借  
用申所相違無御座候御支

一、病煩等仕候ハ、人代成共履銭成共御勝手次第差出、  
御差支仲間敷候御支

一、御船乗組候内御用米御用金御荷物者不及申、其外何  
様之品盗取逃等仕候共、早速其品者差出、身代金銭者

不及申急度相濟、少も御苦勞相掛申間敷候、其外何様  
之金銭借用仕候共、請人引請御苦勞相掛申間敷候御支

一、御公儀様<sup>b</sup>被仰出候御法度之切支丹類族ニ而無御座  
候、則支配役方<sup>b</sup>村払手形取之御渡置候御支

一、輕我あやまち喧嘩口論其外何様之儀ニ而相果申候と  
も身代金無相違急度相濟可申候御支

一、御手船乗組船頭水主睦敷仕、御用御差支無之様ニ相  
勤可申候

右々条之趣急度相心得、身代金銭左之通り<sup>a</sup>人別只今儘  
ニ請取御年貢米金御上納仕候所実正ニ御座候、然ル上者

前文御定之通少も無相違為相勤可申候、則證人加判仕候

上者御手船乗組候ものニ付、諸事違乱儀出来候共引請、

加判之もの何方迄も罷出、急度埒明實殿方江少も御苦勞  
相掛申間敷候、御定之通御船首尾能乗仕舞候ハ、御暇可

申請候、為後日御手船乗組船頭水主請狀証人加判仍如件

一、金壹両壹分  
御公科大石田  
給取 銀 助 人主 仁三郎<sup>印</sup>  
外金式歩辰金 請人 辰之助<sup>印</sup>

一、金壹両壹歩  
御公科川前村  
給取 伊 助 人主 藤 藏<sup>印</sup>  
壹ノ文 請人 長 七<sup>印</sup>

一、金壹両壹分  
右同断大石田四日町  
給取 傳兵衛 人主 傳兵衛<sup>印</sup>  
六百文 請人 平 助<sup>印</sup>

一、金壹両壹分  
右同断大石田四日町  
給取 市郎兵衛 人主 傳兵衛<sup>印</sup>  
八百文 請人 平 助<sup>印</sup>

一、金壹両壹分  
大石田本町 請人 平 助<sup>印</sup>

一、金壹両壹分  
戸沢上総介額分横山村  
給取 万次郎 人主 山三郎<sup>印</sup>

一、金壹両壹分

壹ノ四百文 同 運七 請人 傳兵衛印

一、金老両老分 右同断横山村 給取 与 助 人主 学兵衛印

老ノ文 請人 与 七印

一、金老両老分 戸沢上総介領分横山村 給取 源 七 人主 源十郎印

八百文 請人 金兵衛印

一、金老両老歩 右同断横山村 給取 学兵衛 人主 与 助印

八百文 請人 与 七印

一、金老両老分 御公科深堀村 給取 長太郎 人主 又 作印

老ノ文 請人 又 作印

一、金老両老分 御公科川前村 給取 長 七 人主 新 五印

六百文 請人 藤 蔵印

一、金老両老分 戸沢上総介領分横山村 給取 文左工門 人主 武左衛門印

八百文 請人 惣 助印

一、金老両老分 御公科鷹巣村 給取 与 七 人主 与 八郎印

六百文 野黒沢 請人 弥 七印

一、金老両老分 御公科駒籠村 給取 五 郎 人主 勘五郎印


六百文 横山 請人 学兵衛印

一、金老両老分 御公科大石田四日町 給取 太 吉 人主 与 七印

八百文 請人 作 平印

一、金老両老分 御公科井出村 給取 清 助 人主 久 蔵印

八百文 請人 久兵衛印

一、金老両老分 戸沢上総介領分横山村 給取 勘次郎 人主 印

老ノ文 請人 喜右衛門印

一、金老両老分 御公科大石田本町 給取 久太郎 人主 久兵衛印

壹ノ文

請人 丑兵衛印

八百文

同村 請人 治右衛門印

一、金壹両壹分

御公科深堀村  
給取 忠 吉

人主 忠左衛門印

一、金壹両壹歩

御公科鷹巣村  
給取 源 六

人主 六兵衛印

六百文

請人 吉兵衛印

壹ノ文

同村 請人 武 助印

一、金壹両壹分

御公科駒籠村  
給取 運次郎

人主 左五兵衛印

一、金壹両貳歩也

御公科鷹巣村  
給取 長 吉

人主 長 吉印

壹貫文

請人 左 助印

一、金壹両貳歩也

御公科鷹巣村  
給取 長 吉

請人 長右衛門印

一、金壹両壹分

右同断大石田本町  
給取 龜之助

人主 吉 平印

一、金壹両壹歩

戸沢上総介領分田沢村  
給取 三 助

人主 伊 助印

壹貫文

大石田四日町

請人 与 惣印

一、金壹両壹歩

同村 請人 伊之助印

九百文

同村 請人 伊之助印

一、金壹両壹歩

右同断大石田村  
給取 甚次郎

人主 久四郎印

一、金壹両貳歩也

酒井左工門尉領分清川村  
給取 徳左工門

同村 請人 伊之助印

八百文

請人 彦 助印

一、金壹両貳歩也

同村 請人 伊之助印

一、金壹両壹歩

御公科今宿村  
給取 弥 助

人主 弥 助印

一、金壹両貳歩

御公科川前村  
三郎兵衛印

同村 請人 傳 吉印

八百文

請人 権 七印

三百文

同村 請人 傳 吉印

一、金壹両壹分

御公科大石田四日町  
給取 長 助

人主 長 蔵印

外二金壹分前増借用仕候

一、金老両式歩

三百文

右同断今宿村

善八<sup>㊦</sup>

一、金老両式分

三百文

御公科大石田四日町

忍兵衛<sup>㊦</sup>

一、金老両式歩

三百文

戸沢上総介領分横山村

仁助

大石田村 請人 源次<sup>㊦</sup>

寛政三年亥十二月

船方会所

大石田四日町

米沢御手船御仕達

一、金老両式歩

三百文

戸沢上総介領分横山村

惣吉<sup>㊦</sup>

同村 請人 惣治<sup>㊦</sup>

兵右衛門殿

一、金老両式歩

三百文

御公科大石田四日町

与惣<sup>㊦</sup>

請人 三吉<sup>㊦</sup>

一、金老両式歩

三百文

右同断鷹巢村

武助<sup>㊦</sup>

同村 請人 卯助<sup>㊦</sup>

一、金老両式歩

三百文

御公科大石田本町

与助<sup>㊦</sup>

同村 請人 甚四郎<sup>㊦</sup>

(表紙)

文政八年酉四月廿一日

米沢様御手船通船御入用請負方聞書 扣

戸田安助手 扣

覚

一、四人乗十日老俵

老入前ニ付九合宛

三斗六升入ニテ渡ス

糧米

一、老入前ニ付三拾匁宛

味噌

一、老入前ニ付錢貳拾匁宛

茶塩 たばこ  
荳油 [ ] 代

一、錢四百文 老艘ニ付

船方御役所江

一、錢百九拾五文判錢

冥加式週毎ニ上納

一、錢百三拾文 古口

百三拾文 古口

一、三十五文 清川上下

三十五文 清川上下

一、三拾文 堀ノ内

三拾文 堀ノ内

一、八百文 宿錢

左沢 古口

一、百五拾文 荷差上り唱

清川 酒田

一、百五拾文 荷差上り唱

百文 酒田

一、百五拾文

五十文大石田

一、百五拾文

船乗出し

一、九百八拾文位

餅米小豆代

一、老艘每ニ相渡ス

老艘每ニ相渡ス

一、舟渡陸踏ひき

舟渡陸踏ひき

一、道送賃 老ヶ年分

道送賃 老ヶ年分

一、老艘ニ付三拾五文

御舟支度之御

一、錢三拾文ツ、

出舟并乗附酒代

一、一りニ付老艘分

一、 閏取と申義無之候

右同断

一、 半瀬酒代と申義無之候

大柄

一、 四人乗者壹人ツ、

右同断

一、 雇衆

二房網壹ヶ年ニ

一、 蒿代渡ス

三度乗ニ式戻ツ、

一、 壹艘ニ付  
壹分

相渡ス

一、 帆笠莖七枚

大はらんどう網

一、 前張八枚ツ、

痛次第へ渡ス

一、 壹ヶ年分

腰はらんどう網

一、 筥拾枚ツ、

不時ニ相渡ス

一、 壹ヶ年分

しな皮并ふとう皮

一、 舟置三枚ツ、

順船毎度相調候

一、 壹ヶ年分

帆蓆三拾六枚宛

一、 艦權打權

壹年分

一、 痛次第取替渡ス

帆竹  竹

一、 舟棹石突代

不足之分相渡ス  
小手繩右同断

一、百文  
帆仕立酒代

二、四百文賄方  
正月御船祝

塩引片前  
御入用

老艘分

一、貳拾四文  
御初尾老艘分

一、青葙大綱四人乗貳貫五百め

同 五人乗三貫め

同 細網四人乗八百め

一、同 五人乗老貫め

一、帆柱痛次第

一、取替相渡ス

一、帆桁右同断

一、舟頭水主御給金之儀者、水主給金も、舟頭者金老分

増外御船繫料として舟頭老人江式朱相渡り請負人も舟

錢相渡候

一、小川賃申請送り舟江払候砌へ、相残候小川賃請負人方ニテ請取申候事

一、御積困ニ相成候砌へ、船中江老式人留置飯米雜用日数ヲ以相渡候事

一、難破舟之砌受負人罷出、諸事取斗候へ、御入用掛り候分御上を被下出候事

一、御船支配人江 御扶持米拾八俵

但五斗入

御給金式両式分

老ヶ年分被下置候

右御舟御用向ニテ出役有之節、道中并御用先苗字帶刀

御免ニ而米沢様御家中ニ而相勤申候

一、御請負方御運賃米五俵九分

右御運賃米之分酒田湊ニ差下シ、御本米同様御払候分  
尤代金者酒田も御役人様御登之砌ニ請負人へ御渡被下  
候

一、極月廿日頃御前金として舟頭水主給金并根米味噌仕  
入金其外舟道具類為用意代金として御前金を為借被仰付  
御運賃米御払代金ヲ以右御貸被成候分御引落御差引ニ  
御座候義、尤御米直段安ク御払ニ相成候年者、請負人  
格別損毛相成候間其節者通船諸人用并船頭水主給金共、  
一式取調之上請負人損毛之分、御手当金被下度候事

右之趣米沢様御手船数年乗候川端齊藤八兵衛ニ申、舟頭  
老年ニおよひ、舟頭休罷在候ニ付、同人相招相尋候砌、  
書面之通申聞候間、覚迄聞書致置候事

文政八年酉四月廿一日

(表紙)

文政八年酉六月

当四月も御手船御造立式艘平均仕上ヶ帳 扣

御手船差配人

安助

船頭

茂平治

卯兵衛

代惣兵衛

一、金拾兩

拾三貫五百目入

永拾五匁

鉄拾箇

金壹兩ニ付拾三貫三百目直段

一、金三分貳朱

右諸掛り賃

永拾壹匁八分壹厘



一、金七兩貳分

鑲五拾七貫五百目

正目方百七拾六貫貳百目

永拾六匁六分六厘

鉄百目ニ付五拾文替

百五拾壹貫貳百目 鑲貳千拾六丁

拾三貫五百匁入

内

壹丁七拾五匁平均

一、金五兩貳朱

鉄五箇

貳拾五貫目

先御船入用通

永六匁七分三厘

金壹兩ニ付拾三貫目直段

上廻り鉄具品々

合金三拾貳兩

一、金壹兩壹分

鉄壹箇

永拾四匁四分三厘

永拾壹匁七分四厘

四貫貳百五拾目

此錢九百三拾八文 兩替

同直段

六貫五百文

此メ金貳拾五兩壹分

永拾壹匁七分四厘

一、錢壹貫五百三拾壹文

釘代

一、金六兩三分

但 鉄拾六箇 四貫貳百五拾目

内訳

ツバクラ釘 貳拾四本

ケセウ釘 三拾六本

永貳匁六分九厘

鍛冶細工打質

セシ釘 貳拾四本

鉄壹貫目ニ付貳百五拾文替

一、金三拾貳兩

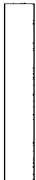
式艘分代

此訳鉄目高貳百貳拾貳貫貳百五拾目

但壹艘拾六兩宛

内四拾四貫五拾目

二割減り引



メ、此訳 てう板端板折立板向木

船梁り并柵木枕マツラ

六百文

火棚式通り

壹貫七百文

菅畳式拾枚

三貫文

艦立クラ板

棚板屏江掛板

一、錢四貫六百文

メ 此訳 三貫文 シャクシ板 大小四枚

壹貫貳百文 ドイ板 四枚

四百文 立ハサミ板 四枚

一、金貳両

帆桂式本

一、金貳分

帆桁四本

一、錢拾三貫八百八拾文 居小屋道具

六百文 棟木式本

壹貫文 根太木拾本

壹貫七百四拾文 敷板六間

貳貫文 小屋但角木貳拾本

内訳 壹貫四百四拾文 屋根笠貫木十六枚

壹貫百文 炬式通り

七百文 水場式通り

一、錢三貫四百文

艦權式丁 添木鉄輪共二

一、錢三貫六百文

打權八枚

一、錢六貫六百文

船竿拾式本

但壹本五百五拾文ツ、石突キ鉄分共二

一、錢壹貫五百三拾八文 帆桁九拾六本

一、錢拾貫八拾文

帆蔭

六百文

菰細并蒿代

但壹枚三拾五文買

貳百八拾八枚

アミ質共ニ

一、錢七百文

帆車大小四ツ

一、錢拾貫六百六拾文

網代

一、錢七貫貳拾文

船台木

三貫文

古多渡網貳房

四貫八百文

三寸角貳間も壹間半迄

皮壹貫日ニ付貳百五拾文買

内訳 壹貫九百廿文

四拾八本

内訳 貳貫文 蒲萄皮網四房 大ばんとう唱へ

三百文

クダ木六拾本

參百八拾文

腰ばんとう式房

長サ七尺五寸丸木

四貫文

帆附小道具類品々

一、錢七貫文

立クダ百廿本

十一筆

壹貫貳百八拾文

しな綱四房

四貫百四拾文

三尺も貳尺五寸迄丸木

合金貳両貳分

四拾九貫五百九拾八文

苦筵菰細并

錢貳貫九百六文

桶鉢箱代

内訳 壹貫貳百六拾文

屋根苦九拾貳枚

三百六拾文

垢桶式ツ

壹枚四拾五文宛

貳百文

ゴジ桶式ツ

壹枚三拾文宛

三百廿文

味噌桶式ツ

四百文

庖丁四枚

式百八拾文

漬物桶式ツ

九百文

ちょうな式本

九百六拾文

米入箱式ツ

六百元

ナタ式丁

七百廿文

飯入鉢式ツ

百七拾文

炬カギ式ツ

六拾六文

垢柄杓式本

八拾文

火箸式丁

一、錢三貫八拾文

鍋代

一、錢八百四拾文

松皮式貫目かわだ

一、錢三貫八拾文

飯鍋 式ツ

一、錢八百四拾文

松皮式貫目

内訳 七百四拾文

汁鍋 式ツ

但壹貫目ニ付四百廿拾文宛

㊦

七百四拾文

野菜鍋式ツ

舟大上

百九拾七人半

四百四拾文

葉鍋 式ツ

一、金四兩三分式朱

百六十四人

一、錢貳貫五拾六文

賄方入用道具

六百七拾六文

九日壹分

一、錢貳貫五拾六文

箱膳八人前

内 拾壹人 百五拾文

八百八拾文

椀 八人前

廿式人半 五拾文

内訳 八百四拾文

皿 八人前

外六百五拾六文

百六拾四人分

貳百四拾文

茶椀四ツ

たばこ代壹人前

九十六文

錢四文ツ

錢四文ツ

一、錢貳貫百五拾文

刃物類

一、金五兩下四百九拾七文

兩替六貫七百元

木挽 三次郎

一、錢壹貫貳百八拾六文

味噌九貫目  
但錢百文ニ付

一、金壹分貳朱

人数拾八人半

味噌七百目直段

五百七拾七文

但十日壹分作料

外ニ七拾四文

たばこ代一日ニ四文宛

一、錢貳百廿五文

醬油 貳升五合

金壹分貳朱

一、錢貳百廿五文

但壹升ニ付九拾文直段

六百五拾壹文

一、錢四貫百四拾文

酒五斗壹升七合五勺

一、錢四百五拾文

雇人足三人

一、錢三貫五百三拾文

但壹升ニ付八拾文直段

一、錢五貫四拾文

御船造立中  
一日壹人前 百五拾文ツ、

一、錢三貫五百三拾文

大工雇人足舟頭兩人

船頭兩人雇賃

一、錢五貫八拾文

小屋船ニ而野菜代

一、錢五貫四拾文

一日壹人前 八拾文ツ、

一、錢五貫八拾文

台上ケ并台おろし入用

人数六拾三人分

一、錢五貫八拾文

しな綱貳房

人数六拾三人分

一、錢五貫八拾文

台いわいの節代

内訳 壹貫三百文

そう免代

一、金壹両壹分

米六俵取

一、錢貳百貳拾文

賄諸入用

五百四拾壹文

但金拾両ニ付

一、錢貳百貳拾文

舟大工拾貳人御祝儀錢被下候

一、金壹両壹分

四拾五俵直段

一、錢貳百貳拾文

一、錢貳貫五百五拾文 所々江飛脚賃

一貫三百文 十三人ノ賃

内訳 九百文 六夜泊リ旅籠

三百五十文 上下小走

十二筆

金六兩貳分貳朱 錢貳拾四貫八百三拾文

金七拾三兩貳朱

錢百五貫五百六拾九文

此金拾六兩貳朱 錢七百五拾七文

両かへ六貫五百文

合金八拾九兩壹分 錢七百五拾七文

御船貳艘御造立入用

但 平均老艘二付

金四拾四兩貳分貳朱

錢三百七拾八文

外

一、錢貳拾六貫七百三拾文 青苧

拾六貫貳百目

此金四兩七百三拾文

兩替六締メ五百文

外 錢貳貫文 網打酒代

老房五百文宛

此訳

太綱四房 老房二付 青苧三貫三百目

細綱貳房 老房二付 青苧老貫五百目

但青苧老貫目二付

老貫六百五拾文買

右者御手船御造立諸入用并船道具之類貳艘平均二仕奉書

上候 以上

御手船差配人

大石田村

西 六月 名主 安助 印

柏倉

御役所

(表紙)

文政十一年子十一月

御手船六艘并四艘通船上下御入用書上帳控

子九月廿七日御船支度十一月十五日迄

乗仕廻日数四十八日

一、米壹石九斗貳升

但舟頭水主四人乗

此俵五俵貳升

一日老人前壹升宛

三八人

一、味噌五貫七百六拾目

但老人前三拾匁ツ、

此代錢五百六拾文

但百文ニ付六百目買

一、錢三貫八百四拾文

但茶塩薪菜代

一、同四百文

舟御役所江上納

一、同貳貫六百七拾五文

通舟定一式掛り

内訳

四十文

舟支度酒代

四十文

廿八日御神酒代

四十文

大石田出帆酒代

百文

關取酒代

百文

隼瀬酒代

四十文

朔日御神酒代

貳百文

藁代

四十文

川ノ口乗附酒代

四十文

御船掃除祝酒代

四十文

八日御神酒代

四十文

御米積入祝酒代

貳百文

舟町宿錢

百貳拾文 同宿賄方三日之足錢

四十文 御神酒代

壹人前四拾文ツ、

四十文 酒田揚帆酒代

四十文 御神酒代

十五文 清川判錢

四十文 十五日御神酒代

三十文 堀之内判錢

四十文 舟町出舟祝酒代

四十文 大石田へ着船祝酒代

四十文 大石田へ着祝酒代

貳百文 御船乗仕廻賄之酒代

五十文 同所さし上ヶ錢

一、錢五百七拾五文

舟町<sub>五</sub>元合海迄舟渡場

四十文 同所出舟酒代

但

橋實并道造賃半年分

四十文 御神酒代

舟町横山大石田者<sub>壹</sub>ヶ年分

百三拾文 古口判錢諸掛り

相払候

貳百文 同所宿錢

一、金壹兩貳朱

買物代払

三十文 清川判錢

錢四貫七百七拾壹文

帆柱代

貳百文 同所宿錢

内訳

舟壹貳枚

四十文 酒田へ着船祝酒代

金壹兩

しな網壹房

貳百文 同所宿錢

百七拾文

打權壹丁

百文 同所さし上ヶ錢

三百貳拾文

四十文 御米水揚祝酒代

三百貳拾文



三百五拾文 立くら板壹枚

貳朱 帆桁壹本

貳百貳拾文 しな皮壹メ目代

貳百八十文 帆笠庭八枚

六十五文 櫂鉢壹ツ

三百文 舟棹壹本

三十貳文 垢柄杓壹本

老貫文 膳造作ニ付板貳枚代

五十文 右同断

貳百七拾四文 舟大工傳吉一筆料

五百六拾文 櫓權椀木代

百四拾文 枕ツカミ貳丁代

四十五文 落釘三本

八文 ツハクラ釘三本

六十文 まき手子貳ツ

五十五文 桶輪替賃

貳十貳文 かぎ竹壹本

三百文 庄内ニ面瀬掛リニ付

貳百文

小舟雇賃

御米水揚ニ付橋板掛ケ料

米五俵貳升

金壹両貳朱

舟頭

次七乗

錢拾三貫貳百廿拾壹文

一、錢八貫四百五拾文

通船諸掛リメ高

一、金壹両

買物代払メ

錢三貫四百五拾六文

内訳

金壹両

帆柱代

四百文

打櫂壹丁

三百廿文

しな綱壹房

三十五文

桶輪替賃

貳十貳文

かぎ竹壹本

三十貳文

垢柄杓壹本

式百廿文

しな皮壺ノ目

式朱

帆桁壺本

式百六十文

船棹壺本

四百五拾文

太はんとら綱壺房

式百七拾文

石突壺丁

三百式拾文

しな綱壺房

三十五文

棹細工賃

四百文

打權壺丁

式百四十五文

帆笠筵七枚

五百五拾文

船棹石突共ニ壺本

拾七文

權しもく壺ツ

百式十文

權鉢壺ツ

壺貫式百文

艚權壺丁

四十五文

ひわた代

四百文

打權壺丁

百四十五文

艚かぎ代

米五俵式升

船頭

亀之助乗

百文

腕壺人前

金壺両

五十文

皿式人前

錢拾壺貫九百六文

式百三十文

しな皮壺ノ目

八十五文

ふとう皮壺ノ目

一、錢八貫四百五拾文

通船諸掛ノ高

五十五文

桶輪替賃

ノ

三十五文

垢柄杓壺本

一、式朱

買物代払メ

五十文

まき手子式ツ

錢廿メ六百八拾壺文

内訳

米五俵式升

式朱

船頭  
伊助乗

錢拾壹ノ百三拾壹文

一、錢八貫四百五拾文

通船諸掛リノ高

二、金壹両

買物代払ノ

錢貳貫百拾六文

内訳

金壹両

帆柱壹本代

百文

立上ケ板壹枚

貳百五拾文

立くら枚壹枚

四百五拾文

大はんとう網壹房

三百貳拾文

しな網壹房

三百文

舟棹壹本

五十文

石突先かけ賃

三十貳文

垢柄杓壹本

貳十九文

權しもく壹ツ

七十文

びるかね式ツ

五十文

柱セミ □ 細工賃

貳百廿文

しな皮壹ノ目

貳百四拾五文

帆笠筵七枚

米五俵式升

金壹両

船頭  
次郎兵衛乗

錢拾貫五百六拾六文

一、錢八貫四百五拾文

通船諸掛ノ高

二、錢貳貫八百四拾貳文

買物代払ノ

内訳

五百五拾文

艀權壹枚

百五十文

同繼賃

百六拾文

屋根替式枚

四百五拾文

大はんどう網

三百貳拾文

しな網壹房

六十文

帆車壹ツ

式十七文 かき竹壺本

三十三文 垢柄杓壺本

百拾文 しな皮壺ノ日

五十三文 桶輪替質

四百文 膳造作板代

三十五文 艦權ノツカミ代

三十四文 同かすかへ代

百三十文 縫釘拾本代

式十文 ツカミ直質

三十六文 鯨打直シ三丁

式百七拾四文 舟大工一日半賃

米五俵式升

錢拾壺ノ式百九拾式文 舟頭 庄兵衛乘

一、錢八貫四百五拾文 通船諸掛ノ高

一、錢貳貫三百八拾五文 買物代私ノ

内訳

六百五拾五文 艦權壺枚

百五十文 同繼賃

三百五拾文 舟棹壺本

式百七拾文 石突キ壺本

七十五文 同先掛ケ賃

三百廿文 しな網壺房

式十式文 權ツカミ代

式百四十五文 帆笠蓮七枚

四十五文 桶輪替質

三十三文 垢柄杓壺本

式百貳拾文 しな皮一ノ日

米五俵式升

錢拾貫八百三拾五文 舟頭 吉乘

米三拾俵壺斗式升

金三両壺分 六艘屋内

合

錢六拾八貫九百五拾壹文

此金拾兩貳分貳朱 錢百壹文

兩六貫四百八拾文替

十月朔日御船支度十一月十七日迄乗仕廻

日數四十七日

一、米壹石八斗八升

但舟頭水主四人乘

此俵四俵三斗六升

一日壹人前壹升宛

三八入

一、味噌五貫六百四拾目

但壹人前三拾匁ツ、

此代錢九百四拾文

百文ニ付六百目買

一、錢三貫七百六拾文

茶塩薪野菜代

一日壹人前貳拾文ツ、

一、錢四百文

舟方御役所江上納

一、錢貳貫七百三拾五文

通船定一式掛リ

内訳

四十文

御船支度酒代

四十文

朔日御神酒代

四十文

大石田出帆酒代

百文

闍取祝酒代

百文

雇人賃隼瀬ニ而

百文

同所酒代

貳百文

藥代

四十文

川ノ口乗附酒代

四十文

御船掃除祝酒代

四十文

八日御神酒代

四十文

御米積入祝酒代

貳百文

舟町宿錢

百貳拾文

同所宿足錢貳三日分

四十文

御神酒代

四十文

十五日祝御神酒代

四十文

舟町出船酒代

四十文

大石田へ着船祝酒代

五十文

同所さし上ケ錢

四十文 同所出舟酒代

百三十文 古口判船諸掛リ

貳百文 同所宿錢

四十文 廿八日御神酒代

三十文 清川判錢

貳百文 同宿錢

四十文 酒田へ着船祝酒代

貳百文 同所宿錢

百文 同所さし上ケ錢

四十文 御米水揚祝酒代

四十文 朔日御神酒代

四十文 酒田出帆酒代

十五文 清川判錢

三十文 堀之内判錢

四十文 八日御神酒代

四十文 大石田着酒代

貳百文 御船乗仕廻ニ付賄方酒代

一、錢五百七拾五文

但舟町を元合海造

舟渡場道造橋賃

半ヶ年舟町横山

大石田者壹ヶ年分

一、式朱

錢三ノ貳百貳拾文

買物代払

内訳

九百五拾文

體櫂椀木代

貳百三拾文

同繼賃細工料共ニ

四百文

打櫂壹丁

三百廿文

しな網壹房

百七拾文

舟疊貳枚

三十五文

垢柄杓壹本

貳百八拾文

前張筵八枚

四十五文

桶輪替賃

七拾五文

石突先掛ヶ賃

貳百貳拾文

しな皮壹ヶめ

八十文

ふとう皮壹ヶめ

九十五文

式十文

式百文

百文

式朱

米四俵三斗六升

式朱

錢拾壹貫六百三拾文

石突直シかぶど共ニ

かぎ竹壹本

御米水上ケニ付

橋板損料

田井ニ而瀬懸リニ付

小舟雇賃

十月十五日ニ寺津河岸ニ而

小鵜飼痛メ候ニ付酒代

船頭

太兵衛乘

(表紙)

明治四年

御用 船書 上帳

未六月

田沢村

谷地街道

一、御用丸木船 壹艘

長六間

胴式尺五寸

但御城米御積立御用船ニ而、七ヶ年目ニ錢五メ式百  
文御下渡被成下置合替仕不足之分者村方ニ而出金仕  
居候

右者旧來之仕來取調候処、書面之通ニ御座候、以上

未  
六月

田沢村

庄屋

森 莊治郎

田口越太郎様

八、金四両三步式朱卜

錢四拾五ノ百七拾五文

内金貳両也

古船大工引請

御用丸木船 壹艘

長六間

代積差引仕候分

胴貳尺五寸

同 貳両三步式朱卜

正掛 分

当未春中合替仕候諸入用

錢四拾五ノ百七拾五文

覚

以上

一、金三両貳歩

船板代

田沢村

一、同貳朱

上道具代

庄屋

森 庄治郎

一、錢貳拾五ノ六百文

鍔百三拾丁

未十二月

此方方式式ノ三百匁

一、同拾壹ノ四百文

釘代百三拾本

田口越太郎様

此日方壹ノ四拾匁

一、同五百文

火綿代

上書者

明治四年

御用船合替諸入用書上帳

一、金壹両壹歩

大工拾式人半

未上二頁

田沢村

工料

横帳ニいたし式冊上納

一、錢八ノ百貳拾五文

右飯料



覺

一、金壹兩壹分

一、八ノ百廿五文

一、金三兩貳分

一、同貳朱 貳ノ三百目

一、貳ノ三百匁

代貳拾五ノ六百文

一、壹ノ四十目

代拾壹ノ四百文

一、五百文

十六半

大工日料

飯料

船板代

上道具代

鯨

同 百三十丁

釘

百三十本

火わた

ノ金四兩三分貳朱

四拾五ノ百七十五文

一、金貳兩

未十二月

下船受取

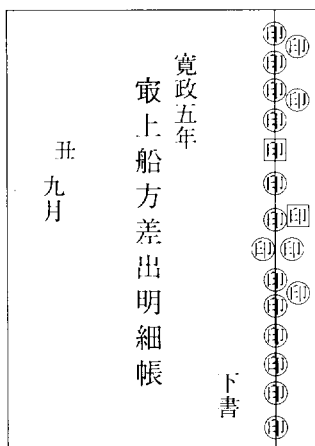
小船合かい

船大上 文 七

小菅村 三五郎殿

史料六 取上船方差出明細帳

(表紙)



覺

一、金貳拾貳兩三歩

永四拾八文六分

是者取上川通為御取締去子八月中御直差配被仰付御役所御普請金此度被下置候間難有頂戴仕候

一、金八拾五兩者

是者御役所御普請并ニ地代等入用ニ付船壹艘も金三歩  
錢四百四拾四文ツ、差出候分

一、金五兩貳歩貳朱

一、錢貳百四拾三貫五百四拾壹文

是者去子九月も当八月晦日迄半運賃請取置御役所差  
上ケ御預被下置候之分此度私共奉請取候

一、錢百貳拾九貫六百七拾六文

是者名木沢并ニ碁点両度之破船弁米代之内船持も差  
出候分

一、同六拾八貫五百四拾文

是者当丑二月五日も同八月晦日迄酒田船方も最上船  
方江助合候分

積荷通船ハ貳百文ツ、大石出揚ケ并ニ御用  
但シ 船之御空船ニ而登候船ハ百文ツ、船頭持参

分

一、金拾三兩

錢百貳拾四貫文

是者去九月も当八月晦日迄惣船持申合壹艘ニ付四百  
文ツ、助成錢候儀御役所江差上ケ御預置被下置候分  
舟持一同不残奉請取候分

一、錢四拾壹貫五百六拾五文

是ハ去子九月中も清水出張所ニ而諸品取立候分

金百貳拾六兩壹歩

永四拾八文八分

錢貳百七拾三文

錢六百八貫七文 但貳朱判共ニ

# 合

此佛

一、金三拾三兩ハ

御陣屋地代金買請候分

一、金拾三兩貳歩

錢壹貫百三拾文

一、同貳拾壹貫文

是ハ御役所并ニ御門御長屋御普請ニ付材木相調候分

是者右同断釘金具等相調候分

一、金六兩三歩

一、同五百文

錢拾六貫貳百文

是者右同断よし相調候分

是者右同断板かまちぬきしきへ共ニ

一、金六兩貳歩

一、同壹貫六百廿文

是者右同断ふきかや相調候分

是ハ右同断土くれ三百廿枚相調候分

一、錢三貫五百五拾文

一、同八百五拾文

是者右同断漸付芋から相調候分

是ハ右同断はじき竹相調候分

一、錢三貫五百文

一、錢百三拾六貫四百文

是者右同断ほげ相調候分

是ハ大工六百八拾貳人日用一日ニ貳百文ツ、賄代ともニ

一、同五貫五百文

一、同五貫三百廿文

是者右同断繩相調候分

是ハ壁ぬり拾九人飯料共ニ壹人ニ付賄貳百八十文

ツ、

一、錢五拾五貫八百六拾八文

清水村下三箇  
破船弁未代

一、同拾四貫九百四拾文

一、金五兩貳步

是ハ地行均シ土付之砌丁持相雇候一日三百八十文

錢壹貫貳百文

荒瀨新田地内  
破船弁未代

ツ、賄代共ニ

一、錢七拾三貫八百八文

基点二箇破船  
弁未代

一、同拾六貫八百文

是ハ屋ねふき八拾四人日用賄共ニ貳百文ツ、

一、同七拾貳貫文

最上船方ハ川文ニ難所江  
番船ニ置給分

一、金五兩ハ

是ハ御門前家立替ニ付家主ヘ合力

一、金三歩

錢五拾貫八百文

御廻米之砌其河岸々江  
船方ハ出役入用  
一日ニ貳百文ツ、

一、金貳兩貳步

是者仮御役所ニ付安太郎方ヘ謝礼ニ遣ス

一、錢三拾八貫八百文

酒田湊出役入用  
日ニ四百文ツ、

一、同貳拾貫五百七拾壹文

清水出張所筆墨紙諸品  
年中入用

一、金三兩ハ

是者仮御長屋去冬中ハ当五月、遣借宅ニ付安右衛門方

一、同拾貫百五拾文

子九月ハ世ノ八月晦日迄  
清水出張所請東左衛門給分

ヘ謝礼ニ遣ス

一、金壹兩

錢三拾九貫五百四拾六文

一、錢拾八貫文

表替  
入用

御陣屋付諸道具  
品々相調候分  
器三拾六疊とこの代  
但志疊三付五百文ツ、

一、同壹貫四拾文

右同断雪圍  
人足八八老人三付  
百三拾文、飯料共ニ

一、同貳貫七拾文

右同断雪ほり  
雇式拾人老人三付  
百三拾五文ツ、

一、金壹兩貳歩

近江表  
式拾四枚代

一、錢六貫五百文

御役所廻り  
垣柴代

一、錢貳貫四百文

七嶋表  
拾式枚代

一、同壹貫九百五拾文

垣ゆへ雇  
拾五人老人三付  
百三拾五文ツ、

一、錢六百文

畳糸三把代

一、金貳兩壹歩

水歩給金

一、同四貫四百文

緑布四反代

一、米六俵

代金壹兩三歩

同人飯料

一、同三貫六拾文

さしちん  
飯代共ニ  
十八日分

一、錢五拾貫文

是者去十九月  
当八月迄惣代  
安太郎給分

一、同七百五拾文

すかた、み  
五疊代

一、金三兩也

右同断  
惣代所筆役  
給金也

一、同壹貫三百八拾文

御陣屋廻り  
縄おだれ  
ほげ相調候分

一、米六俵

代金壹兩三歩

同断  
同人飯料

一、錢拾五貫四拾五文

所々飛脚  
入用

一、金四兩貳步

物代所年中  
筆墨紙共  
狐燭代共二

錢壹貫卜四文

一、錢四拾貳貫文

去子九月<sup>6</sup>  
同十二月迄  
月番給分

一、同貳拾七貫文

是公当正月<sup>6</sup>  
同八月迄上郷衆  
月番給分二日  
百文ツ、

一、同四拾八貫文

是ハ惣船持  
度々寄合

一、同三貫文

是ハ物代方八月番  
詰合所年中  
燈炭拾五俵代

金九拾貳兩壹步

錢八百貳拾六貫八百八拾貳文

内

金百貳拾六兩壹步

永四拾八文八分

此錢貳百七拾三文

錢六百八貫七文 貳朱分錢直シ共二

前書之請

差引残而 兩替五貫六百文也

錢貳拾八貫貳百貳文 不足

是ハ惣船持船數ニ割合

差出候分

書面之通去子ノ九月より当丑ノ八月迄之金錢請拂、

私共一同立会相調明細帳差上候所少も相違無御座候

依之連印奉差上候 以上

清水村

舟持

治吉<sup>印</sup>

大石田村船持

義兵衛<sup>印</sup>

同

作右衛門<sup>印</sup>

同

久藏<sup>印</sup>

同

甚右衛門<sup>印</sup>

寛政五年九月



代次郎吉印  
 沢畑村  
 弥次郎印  
 久野本村  
 八兵衛印  
 小関村  
 茂右衛門印  
 藏増村  
 三之助  
 代久蔵印  
 沢渡村  
 吉郎右衛門印  
 小泉村  
 庄六印  
 羽入村  
 夢蔵印  
 大谷村  
 勘右衛門印  
 尾花沢村  
 市五郎  
 代権兵衛印  
 洪江村  
 次郎作印  
 名木沢村  
 嘉右衛門印  
 代嘉七印  
 毒沢村  
 半兵衛印  
 清水村  
 五郎兵衛印  
 代忠八印  
 清水村船持  
 義右衛門印

川船方  
御役所

此明細帳表寛政十二年申正月十三日ニ  
 江戸表御役所も当川舟方御役所写被遣候様  
 参候ニ付被仰付候を以此沓冊写ニ而差上候而  
 為後日得心如此印置もの也

同所  
 五右衛門印  
 本合海村  
 喜平次印  
 古口村  
 甚蔵印  
 代東左衛門印  
 同所  
 寅之助  
 代東左衛門印  
 同所  
 与次兵衛印  
 代東左衛門印  
 大石田村  
 兵右衛門印  
 同所  
 七郎次印  
 船持惣代  
 安太郎印



史料七 船道吟味

1 大石田村舟持百姓御答扣

〈包み紙の上書〉

神山三郎左衛門様

舟道御吟味ニ付

当初も指上ケ候

願書并御答書入

卯七月

〈包み紙裏〉

御吟味御役様舟中江御乗込御覽被成下候歟、又ハ堀田相  
模守様御手船も御所持被遊候ニ付、去ル寅年迄御城米積  
方へも御手伝有之、仕当候勘定も御役人中様ニ而御承知

可有御座筈ニ奉存候、何分上々様ニ而御吟味被成下候得  
ハ委相分可申と奉存候 以上

平岡彦兵衛様御支配所

大石田舟持

又作

印

如  
七月

小平次

印

石兵衛

印

作石衛門

印

権兵衛

印

与惣右衛門

印

権太郎

印

仁三郎

印

兵次郎

印

蔭山外記様御支配所

大石田舟持

庄助

印

惣兵衛

印

安右衛門

印

伊兵衛

印

傳兵衛

印

市右衛門 ㊦

得之旨御尋

源太郎 ㊦

右御答

同

金十郎 ㊦

当年御城米運賃ニ付一艘切之運賃ヲ以諸入用之書付  
別紙ニ書付差上ケ奉入御覽候

藤九郎 ㊦

兵右衛門 ㊦

一、上郷并当所舟方之義運送ニ付、諸事同様ニ可被思召

彦助 ㊦

上候処、全左様ニ而ハ無御座候、則意味違之義左ニ申

権兵衛 ㊦

上候 当時

寺津舟三拾四艘程

内式拾壹艘大石田右詔舟

寒河江舟式拾貳艘程

内四艘大石田右之詔船

舟町舟拾艘程

内三艘大石田右詔船

横山舟九艘程

内貳艘大石田右之詔船

ノ 七拾五艘程

内三拾艘大石田右之詔船

(表紙)

大石田村舟持百姓御答 扣

是七月六日ニ指上ケ候

今度御城米御運賃ニ付米値段も宜、錢相場も下直ニ相成候故、仕当ニも合可申所ニ表半増運賃願候処、難御心

残而四拾五艘上郷実之船

右之通御座候故、上郷船持共此度早速御請申上候義、実之船持ハ少ニ御座候故、仕当之勘定も不仕御請仕義と奉存候、殊ニ当所も詔船置候船持方へも一応之内談不仕、否之御請申上候義難心得奉存候、尤上郷実船四拾艘余之船持ハ仕当ニ合兼候共御請申上候、詎乍恐左ニ申上候

右舟持之義ハ都而商人并荷宿仕候者ニ而凡人数拾人余ニ御座候、然ハ手船所持仕候得ハ自由ニ手前荷物運送仕候面々ハ荷主方も藏敷等取之ヲ、勿論舟方運賃之内も十分一と申懸取候ニ付、御上林も申請候御運賃米ニ而仕当ニ合不申候得而も如此之益分御座候故、早速御請申上候義と乍憚奉推察候、殊ニ上郷之義ハ紅花青苧たばこ之類出作之場所と申、勿論穀類も多く相出申ニ付、実船ヲ以專ニ運送仕、相残候荷物大石田詔船江荷配リ致くれ候、益を相考詔船ニ仕差置申候、此所ヲ以乍恐御了簡奉願上候

一、舟差配五人之者上郷船持同前当時之御運賃ニ而無違乱御請申上候様ニ相心得候義も乍憚尤ニ奉存候、是ハ

当時所持舟も無御座、御運賃上ケ下ケ御座候得而も差障り無之渡世ニ有之候間、何ら道舟上下度毎ニ志艘も總四百文宛取立候旨込之御事ニ奉存候

一、最上川舟運送之次第多分高下御座候、尤御城米御私領向キ舟之義ハ、舟差配人方も舟割申付候へ共、舟方勝手ニ相成候処之商人荷物舟大石田村へハ一向舟割不仕候、依之当所舟持之義自分手寄ヲ求、荷主相对之上才覚仕致運送候、然ハ才覚無之船持ハ御城米御私領米運送一通りニ而渡世仕候故、悉高下御座候へハ別而当村ニも益不益多分有之御事御座候

一、大石田河岸江出候処之荷物ハ、上郷も出作之紅花青苧たばこ之類、最上川之内三ヶ所之難所ニ而難船等被逢候義を如何と相考候商人、陸附仕相送り候分計凡舟数ニ而式拾艘程并近在る相出候所之穀類積船拾艘程、漸津出仕候、当所船并横山寺津江舟入会ニ而運送仕候得者、前段ニ申上候通り、商人荷物舟ニ限り多分之高下御座候宇竟舟配リ致方不順故と乍恐奉存候

右者此度御吟味之節申上候通り、上郷舟方ト当所舟方トハ意味違之訳ケ申上候ニ付、乍恐如此明白ニ申上候何分以御慈悲御吟味被成下候ハ、難有奉存候 以上

大石田村御料私領

惣舟持

卯  
子ノ  
七月

2 乍恐以書付奉願候

一、御城米御運賃卯年ハ相定候御運賃ニ而、年々船持困窮仕、先年当村舟高式百五拾艘余所持仕、御城米御私領諸商人荷物共ニ相勤候得共、其當時上郷御詔置候舟高共ニ漸九拾五艘程ニ減少仕候、依之先年之通御運賃御直シ被下置度旨、亥年ハ段々御四分様江御願申上候処ニ、此度御前様右為御吟味下向被為遊、委細被仰渡奉承知候、然ハ上郷舟河岸段々御吟味之上ニ而、唯今迄之御運賃ニ而御請申、増御運賃之御願差扣ニ付、当所船持も上郷並ニ唯今迄之御運賃ニ而御請可仕哉返答

申上候様ニ被仰渡候、其儀ハ上郷ノ舟持ト当所船持ト意味違之義、委細書付ヲ以申上候も、近年米高直銭下直仕、舟方ハ仕当ニ合申等之旨御吟味之上被仰渡奉承知、御運賃之願難相立、然上ハ上郷並方ニ当所船持御請可申上候得共、左様仕候ハ猶々困窮も相増弥以舟々減少可仕候、左候得ハ御城米御川下も御手間ニ罷成、舟持も渡世ニ放申ハ外無御座候、然シ上々様ハ被仰付候儀ニ御座候得者、何分御請ハ可仕候、此上ハ唯今迄之舟差配高下有之、別而當所船ハ舟數無後レ申候間、唯今迄新庄御領横山村ニ相立置候船会所當所江相立申度候、且又酒田ニも差配役五人相立申候、当村も差配役五人被仰付、上郷當所ハ立合之者御城米御私領荷物共ニ無甲乙順達ニ舟差配仕候儀被仰付被下置候ハ、高下も無之順道ニ罷成候ハ、唯今迄ハ舟々修覆等も成安御城米積船等も御手間罷成申間敷候哉ト乍恐奉存候、尤此末米下直銭高直罷成、舟方仕当ニ合兼申候節ハ御注進申上、以御慈悲御運賃御直シ被下置度、乍恐奉御存知候 以上

如  
七月

平岡彦兵衛様御支配所  
大石田村舟持

又作

小平次

石兵衛

作右衛門

権兵衛

与惣右衛門

権太郎

仁三郎

兵次郎

蔭山外記様御支配所  
同村舟持

庄助

惣兵衛

安右衛門

伊兵衛

傅兵衛

市右衛門

源太郎

同御支配所

同村舟持

金十郎

藤九郎

兵右衛門

彦助

権兵衛

五兵衛

五郎八

堀田相模守様御知行所  
同村舟持

所兵衛

儀右衛門

三左衛門

源兵衛

円助

久右衛門

七月八日ニ上ル、文言御指図ニ而此通リ認

(神山三郎左衛門様)

3 乍恐以口上書奉願上候

一、当村之儀、先年川船差配仕候處、廿五年以前卯年被召放候得共、其以後唯今迄御用も無滞相勤来候、依之当差配役江当村も御加被下置度偏ニ奉願上候、左候得ハ右差配人と委申合、川通御用も無滞相勤可申候間御堅慮之上以御慈悲被仰付被下置度奉願上候 以上

惣舟持

卯七月八日

連判

4 船道ニ付江戸登せ連判

巳七月船道ニ付

四日町御百姓中へ

一札之事

一、此度漆山御役所へ被仰出候者、先達而差配人為江戸入用大石田之商人とも辰年者老艘ニ金老歩、巳年ハ老艘ニ式朱宛取立候儀、不調法ニ而召置、御吟味之上

江戸へ被仰付候、右金子差出候もの人別を以相改請取落無之様受取、尤其節差配人方も差出候受取手形相返シ可申候、若又請取手形紛失有之候ハ、商人方も別紙ニ受取手形指出候様被仰渡候、并去々卯年大勢江戸へ罷登候節、於御内寄会被仰出候者、指配人共対大石田不届成儀有之候ハ、何時成共可罷出候、猶又去秋御代官様御下向被遊候節、願書差上候処免角時節相待候様ニ被仰付候、此度御窺延引致シ候而、後ニ不調法ニも罷成候而ハ、時節至り候而も重而大石田之願難相立筋ニも罷成候へハ、迷惑ニ存候、殊ニ近年大石田之儀舟方不順ニ付殊外致困窮、百姓ハ不及申名子水吞借地店借り大勢之者共必死と難儀ニ罷成候、且又近年両度之洪水ニ而田畑砂置地損も少々有之候、前々者舟方以助成を書請致候而、終ニ仕付之御百姓助力迎も不申請候、此末大分之事ニも罷成候へハ、且御公儀様御苦勞ニも可罷成候、彼是難儀致候間何分各々御中ヶ間之中江戸へ御登り御公儀様へ御願被下度、達而頼入申候、依之添山御役所江御窺致候へハ、御添状被下置候、弥急ニ

御出立可被下候、何分大勢之者共渡世致候様御願入申候、若何様之御難儀之筋出来致候共、早速我等共罷登引請急度申訳可致候、大勢之者共渡世之儀各々へ拳而頼入為差登候而者、少も相違無御座候、為後日仍而如件

享保十年巳七月

善四郎 ①  
 武兵衛 ①  
 次右衛門 ①  
 重兵衛 ①  
 七郎兵衛 ①  
 五右衛門 ①  
 左兵衛 ①  
 八郎兵衛 ①  
 五治兵衛 ①  
 喜平治 ①  
 太郎治 ①  
 勘右衛門 ①  
 三右衛門 ①

与平治 ①  
 半治郎 ①  
 善兵衛 ①  
 松右衛門 ①  
 三四郎 ①  
 徳左衛門 ①  
 四左衛門 ①  
 惣右衛門 ①  
 孫七 ①  
 六兵衛 ①  
 九郎兵衛 ①  
 茂兵衛 ①  
 次兵衛 ①  
 佐次兵衛 ①  
 彦助 ①  
 九吉 ①  
 五郎右衛門 ①  
 左六 ①

(表紙)

寛政三年

尾花沢御役所

取上船持江御尋ニ付奉申上候書附

亥

十月

5 御尋ニ付乍恐以書付奉申上候

羽州村山郡船持共一統御召出被仰聞候者、通船方ニ付難  
洪之筋も無之哉有無有躰可申上旨遂一被仰渡、難有承知  
奉畏候、右通船方之儀年々惣船持共甚衰微仕、追々減船  
仕候間、御廻米御差支之儀者勿論惣商人百姓難儀之筋ニ  
御座候、此上減船相成候而者弥増船持商人難相立奉存候、  
依之何卒御上御慈悲之御堅慮を以御直御差配被成下候  
ハ、船割等も無甲乙潔白ニ相成、自ラ渡世ニも相成候ニ  
付新船造立等も出来、郡中百姓商人船持共難有相続可仕

半左衛門 ㊦

長五郎 ㊦

与三郎 ㊦

次三郎 ㊦

与右衛門 ㊦

八兵衛 ㊦

徳兵衛 ㊦

与次兵衛 ㊦

小三郎 ㊦

金十郎殿

又左衛門殿

新右衛門殿

惣太郎殿

忠右衛門殿

長兵衛殿

五郎八殿

名主

半右衛門殿



与奉存候、依之左ニ申上候

一、船御役所大石田江御立被下置、初年者御入用御普請

ニ被成下候ハ、翌年ハ、修覆雪囲等之儀都而船方ニ而

可仕候事

一、御城米之儀御五ヶ分様御米高御調之上、船々江無甲

乙様御割合向船被仰付被下置度事

一、御私領御下米并商人荷物積下之儀一同ニ相成候節者

六分通り御私領米、四分通り商人荷物積船御差向被成

下、尤商人荷物無之、御私領御下米斗有之節者皆向船

被仰付、且又商人荷物斗有之節者右同様被成下度事

一、商荷物積船之儀者荷主并荷宿ハ差出候送状江、御引

合御改被成下、新庄御領古口村口留番所并庄内清川酒

田沖之口适通船御切手被成下置度事

一、大石田ハ上河岸ニ積送之荷物之義者、荷宿并荷主ハ積

荷状を以御改被下置度事

一、清水河岸之義者出荷物逆もわづか成儀ニ付、別段御

役所被御立置候ニ者不及義ト奉存候、船持之内ハ志人

被仰付取斗仕候様被成下置度事

一、上下積荷御改之儀下々船見之儀者船持ハ志人差出候  
様被仰付被下置度事

一、大石田江船持為惣代仲間ハ兩人詰合させ置候而船方

御用被仰付被下置度事

一、御城米者不及申上、御私領并商人荷物難船瀬懸破舟

之節者川通り村々猥成義無之様御取極被下置度事

一、大石田河岸端出荷物為取上代船酒田揚船江積下シ、

半運賃相払、残り運賃者惣船配当熟談仕候事

一、御城米御用船方ハ破船之節、弁米是、迫之通三分一通

り惣船割合可仕事

一、御城米積下之内、マツ碁天・隼・三ヶ瀬三難所番船差

置候入用等船持惣割合ニ仕候事

一、取上當時有船百艘余通船之義是、迫之通ニ而随分船廻

り宣年柄、恚ヶ年ニ六度くらひならて運送仕兼候、右

之内御城米御用船并御私領御雇船共メ三度、商荷物運

送之内上河岸ハ式度外一度者船町大石田清水三河岸之

内ニ而積請メ六度ニ此差配料四百文ツ、六度分式貫四

百文、十分一之儀者船町大石田清水メ三河岸之儀者、

往古も荷宿世話料として運賃十分一取来り候、依之上

錢貳百貫文程

兩かへ五〆五百文之積り

河岸寺津、寒河江、横山〆三河岸も積下候式度之分運

賃金拾貳兩永百五拾五文、然所違作年柄ハ三度くらい

此金直 三拾六兩壹分余

ならて通船仕兼候儀も有之ニ付、平均仕候得者四度半

通船罷成候左之通り

合金百貳拾七兩貳分程

一、御城米御用船并御私領御雇船、此船數貳百廿五艘程

但船數百艘割

此差配料九拾貫文

壹艘当り

一、寺津河岸・寒河江川岸・横山河岸商人荷物積舟百五

一、金壹兩壹分余ツ、

拾艘程、此運賃拾分一金九拾壹兩永百六拾貳文五分

内金三分永百文者

但壹艘ニ付貳百七拾五俵積

但壹ヶ年船役水ニ被成下度事

運賃拾分一金貳分永百七文七分五厘ツ、

殘徳用金壹分永百五拾文余

外ニ差配料六拾〆文程

外ニ

一、船町・大石田・清水河岸迄之出荷物此船七拾五艘

壹艘ニ付

此差配料 三拾貫文程

一、錢壹貫文

兩替同断

一、錢貳拾貫文程

此永百八拾文程

是著大石田河岸も上河岸へ登荷物平均塩目五千俵程

是著上下四度半通船之分船世話役人方へ差出候分

但壹俵め貳拾五〆目ニ付役料四文ツ、積り

〆金貳分永八拾文程

〆金九拾壹兩永百六拾文程

右之通ニ御座候得ハ外ニ是迄徳用ハ不時之出金も有之候ニ

付忝艘ニ付、平均金忝兩位、忝ヶ年徳用も可有之候、依  
之右徳用を以達々新艘打立又ハ御船役所地代修覆諸入用  
等ニ可仕候

一、右之外酒田船御城米御用船并御私領御雇船其外米沢  
御手船差配料忝艘ニ付四百文ツ、御取立相成候事

前条之通被仰付被下置候ハ、船持ハ不申及商人百姓一  
統相続仕、御救ニ罷成難有仕合ニ奉存候 以上

寛政三年亥十月

十五日十六日迄上ル

寒河江御料

舟持

羽入村

太蔵

沢渡村

太郎右衛門

東根村

伝之助

大町村

弥右衛門

柴橋御料

長崎村

嘉兵衛

善六

土浦領

洪江村

次郎作

上ノ山領

田井村

弥兵衛

天童領

小関

茂右衛門

大石田四日町

兵右衛門

長兵衛

同本町

金十郎

安太郎

常五郎

大石田村

惣兵衛

儀兵衛

久蔵

長瀬附

松沢村

作右衛門

伊三郎

史料八 覺

1 覺

一、庄内從酒田湊取上江諸荷物為登運賃高直ニ而、寂上郡中百姓商人迎難儀ニ付、去夏中於酒田ニ差配人江も度々願申候得共、舟持共心得無之、今度郡中百姓商人惣代ニ御兩人相頼候通成就致候得者、郡中之助リニ罷成候間、近年郡中別而困窮ニ付、諸雜用金漸々式拾兩相渡申候、此上諸入用致不足候共、余計相渡申事不罷成候間、随分御勘弁被成、右金ニ而上下往来諸雜用間ニ合御願可被成候、願之通相叶運賃引下ケ被下候ハ、江戸入用并御兩人江御太儀料共ニ右引下ケ老ケ年分ヲ以酒田惣問屋中ニ而取立相渡シ可申候、為其覺書仍而如件

享保十六年亥六月

新庄

惣兵衛

清五郎

清水

五三郎

大石田

七左衛門

金十郎

平兵衛

久右衛門

作右衛門

兵右衛門

文右衛門

源兵衛

長兵衛

長右衛門

五兵衛

市兵衛

傳兵衛

利兵衛

藤七

茂兵衛

甚右衛門

尾花沢

樋岡

天章

山形

2 覺

一、金壹兩貳分下貳貫九百拾貳文

大石田  
次左衛門殿  
長崎  
源右衛門殿

勘四郎	左浪	白岩	谷地	兩所	下原
武兵衛	市右衛門	彦七	彦次郎	与左衛門	与四郎
		勘七	源右衛門	喜惣次	清右衛門
			五右衛門		

右者差配料并運賃十分一取立之内、慥請取申候  
追而勘定相立可申候 以上

岡村半右衛門  
木暮七左衛門

(宝曆十二年)二月晦日

二藤部兵右衛門殿

3 覺

一、金拾壹兩三步下鏝拾五貫九百八拾壹文

是ハ当末三月中取立候差配料并運賃拾分壹

四月度々ニ詔置候分

一、金貳拾八兩貳步下鏝六拾四貫三百三拾文

是ハ当末四月中右同断

一、金四拾兩壹步下鏝八拾貫三百拾壹文

右者此度船会所惣勘定ニ付、書面之通慥ニ請取割符相濟  
候上ハ、是迄之差引出入無御座候、為念仍而如件

室曆拾三年未十一月

船会所 ㊦

立会

今野三次郎 ㊦

同断

大内勘兵衛 ㊦

二藤部兵右衛門殿

5 覚

一、金三拾四兩卜八百九拾七文 但酉三月分

二、金三拾七兩卜五百三拾八文 同八月分

二口合金七拾壹兩卜壹ノ四百三拾五文

右者船会所取立金御預金度々ニ請取差引不残出入無御座候、為後日仍而如件

申五月份  
申十月份

(明和二年)  
酉十一月

今野三次郎 ㊦

村山治左衛門 ㊦

一、金七拾貳兩壹步卜錢九百八拾八文

二藤部兵右衛門殿

右者当申年差配料并運賃拾分老舟会所取立金御預被成候

分此度不残相濟申候 以上

6 (覚)

清水 治助 ㊦

兵右衛門殿分

明和元年申十二月

布川 善内 ㊦

三月分  
一、金三拾壹兩壹分

取立

小暮七左衛門 ㊦

錢拾壹貫百八拾貳文

二藤部兵右衛門殿

此金三拾四兩卜八百九拾七文

八月分  
一、金三拾七兩下五百三拾文

一、金七拾壹兩 壹貫四百三拾五文

内

西三月分  
一、金壹兩三分下拾貫三百九拾四文

一、金貳兩

是者長瀨川岸出役

一、金壹兩

柴橋寒河江兩川岸

二番下入用

一、金壹兩壹分

山形御料川岸出役

一、金三分

米沢御預所川岸入用

一、金壹兩壹分

尾花沢上郷川岸出役

一、金壹分

同御料下川岸出役

治助

一、金壹兩

証文取置

勘兵衛

取替

一、金貳兩壹分

証文取置

治右衛門

取替

九口

一、金拾壹兩貳分

錢拾貫三百九拾四文

此金拾四兩壹分百九文

善内

四月四日

一、金貳兩貳分

九郎兵衛

内金壹兩貳分 河岸出役

三次郎

入用金壹兩八取替金也

一、金六兩三分

金右衛門

取替

半右衛門

一、金貳兩貳分

九郎兵衛

取替

一、金壹兩壹分

治左衛門

取替

庄兵衛

一、金壹兩壹分

善左衛門

取替

一、金壹兩壹分

勘兵衛

取替

一、金貳兩

治左衛門

是者山形川通入用三次郎方

證文取置

七口ノ金拾七兩貳分

名々証文取置

右之通御座候、尤右之外、内受取金之儀者何程ト申、文  
左衛門方迄ニ御書付被成、十九日迄ニ被替取被下候  
以  
上

(明和二年)  
十一月十七日

八月十三日  
一、金壹兩三分

木暮七左衛門

長瀨出勤ニ付入用ニ請取

八月廿日  
一、金三兩貳分 五百文

会所入用請取

ノ金五兩壹分 五百文

九月七日  
一、金五兩

年季明御吟味ニ付尾花沢出勤入用

小以金四拾貳兩 六百九文

残 金貳拾九兩 八百貳拾六文



史料九 證文・約定書

1 船頭奉公證文之事

一、艀五人乘

壹艘

仁吉船

舟道具

壹式

真物檢(カ)

壹丁

右者私義百姓前田地不足ニ而家内相統相成兼、貴殿御所持之舟当申壹ヶ年船水主相勤、給金外ニ戻金五兩壹歩借用仕、奉公相勤罷在候所、此度右舟頭病死仕候ニ付、今般達々貴殿江御頼申入船頭奉公仕、書面之艀舟其外道具不殘儲ニ預リ、船頭相稼候所相違無之候、然ル上者御上様被仰出御法度筋并ニ御廻米御米等ニ過荷積等一切不仕大切ニ通舟仕、酒田湊着河岸荷物添金無間違相渡可申候、万一間違等出来候節者請人引受貴殿江御苦勞筋相掛中間敷候、

一、舟代金之儀御定法之通無差支御勤定可仕候、万、不

勘定其外心得違仕、舟頭相止候節者是迄之通船水主相勤、前書戻金元利無相違御返濟可申候、

一、船頭奉公中病氣其外快俄等何程様間違御座候御者、人主請人引受貴殿江御苦勞筋相掛中間敷候

右ヶ條之通り聊違変被不仕候、舟頭奉公仕候ニ付為後日之請人加判、札差出申所仍而如件

万延元申年六月朔日

大石田四日町

久兵衛

印

尾花沢村

親類請人

新太郎

印

右取次證人

善兵衛

印

大石田村

御舟持

清吉殿

2 積請證文之事

一、御米百俵

外二御運賃米

右之通御城米酒田御下米、勿廻方并銘々口改申請積入申候、尠相違無御座候、然ル上八舟中ニ而伊ヶ様之儀出来候共御村方へ御迷惑相掛申間敷候、為後日積請一札仍而如件

安政三年

辰三月

御手船頭  
左之助

田沢村  
御庄屋  
森 庄二郎殿

3 積請申一札之事

一、御米百五拾俵

外二七俵壹斗七升五合 御運賃米

御本米

右之通御城米酒田御下米積受申尠相違無御座候、万一船中ニ於而如何様之義御座候共、御村方少も御迷惑相掛申間敷候、為後日之積受請文仍而如件

安政七年

申五三月七日

御手船頭  
喜七

4 積請申證文之事

一、御米百五拾俵

外二七俵壹斗九升五合 御運賃米

御本米

右之通未御物成酒田御下米積入申所相違無御座候、若於船中如何様之義御座候共、御村方江少も御迷惑相掛申間敷候、為後日之積受證文仍而如件

万延元年

申八月

御手船頭  
左之助

田沢村御庄屋  
森 莊治郎殿

5 積請申證文之事

一、御米貳百三拾俵 御本米

外三拾壹俵斗九升五合 御運賃米

右之通当酉御收納之内、酒田御下米貫匁升匁俵拵等銘々御改申受、積入申所相違無御座候、然ル上者船中ニおゐて如何様之儀御座候共、御村方江少も御迷惑相掛申間敷候、為後日之積受證文仍而如件

右之通申之御收納米之内、酒田御下米銘々御改申受、積

文久元年

入申所実正三御座候、若於船中ニ如何様之儀御座候共、

西十月

酒田船頭 武一郎

御村方江少も御苦勞相掛申間敷候、為後日之積受證文仍而如件

田沢村 御庄屋 森 莊治郎殿

万延二年

甲二月

御手船頭 吉之助

7 積請申證文之事

田沢村 御庄屋 森 莊治郎殿

一、御米六拾俵

御本米

外三三俵也

御運賃米

6 積請證文之事

一、御米百五拾俵 御本米

外二七俵斗七升五合 御運賃米

右之通去申之御物成之内、酒田御下米積受申所相違無御座候、然ル上者於船中如何様之儀御座候共、御村方江聊御迷惑相掛申間敷候、為後日之證文仍而如件

文久元年

西五月

御手船頭  
與治右衛門<sup>㊦</sup>

田沢村  
御住屋  
森 莊治郎殿

8 積請申證文之事

一、御米貳百俵

御本米

外ニ拾俵

御運賃米

右之通申之御城米之内酒田御下米銘々御改申受、積入申所相違無御座候、然ル上著於船中ニ如何様之儀御座候共御村方江少も御迷惑相掛申間鋪候、為後日之積受證文仍而如件

文久元年

西四月

御手船頭  
留 次<sup>㊦</sup>

田沢村  
御住屋  
森 莊次郎殿

9 差上申濟口證文之事

羽州村山郡楯西村舟持善藏外廿四人煩ニ付代楯北村百姓三郎左衛門外老人も同州飽海郡酒田湊川舟差配人又作外七人江相懸、難決出入之旨申立、石川主水正様江奉出訴、去辰二月廿五日御差日之御尊判頂戴相附之所、右又作外四人之者共返答書差上、追々御吟味中懸合之上、熟談内濟仕候趣意左ニ奉申上候

一、右出入双方篤卜及懸合候へ共、訴詔方ニ而ハ羽州村山郡最上川通舟之儀、寛政四子年最上川通り、一統御改正被仰渡、大石田河岸江川方御役所御取立之節、右御役所最寄江会所相建、舟持之内惣代詰合罷在、御用向相勤上下之舟々積荷高見届々、下役致取調御役所江書上、尚又御役所御改を請、通舟致来候ニ付、御役所御修覆并会所入用之儀者、最上船方并酒田湊舟方も差出錢を以取賄、不足之分者最上舟方惣船持江割合差出来、諸入用者明細帳相仕立、川方御役所江差出、御改之上御印形被成下候義ニ御座候所、去ル寅年春中酒田湊川

船差配人肝煎方も是迄差出来候得共、舟方困窮ニ付以  
来難差出旨申来候間、今更不差出候而、最上舟方難立  
行再応懸合候得共、聞入不申段、其外品々申立相手方  
ニ而寛政四子年取上領御改正ニ相成候後、安太郎と申  
者舟方惣代ニ罷成、右同人困窮ニ付、酒田差配人市郎  
右衛門者兼而熟意仕候故、同人義酒田舟持江申談、舟  
老艘も大石田揚百文上郷行式百文ツ、安太郎江合力い  
たし遣シ、文化七子年同人義病死仕候間、合力錢及斷  
候所、仮惣代太郎右衛門義度々罷越相歎候ニ付、翌未  
年も丑年迄七ヶ年之間可差遣、尤年季明之砌断次第相  
止候筈右太郎右衛門・勘之丞舟方惣代弥藏三人之連判  
證文取置、其上安太郎存生中同人白筆之書状ニも、右  
錢断次第可相止之旨認メ有之、右年限相立酒田舟方  
追々困窮最早合力難差遣、元来合力錢百文ニ式百文之  
所、訴訟方之者共四百文ニ式百文宛請取来候杯殊之外  
相違之儀申立、甚以難心得旨其外品々答上双方争ひ候  
得共、一体最上川通舟之儀者、享保八卯年御支配御代  
官様并相手方領主御役人中も御覧之上差配役被仰付、

銘々御請書差上候砌、都而川方御定法相立、叡上領御  
廻米御私領米酒田船江積請候、老艘も四百文ツ、差出  
来候所、寛政四子年尾花沢御代官様御直御差配ニ相成、  
大石田村江川方御役所御取立、其節酒田差配人共江、  
前々仕来或者勤方之次第御尋之上御請書被仰付、尤夫  
迄叡上差配人共為差配料令取立候四百文者御役所江上  
納可致旨被仰渡、只今以御上納仕、其後同村安太郎と  
申者舟方惣代ニ相成、酒田船老艘も大石田揚百文、上  
郷行式百文宛同人江差遣候所、文化七子年中病死仕、  
其後仮惣代太郎右衛門義度々酒田江罷越相頼候ニ付、  
翌未年も丑年迄七ヶ年之間可差遣、尤年季明之砌断次  
第相止候筈右太郎右衛門外式人連印證文差出置、右  
を酒田差出錢与相唱可取立筋ニ無之段、訴訟方相弁、  
今般対談之上酒田舟老艘も大石田揚總五拾文、上郷行  
之分百文宛当已九月朔日も来ル申年八月朔日まで中三  
ヶ年之間、最上舟方江相渡、勿論酒田差配人共より通  
船度毎切手差出、大石田会所江取置、毎月晦日限無等  
閑右切手取調錢高をメ切、手錢儘ニ受取之趣、請取書

認メ会所惣代共印形致、相手方へ相渡、右年限相立候  
 ハ、双方対談之上、不実之義無之様取斗、尤訴訟方之  
 外村々船持共も一同申儀ニ付、会所惣代共右之趣ふ  
 洩様可申通、且御廻米御私領米御川下之義者不及申、  
 川筋普請等之外、其外不依何事ニ前々仕来之通双方共  
 取斗、何ニ而も新規之義者決而不仕、川方御定法之趣者  
 一同急度相守、向後両船道争論等不致、睦敷突合、双  
 方舟懸り役人共義舟持并舟頭共ヲ不相掠メ、万端正路  
 ニ取斗、通船無差支様致、前書之廉々以來一同聊無申  
 分熟談内濟仕、偏ニ御威光与難有仕合奉存候、然ル上  
 者右一件ニ付重而御願筋毛頭無御座候、為後證之濟口  
 證文差上申所仍而如件

同 同  
 同 同  
 同 同  
 同 同  
 同 同  
 同 同  
 同 同  
 同 同  
 同 同

舟持  
 清吉  
 文蔵

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同  
 同 同 同

文政四年巳七月

池田仙九郎御代官所

羽州村山郡橋西村

舟持

善蔵

同 御代官所

同州同郡石川村

同

吉兵衛

田口五郎左衛門御代官所

同州同郡大石田村

舟持三面當時

飯惣代

儀兵衛

田口五郎左衛門御代官所

同州同郡全宿村

舟持

三次郎

同 御代官所

同州同郡宮崎村

舟持

与三郎

同 御代官所

同州同郡新町村

舟持

藤左衛門

同 御代官所

同州同郡觀音寺村

舟持

權八

同 御代官所

同州同郡東根村

舟持

弥作

同

祐藏

同

伝之助

同 御代官所

同州同郡野黒沢村

舟持

又兵衛

右廿五人煩三付

池田仙九郎御代官所

同州同郡橋北村

訴訟人

三郎左衛門

田口五郎左衛門御代官所

同州同郡大石田村

同

卯兵衛

酒井左衛門尉領分

同州飽海郡酒田湊

川舟差配人

此治

同

又治

舟肝煎

忠治

右三人代兼

川舟差配人

又作

相手

川舟差配人

治郎治煩三付代

同

六兵衛

田口五郎左衛門御代官所

羽州村山郡大石田村

引合人

太郎右衛門

御評定所

前書濟口證文為取替置申候 以上

已

七月十一日

右

三郎左衛門

同

卯兵衛

同

又作

同

六兵衛

同

太郎右衛門

10 差出申一札之事

一、金六兩

戻金

一、金壹兩貳歩

但給金之内

外ニ 金壹兩貳歩

利足

申請候分

一、金四兩貳朱

弁代金也

内貳朱

夏かり引

金拾壹兩貳歩貳朱

内

高三兩貳歩之内

一、金壹兩三步貳朱

給金之内

此度相済

一、金壹兩

利足弁代

相兼勘弁を請

小以 金貳兩三步貳朱

殘金 八兩三步

此済口

一、金七兩貳歩

来午年

戌年迄金壹兩貳歩ツ、

相済候約定

一、金壹兩壹歩

亥年相済積リ

右者貴殿御所持之船江是迄年々乘子奉公仕候處、追々戻金其外借財出来難洪仕候間、今般借財方書面之通り済方御願申上候處、格別之御勘弁を以御聞済被成下千万難有仕合候、然ル上、来午年、格別改心仕、大切ニ乗込、通船不埒風聞之儀等無之急度相勤可申候、猶年賦之儀も来午年、聊無越度急度相済可申候、万一年賦金等不及申、猶又船中勤方之儀、情々無相違相勤可申候、不勤等有之候節、如何様被抑聞候共、其家一言之可申上様無御座候為後日之一札差出請人加判仍而如件

安政四年己十二月

水主奉公人 伝

治

㊦



大浦村  
人主願人

治兵衛 ㊦

同  
右親類請人

藤左衛門 ㊦

名木沢村  
同請人

甚九郎 ㊦

大石田  
證人

善兵衛 ㊦

大石田村  
御船主  
清吉殿

### 11 差上申一札事

一、上下御荷物受払御用等拙者共方江被仰付、大勢牛馬方并小揚之者共迄難在仕合奉存候、猶又此上弥増御荷物御用被仰付被下度趣御願申上候処、御承知被成下難有仕合ニ奉存候、然上者上下御荷物大切ニ仕、無滯受払可仕候、若又紛失或者抜荷等有之候節者、急度遂吟味御荷主衆中江少も御苦勞相掛申間敷候

一、右荷物抜荷等有之候ハ、吟味之上其品相知兼候ハ、弁金取之差上可申候、若又抜荷様躰不相送候而其着之御リ、抜荷等有之候ハ、私共も急度弁金差上可申候、其節違札申間敷候

一、上下御荷物濡攔嚴敷吟味之上、其当着次第早々附送可申候、若又馬牛方共無沙法成儀仕候或御荷物御卸等粗抹仕候而御荷物損シ等出候ハ、如何様にも可被仰付候、尤損申候ニ付弁金等ニ而被仰付候ハ、則附送候者共も急度相弁可申候、若其者及遲滯候ハ、私共方も御勘定之通急度相弁可申候

一、御荷物取扱大切ニ附送候今迄相定之駄賃外、一錢たりとも合力受申間敷候

一、御荷物其年々相残り候藏入之御荷物御座候節者十二月中御荷主衆中御立合御改可被下候  
右之通少も相違仕間敷候、若万一不將成取斗仕候ハ、受人之者引請御荷主様方江御損御苦勞相懸申間敷候、為後日一札仍而如件

文化九年

寺津村願主問屋

金兵衛 印

申四月

同村受人

半三郎 印

同村五人組

龜之助 印

同村半方惣代

吉兵衛 印

同村馬方惣代

才兵衛 印

御荷主衆中様

前書之通上下荷物共無滯受私可為致候、猶又当雪方荷主衆中殘荷御改之節、私共立会相改可申候、若改之上殘荷不足三御座候ハ、吟味仕荷主衆中江御苦勞相掛申間敷候、為其奥印仕候 以上

名主

儀 八 印

史料十 届・願書

1 乍恐以書付奉願上候

一、米七俵九分七厘

金拾五両壹朱卜

錢七ノ七百八文

当御支配所

羽州村山郡大石田村

願始持人

清 吉

但別紙調書表船頭物助

事伝治方江貸金滯

松前伊豆守様御領分

同州同郡大浦村

船頭惣助事

伝 治

同 御預所

同州同郡尾花沢中組

百姓親類

引請證人

新太郎

当御支配所

同州同郡大石田四日町

百姓

吾 助

一、金七兩貳朱卜

錢貳貫貳百七拾三文

貸金滯

但別紙調書表水主甚五郎

當御支配所  
同州同郡大石田村

水主  
相手

甚五郎

松前伊頭守様御預所  
同州同郡今宿村

右引請證人  
相手

伊作

右願人舟持清吉乍恐奉申上候、私所持仕候艦五人乗惣助  
船之義、松前伊豆守様御領分大浦村伝治与申もの、万延  
元申年迄私所持舟水子奉公相勤候処、當御支配所四日町  
久兵衛跡式相続いたし候趣ヲ以、同家親類引請新太郎并  
ニ当村柏倉領善兵衛ヲ以船頭奉公願ニ付、証文取之為相  
稼候処、去子御廻米川下積請差支、去秋松前様川下同様  
不埒至極之執斗故、無扨船頭召放し候而、去子暮嚴敷掛  
合ニ及び候得共不相濟并ニ兵吉船水子甚五郎と申もの、  
去子老ケ年召抱置候処、前書之通貸金其外通船中不勤雇

金貸渡候分濟方掛合及候得共、右兩人之もの共我侷不当  
之事之巳申之、一金も相濟不申候ニ付、困窮之私大金濟  
方差支候而水子召抱給金渡し方差支、惣助船兵吉船貳艘  
去子暮水子抱人不申、當春水割商人荷物御向船上下通船  
難相成ニ付、一帆壹艘ニ付水子四人ツ、雇入通船仕候得  
共、壹艘分給金八兩貳步余差出、荷物積請運賃者右雇金  
ニも引足不申、其上通船糧米諸雜費金持出ニ而運送仕候  
様相成、船持相続難立行、殆と難洪之場合ニ至り候得共、  
御廻米御川下方之義を大切之重き御用筋ニ付、乍難洪御  
差支不相成様精誠執斗候心得ニ御座候得共、聊之御運賃  
ヲ以壹番川も貳番川迄兩度之御用船相勤候義、其都度大  
金差出水子相雇候様ニ而者多分之内損相立候ニ付、右船  
修覆差加方不行届義者勿論、舟御冥加水上納可仕力も無  
之其上御用船御差支可相成哉之程も難斗旁、右船相続難  
立行義者慥然、何共難洪至極歎ケ敷次第ニ奉存候、今般  
無足悲奉願上候間、何卒右難洪之始末御堅察被成下置、  
格別之御慈悲ヲ以相手一同御召出、前顯滯米金錢共速ニ  
濟方相成候様嚴重被抑付、被成下置度、乍恐此段以書付

奉願上候

右願之趣御聞濟被成下置候ハ、当春御用船聊無差支、且船持相續立行、広大之御慈悲与難有仕合ニ奉存候以上

元治二年丑三月

当御支配所  
羽州村山郡大石田村  
舟持願人  
清吉 印

川船方  
御役所

2 乍恐以書付奉願上候

一、船方銘細帳午未兩年分当月五日(二月五日限)、奉  
上納候様被仰付候所、延引ニ付仮惣代兵右衛門・儀兵  
衛・円七・清次郎・卯右衛門村預被仰付、四日町名主  
半右衛門・大石田村組頭喜助奉預り、追々御吟味中、  
舟持共之内最寄ニ而願書奉差上候所、不束之儀ニ而願

書御下ケ相成候段承知仕、右舟持共所持願難心得奉存  
居候所、舟方会所筆取久太郎・大石田村百姓土屋忠兵  
衛舟持惣代ニ差出度願之由、上屋忠兵衛儀者先年舟高  
持之家ニ付、(当時舟持ニ無之候得共)見立候哉ニ奉存  
候得共、家類之久太郎本役ニ奉願上候儀不相当、勿論  
舟方惣代之儀者舟持一統相談之上舟持之内も直躰成も  
の見立、惣舟持連印を以可奉願上儀最寄ニ而奉願上、  
万一御取上ケニも相成候ハ、舟方我假ニ致度匠与歎敷奉  
存候、尤最寄願書奉差上候迎御取上ケ不被為遊儀相弁  
願書奉差上候ニ者深謀斗も有之儀与請相考候所、先仮  
惣代太郎右衛門・勘之丞・作右衛門勤役中、太郎右衛  
門舟方余内取立錢多分引負仕、銘細帳差上兼、御役所  
ハ三人之もの休足被仰付、舟持一同御召出シ、舟持兵  
右衛門・儀兵衛・長兵衛・円七・清次郎・佐七仮惣代  
被仰付、銘細帳奉差上候儀ニ付、今般可奉差上銘細帳  
へ印形相拒候ハ、先ニ仮惣代同様可被仰付与相匠候哉  
ニ奉存候得共、右として始末違当仮惣代舟方江多分差替  
も出来候儀承知仕候、然ル所当月五日夜仮惣代清次

郎・舟持長兵衛・惣吉横山村江立越、舟持共江何様之儀申達候哉、川船方御用焼灯持參、願書印形取之儀風聞近々承り驚入、舟持長兵衛取扱名主半右衛門を以相尋候所、清次郎進々ニ而無余儀罷越候趣、謀斗匠候儀者半右衛門有躰不申聞候へ共、銘細帳江印形為相拒、舟方諸勘定も夫成致度匠ニ相聞候所、勘定相立候分無取引ニ者難相成儀にて、本町久兵衛、四日町宗兵衛立人、仮惣代五人并長兵衛江内熟申入、御役所御吟味村預々御免被成下度、名主半右衛門・組頭喜助連印奉願上候所、御慈悲之御勘弁を以御免被成下置候ニ付、実意を以勘定取引可仕儀、不実之我假申もの有之哉ニ而勘定取引相済不申、船方筆墨紙其外諸品代会所も払呉不申迷惑至極ニ奉存候、且先ニ仮惣代三人休足被仰付候跡、舟持長兵衛・清次郎御用相勤中舟々も取立錢預リ置キ、丹今勘定不仕、猶去未年も舟々も取立錢預置候而、舟方勘定無取引之沙汰眼前勝手恐敷匠与愚考仕候、此上何様之儀相匠ニ候哉も難斗、困窮之舟方隔心ニ相成及難渋候儀者曆然之儀と奉存候間、乍恐無摠奉

願上候、何卒御慈悲之御憐愍を以仮惣代清次郎舟持長兵衛惣吉御召出、御礼明被成下、舟方穩ニ一同相続仕候様幾重ニも奉願上候、猶御尋之儀者乍恐口上を以可奉申上候 以上

(文政七)  
申二月

大石田四日町舟持  
願人 兵三郎

川船方  
御役所

(表紙)

柴橋御役所ニ而米沢様御手船  
御吟味中

御用留

寛政三<sub>亥</sub>年 通船差配人

六月 忠右衛門

3 乍恐以書付御届申上候

六月

- 一、廿日大石田田出立、廿一日柴橋着 刻朝五ツ時、着御届申上候、廿二日御役所へ呼出、彦兵衛・又左衛門・勘次郎・忠右衛門右四人罷出一通申上候
- 一、廿三日暑氣御見舞品差上候、舟持小前帳差上候
- 一、廿四日御四人衆并会所へ御見舞申上候、夜ニ入高橋文左衛門殿へ願書御内見ニ入候

一、廿五日金拾九両上納仕候、織部、太右衛門名前引請書附差上候処、御加筆ニて書直し差上候様被仰付候

二、廿六日利兵衛柴橋迄參候  
乍恐以書附御届奉申上候事

叡上川通船差配方御請負之儀、大石田本町永治・山形旅籠町治右衛門・名木沢村織部、金主加り楯岡町太右衛門忠右衛門都合五人ニ而御請負仕候所、太右衛門義当二月  
中病死仕、且織部義者去極月中より尔今病乱ニ付、当正月中尾花沢御役所へ御届奉申上候而、右両人勤役之儀私引請相勤罷有候ニ付、已来共私へ御用被仰付可被下置候然ル上者舟方諸事取乱斗ひ冥加金等無滯上納可仕候、依之乍恐以書附を奉申上候 已上

(寛政三年) 亥六月

通船差配人

忠右衛門

川方御年番

池田仙九郎様

御役所

一、同廿七日寒河江へ罷出候

山形御勘定所も私へ罷出候様御書状遠山四郎兵衛殿御持参被成候ニ付、御返事遣申候

廿八日暮六ツ時柴橋へ罷帰り申候

一、廿九日御役所へ度々罷出候

一、晦日御四分様御立会ニテ酒田最上差配人舟セ七役・

惣船持御召出、書付ヲ以御糺被仰付候、依之引請返答書差上申積与申上候所引取被仰付候

一、七月朔日木佐森大八殿・河合要藏殿御帰陣被成候

一、米□向寒河江久五郎船米百八十俵積送り状奥印致遣

申候

一、同二日夕寒河江へ参り候源六左沢へ遣之

一、同三日五ツ半時、柴橋へ帰り申候、善左衛門殿同道

いたし候、源六帰ル

一、同四日左沢へ源六遣候所酒田下り申候、歩一受取書

金式歩ツ、ト四枚久米藏殿ニ相渡被申候、御吟味書へ

惣舟方印形仕候

一、七月五日御吟味書写ニ御役所へ参候面写取申候、舟

方引請書差出申候、東根喜助・庄衛門・小吉・伝之

助・仁三郎・長兵衛、観音寺村権八、久野本村八兵衛、

藏増村庄兵衛、三之助、渋井村治郎作、田井村弥兵衛、

谷地弥之助、弥右衛門、五郎右衛門メ十五人ト吉郎右

衛門代永吉引請之、書付御役所へ直々差上申候、石粟

彦衛門殿御役所へ被参候付、又々御召出し被成候面、

御城米者難積請旨御吟味御座候、依之又々惣船方相談之上御返答可申上段御答申上候面、廿二日迄日延御願

申上候

一、同六日帰村被仰付候、日延廿二日迄

式メ四十文 下代之もの共賄代

式メ百六十文 忠右衛門

壹メ五百六十文 五助

メ 五メ七百六十文 六百四十四文 勘次郎分  
三百四十四文 善藏  
三百四十四文 善左衛門

壹メ式百七拾文

一、七月七日 山形御勘定所へ御届仕候、楯岡へ文通遣

候、会所も善兵衛飛脚ニ参候、錢百文相渡遣申候

尤上河岸ニテ歩一取立間敷旨申参候、金式兩参候

御勘定所も明四ツ時罷出候様御使参候、遠山四郎兵衛殿猶御持参御見舞被下候

一、同八日山形御勘定所へ罷出候所、若山内藏丞殿被仰候趣、当秋御知行米壹万俵有之候、尤来春大坂廻こいたし候間、秋中皆川下可致候様御頼御座候、右答盆前舟世話役甲乙改ニ相寄申候、其節篤与取合皆川下仕候様及相談候而益後御答可申上候段申上候、それら柏倉へ罷出候所会所書状持参三七参候、吉左衛門も源六方

へ金壹両持参周助参候間、私方も受取書相渡申候

一、七月九日、飛脚三七ニ金壹両相渡、返書共相渡相返し可申候

利足屋賄之覚

七月六日夕 忠右衛門、源六、渡部

同 七日 右三人 昼 善兵衛

外巻賄□□

同 八日 右三人昼迄□□柏倉へ参候

一、同十日 平五郎帰り申候間、又左衛門方へ金子十二

日遣遣申候様申遣候、源六文善へ遣申候

一、同十一日、源六罷帰申候、留守故書状も差置不申候

一、同十二日、勘六書状持参仕候、十二日

一、同十三日、勘六早朝罷帰り申候、成田公同道ニ而引

取候様相遊せ申候 去廿日廿五日迄金子相届候様申談

候源六事成田公の上ノ山へ参候、此夕山形泊り

一、同十四日 楯岡泊り

一、十五日 帰会仕候

乍恐以書付御届奉申上候

最上川通船差配方御請負之儀、大石田本町永次・山形旅

籠町治右衛門・名木沢村織部・金主右楯岡町太右衛門・

忠衛門都合五人ニ而御請負仕候所、太右衛門儀当十二月

中病死仕、且織部義者、去極月中も尔今病乱ニ付、当正

月中尾花沢御役所江御届ケ奉申上候而、右兩人勤方之儀

忠右衛門引請罷有候ニ付、已来とも私共江御用被仰付可

被下置候、然ル上者船方諸事取斗御冥加金等無滞上納可

仕候、依之乍恐以書付奉申上候 以上



尾花沢代官  
鈴木喜左衛門御代官所  
船差配人  
忠右衛門

同  
同  
永次

(寛政三年)  
亥八月十五日

川々御年番  
池田仙九郎様

御役所

(表紙)

天保三年 辰正月  
御用留覚帳  
立合舟持  
安三郎

4 乍恐以書付奉願上候

当郡御料所村々御收納米、江戸大坂御廻米最上酒田両舟方ニ而御米御川下高当分割を以御受仕、酒田湊迄運送仕来候処、近年最上船数相減三番川下迄ニ相掛リ、舟方ハ勿論郡中一統難法至極之義ニ付、已来三番川下ニ不相成様可仕旨被仰聞承知奉畏候得共、七拾艘ニも不足舟数ニ而式番川迄ニ運送可仕様無御座、依之當時有船之内四拾艘も五人乗合替ニ仕候得ハ、壹艘ニ付御米百俵宛積増ニ

相成、式番川ニ而皆川下可相成趣奉申上候得共、追年舟方不手廻リニ而別而近年違作統旁商人川下荷物不足ニ相成、舟持共仕当ニ相兼早速合替可仕手段無御座候間、乍恐御役所ニおゐて御仕法被仰出、舟方相統仕候様被成下置度奉願上候 已上

(天保三年) 如十一月

立会舟持 清吉印 同 安三郎印

川船方 御役所

辰正月廿九日 上ル

5 乍恐以書付願上候

最上艀舟之義ハ、例年早春氷割下リ、商人荷物積請右運送之潤益を以御廻米御川下御用相勤来候処、追年荷物不足ニ相成、此節七拾艘ニも不足程之船数ニ而、氷割下荷物積請兼候舟年々有之候儀も、近年舟町・寺津・左沢・

長先四ヶ村ニ而自分小鷯飼舟を以境の目河岸辺迄通舟仕、最上船ニ而可積請諸荷物密々運送仕候ニ付、自然与荷不足ニ相成、舟方難洪至極之仕合奉存候、右小鷯飼舟之義ハ舟方御用船相勤候手当も行届兼、弥増難洪仕候間、已来小鷯飼舟之義ハ、左沢も川下通舟御差止被仰付被成下置度奉願上候、右願之通向々御掛合被成下置、願之通被仰付被成下置候ハ、困窮之舟方御救ニ相成、難有仕合奉存候 以上

(天保三年) 辰二月

清吉印 安三郎印

川船方 御役所

右四ヶ所へ御掛合被成下候処、左沢も御返輪ハ自分小鷯飼舟等ハ無御座候趣申候間、外舟町・寺津・長崎三ヶ村罷出、請書文言左ニ御座候

差上申御請書之事

私共所持罷在候小鷄飼舟之義ハ、先前者最上川之口も上  
 之方小川而已通舟渡世罷在、右川之口も下之方ハ銘々自  
 分用又者村用等ニ而通船仕候ハ、格別諸商人諸荷物等積  
 下候儀ハ不相成儀ニ候処、近来心得違えもの有之、密々  
 ニ而商人荷物積下シ、境の目河岸辺迄も通舟いたし候族  
 も有之趣ニ而、最上舟方も右様猥運送不仕様被仰付候度  
 ニ而、願書差出候ニ付、今般私共一同御呼出之上、已来  
 諸商人荷物積下候義者不相成、万一心得違えもの有之、  
 右荷物積下シ候ハ、御差押之上嚴重可被仰付候旨被仰  
 渡、一同承知奉畏候、此後心得違等仕候ハ、如何様共  
 可被仰付候、依之御請書奉差上候処仍而如件

天保三辰三月

寺津河岸  
 小鷄飼舟乗  
 權兵衛 煩ニ付  
 徳 松 代兼  
 同 久左衛門 印  
 同 長衛門 印  
 同 庄助 印  
 同所組頭  
 伊四郎

舟町河岸  
 小鷄飼舟乗

徳 助  
 藤 八  
 豊 吉  
 權次郎  
 九兵衛  
 又 吉  
 右代兼  
 清内 印  
 同 庄七 印  
 同 河岸松之助 印  
 長崎村  
 組頭  
 名主  
 市藏 印

右三ヶ村御役所江請書差上候処、後日之ため前書之通扣  
 置申候

6 差出申一札之事

一、小鵜飼舟之義ハ川口ニ下筋売荷運送不相成候処、近年猥ニ相成、最上川筋諸荷物積入上下運送致ニ付、自然与歸舟荷不足ニ相成難洪ニ付、小鵜飼舟之義ハ川口ニ下筋通船御差留被成下度段舟方御役所江御願被成候ニ付、其段向々御掛合ニ相成、今般御召出之上、嚴敷被仰渡承知奉畏、則御請書奉差上候得共、寺津村之義者前々ニ耕地不足之村方ニ而諸穀物并御田地養方糟粕ニ至迄他村ニ買調、小鵜飼舟ニ而仕送り致候ニ付、川ノ口ニ下筋御差留ニ相成候而ハ、小鵜飼舟者勿論、村内一統難洪之義ニ付各方ニ及互談ニ、歸舟ニ而可積請諸荷物下り者不及申ニ、登り荷物迎も一切積請候義ハ不相成候得共、前段之通村方夫食并味噌煮大豆糟粕之類村入用之分是迄之通川縁村々より買出し、小鵜飼舟ニ而積登り且又荷物積請候歸舟渴水ニ而上下差支、其外難破舟等之節者見当り次第小鵜飼舟差出、瀬取助合致候様内熟儀定取極申候、然ル上者最上舟方江為助成与壹ヶ年

金壹両貳步宛年々十一月中無相違差出可申候、為後證之差出申一札仍而如件

天保三年辰四月

寺津村  
小鵜飼兼

嘉兵衛 印

同 小右衛門印

同 權兵衛 印

同 伊四郎 印

同 徳松 印

同 庄次郎 印

名主 嘉之助 印

舟町村  
小鵜飼舟持 孫 市 印

同 孫 七 印

同 三右衛門印

右村字頭 七右衛門印

長崎村 市 藏 印

名主

最上舟方  
御立会

安三郎殿

清 吉殿

右者近年小鵜飼舟川ノ口も下筋通船仕、歸舟ニ而可積受  
商人荷物積入運送仕候趣相聞得候ニ付、左候而ハ上下通  
舟荷不足ニ相成舟方難洪仕候ニ付、小鵜飼舟之義ハ川ノ  
口も下筋通舟御差留被成下置度奉願上候処、長崎・寺津  
舟町三ヶ村之もの共川口も下筋一切御差留ニ相成候而ハ  
第一御田地養方并夫食村人用品々差支、難洪至極之仕合  
ニ付、売荷物之分ハ一切積入不申候得共、村入用之分是  
追之通運送致度段私共江達々相願候ニ付、前書之通り  
村々も一札取之熟談仕候、依之右之段御繼添書付を以御  
届奉申上候 已上

辰

四月

舟持

清吉印

立会舟持

安三郎印

川舟方  
御役所

7 乍恐以書付奉願上候

一、最上川通船艀先年請負差配御座候処、追々減舟仕候

ニ付、鈴木喜左衛門様御支配之御、寛政三亥年尾花沢  
御役所江村山郡商人并舟持御召出、難儀之筋可有之哉、  
有躰可奉申上様御尋ニ付、舟持共難儀之趣有躰書付  
ヲ以奉申上候処、御聞届被下置、郡中并舟持共被為遊  
御救請負人御取放御改正、御直差配被仰渡候ニ付、潔  
白ニ相成、舟々順番甲乙も無之、舟方一統渡世ニ罷成、  
難有相続仕来候処、其後被仰付候御仕法自然乱れ、猶  
又舟方相続難相成相成り候ニ付、舟持高之内ものニ而  
も惣代役相勤候ハ、取締ニも相成舟方之為筋可相成御  
堅慮も被為有候哉ニ而、兵次兵衛・円七・清次郎・長  
兵衛・卯右衛門・儀兵衛右六人にて御見立、仮惣代役  
被仰付候得共、長兵衛儀ハ先達而退役仕候処、残五人  
諸事取斗方同腹可仕、私欲ニ相抱我侬勝手而已取斗候  
儀無本意存候故、卯右衛門儀四五年以前も退役奉願御  
候得共、右四人之もの共何分ニも退役願書奥印差支候  
ニ付、無惣相勤罷在申趣ニ御座候、右四人之もの共不  
得止事御直差配之御仕法を乱し、甚不正之取斗多ク不  
取締ニ相成、荷物隠積仕候儀者最上船斗りニも不限、

酒田舟年中凡五百艘位通船仕、右舟々勝手之差働を以  
隠積仕候、且又舟々順番ヲ以無甲乙御荷物可積受御仕  
法ニ御座候処、甚甲乙有之儀ハ乍恐川舟方御役所向舟  
御帳面并舟方会所扣帳有之候ニ付、御高覧被成下置候  
ハ、明白之御儀ヲ奉存候、此義ハ全ク惣代四人之もの  
共勝手を以取斗候ニ相違無御座候、猶又御改正も舟方  
金錢請扨年中諸入用其年限り舟持寄合取調勘定可仕候  
処、一向近年勘定等も無之、中西式ケ年之儀ハ銘細帳  
も差上不申、甚難心得奉存候、右躰不正之仮惣代相勤  
候内ハ舟方相統難行立被存候、且又酒田舟壹艘も通船  
度毎錢五拾文ツ、取立、舟方会所入用遣扨足合ニ仕、  
巨細ニ明細帳ニも書載、年々御役所江差上候儀ニ御座  
候処、右五十文ツ、取立候儀も年季明ニ相成、去ル巳  
年も酒田舟壹艘も三百文宛仮惣代之者共取立來候ニ付、  
壹ケ年ニ酒田舟都合五百艘写見詰、錢百五拾貫文程ニ  
相成候処、右取立錢之分取立帳并明細帳遣扨ニも書載  
不申、舟持共諸入用割合者以前之通相掛申候、右三百  
文も取立候儀ハ、仮惣代四人之者共酒田舟頭共写馴合、

商人諸荷物隠積為致取立押領仕候故、最上舟頭共積送  
り可申商人荷物格別相減、甚以難儀至極ニ奉存候、尚  
又寛政年中被仰渡候御改正之通、惣代壹人舟持月番式  
人ツ、会所へ立会取斗候儀ハ、右躰之筋も無御座候処、  
當時仮惣代之もの共持切ニ相勤候儀勿論舟方熟談申上  
相立候惣代と違ひ、御役所も被仰渡候仮惣代之儀、御  
座候儀ハ、右之威光ヲ以舟方を見掠、諸事我假勝手之  
筋而已取斗ニ御座候、壹人之惣代と違ひ大勢之仮惣代  
会所江詰合不申ニ付、積荷調書印形申受候ニも右惣代  
共之居宅ノ、江罷越、印形取揃之上惣代を以御役所へ  
調書被差上候ニ付、誰彼写手ニ手ニ見通れ仕候ニ付、尺  
取不申舟之儀ハ順風亦ハ水之浅深ニ依而往返仕候物故、  
一日之後之ハ多日之後れ相成、夫丈諸入用も相掛り申  
候、不引合之舟方弥以難法仕候、且又商筋之儀ハ相場  
事にて一日半日之間ニ直段狂ひ候儀も有之、甚損益ニ  
抱り御義ニ御座候、旁以右躰之成行ニ而ハ迎も舟方相  
統難出來奉存候ニ付、去申春中仮惣代之者共退役致呉  
候様、舟持共引合候処得心不仕候ニ付、乍恐川舟方

御役所へ仮惣代之もの共退役被仰付被下置度奉願上候  
処、御取上無之無扨差扣罷在申候得共、御百姓前相統  
ニも抱り候舟持も有之、無扨去酉年中潰舟追々御願奉  
申上候処、厚御利解之趣難有奉承知、御利解ニ奉隨舟  
方相統仕度奉存候、乍而右躰不取締ニテハ迎も相統難  
出来奉存候、猶又去酉年中舟方へ被仰付準瀬御普請之  
儀御入用金千両余ヲ被下置候ニ付、舟持一同立会御普  
請相仕立可申儀ヲ奉存候処、取初も私共江ハ仮惣代共  
一向不申聞、右五人之内ニテも刃右衛門ハ相省キ候躰  
ニテ、外兵次兵衛・田七・儀兵衛・清次郎右四人之者  
共取斗ひ、私欲ニ相抱り大造之御普請目論見奉申上候  
ニ付、前書之通御下金被成下置候得とも、右御下金文  
之御普請ニハ無御座候ニ付、多分過金四人之者共取掠、  
一向舟方江ハ無沙汰ニ致置候段、甚以難心得奉存候ニ  
付、当六月中舟持共も惣代を以仮惣代方へ一同立会、  
御普請相仕立夫々諸弘等も見届候様再応掛合候得共、  
仮惣代ニテ受負御普請之儀ニ付、如何様候共舟持方ニ而  
差構可申筋無之杯与申、一向取散不申何共難心得奉存

候、縦令五人之者共江而已被仰付候御普請ニ候共、舟  
方へ相談之上御普請ニ取掛り可申筈、其上過金等も有  
之候て舟方へ助合も可仕之処、役儀ニも相当成ル甚不  
実之取斗ニ付、是悲右御普請中請弘日記不見届内ハ、  
御普請出来方帳へ印形差扣呉候様舟持共も刃右衛門方  
へ頼入候儀ニ付、何卒右諸入用弘方之儀御糺し被成下  
度奉頼上候前書申上候通右躰不取締ニテハ迎も相統難  
出来奉存候、依之御直差配被仰渡候取初御仕法之通、  
惣代一人為加役舟持式人ツ、月番無遲滞、会所へ詰合  
取斗候ハ、潔白ニ罷成、諸向便利宣商人荷物出来候舟々  
順番等も無甲乙引合ニ罷成、自然与新舟造立等も仕候  
様可相成与奉存候ニ付、舟持一同相談之上儀定取極候  
処、惣舟持四拾七人之内三拾四人ハ連印仕候得共、跡  
七人者当時仮惣代相勤候もの共之親類、又ハ縁者ニ付  
連印致かね候得共、同意之儀ニ付終ニ惣代ヲ以相願く  
れ候様相頼候ニ付、此段奉願上候、何卒御慈悲を以右  
之段御堅察被成下、前書仕立方請弘、別而船々商人荷  
物順番ニ無之甲乙有之始末仮惣代兵次兵衛外三人御召

出、逸々御吟味被成下、以前被仰渡候御改正之通惣代  
老人船持共式人ツ、月番ニテ、会所相詰候様被仰付、

以後舟方惣代任之儀ハ、惣舟持熟談之上相立候様被仰  
付被成下置候ハ、惣舟持共一同相助り、往々相統之

基ひ与難有仕合奉存候 以上

文政九年戌九月十八日

8 差出申一札之事

一、最上舟持共先達而及相談ニ、当春諸向様ニ而夫食米  
酒田湊ニ為御差登御座候ニ付、最上酒田両舟方ニ而割  
合運送仕度段、当御役所江御願申上候ニ付、酒田御役  
場江再応御掛合御座候得共、未々御取極ニ不相成、尤  
最上舟之儀者酒田代船ニ相立候得者、早速取極り候趣  
も承知仕候得共、左候得者存外之安運賃ニ罷成、当年  
柄米其外諸品高直ニ而諸人用亘ニも引足り不申候ニ付、  
代船ニ者相成兼候間、何卒前々御願奉申上候通、両舟

方ニ而舟割を以運送仕候様此上必至与御申添被成下、  
舟持相統相成候様御願被下度舟持一同連印を以御頼申

処仍而如件

天保五年

午二月

四日町  
舟持

長兵衛 印

同

兵次兵衛 印

同

兵右衛門 印

本町  
舟持

同

德右衛門 印

同

喜八 印

同

德兵衛 印

大石田村  
舟持

同

卯右衛門 印

同

与惣治 印

同

甚右衛門 印

同

長四郎 印

同

儀兵衛 印

同

幸助 印

同

清次郎 印



芦沢村

舟持

久兵衛

代印源四郎<sup>印</sup>

野黒沢村

舟持

又兵衛

今宿村

舟持

文右衛門

代印長兵衛<sup>印</sup>

土生田村

舟持

喜七

代印長兵衛<sup>印</sup>

東根村

舟持

伝之助

代印太郎吉<sup>印</sup>

野田村

舟持

七十郎

楯北村

舟持

三郎左衛門

代印八郎兵衛<sup>印</sup>

楯西村

舟持

善藏

<sup>印</sup>

新町村

舟持

藤左衛門

代印太次兵衛<sup>印</sup>

横山村

舟持

善五郎

<sup>印</sup>

又太郎

代印弥吉

<sup>印</sup>

間之助

<sup>印</sup>

与次兵衛

<sup>印</sup>

五郎七

<sup>印</sup>

円助

<sup>印</sup>

代印五郎七

<sup>印</sup>

権八

<sup>印</sup>

文吉

<sup>印</sup>

甚藏

<sup>印</sup>

代印甚太郎

<sup>印</sup>

古口村

舟持

同

同

同

同

同

同

同

同

舟持御惣代  
久兵衛殿  
御立会  
安三郎殿  
同  
忠次郎殿

9 乍恐以書付奉歎願上候

川舟方御改正後舟持一同難有相統仕、私共去ル子十一月

6 仮惣代役被仰付、川舟方御役所御添慮を以御用無恙相

勤難有奉存候、先年ハ当船方積荷沢山ニ而壹ヶ年ニ七八

度ツ、も運送仕候処、近来村山郡土地産物不足仕候歎、

酒田湊へ諸相庭引合不申候哉舟々積荷至而不足ニ罷成、

漸老年式度位商人荷物運送仕、唯益無之必至困窮仕歎敷

奉存候、右様当船方積荷不足之処、酒田舟々当郡ハ大小

豆或ハたはこ御役荷之類隠積下り、弥増当舟方不益ニ罷

成候間、川船方御役所御改御嚴重ハ不及申上、私共迄嚴

敷内改仕候へ共、酒田舟頭共いヶ躰之手段へ仕候哉、酒

田湊ニ而当郡産物荷舟々ハ水揚仕候義、数多相聞へ候、

川舟方御役所御下役神部源八殿御勤向酒田船頭共へ御泥

ミ御取斗方酒田舟頭日頃負ニ相見得候間、猶更当舟方之

不益ニ罷成り相歎キ罷在候、依之何共恐多御儀ニ奉存候

へ共困窮之船々御救と被為訊聞召、格別之御仁恵を以神

部源八殿御引替被下置度乍恐奉歎願候、今般出入一件ニ

付舟持代金十郎・吉兵衛為差登候間、御尋之儀も御座候  
ハ、金十郎江御尋被下度奉願上候

右歎願之通御慈悲之御憐愍を以御聞届被下置候ハ、偏ニ  
難有仕合ニ奉存候 以上

(文政二年)  
卯十月

仮惣代  
清太郎 ㊦

同 円七 ㊦

同 長兵衛 ㊦

同 儀兵衛 ㊦

同 兵右衛門 ㊦

田口五郎左衛門様

史料十一 大石田河岸荷問屋株仲間

1 乍恐以書付奉願上候

一、大石田川岸御冥加永之儀、大石田村・同本町・四日町・柏倉附四ヶ村荷問屋株三拾四軒ニ取極、御冥加永四ヶ村役人も割賦取立仕候処、今般私共相除三拾壹軒之もの共川舟方御役所江書付を以奉申上候ニ者、右名面之外乞船願書差上候分者御取上不被成下様奉願上候由御下役神部鉄五郎殿宅江兵藏御招呼、諸荷物乞船願書差上候而も、三拾壹軒之外難取上被仰聞歎敷奉存候、荷問屋中も御役所江奉差上候書付江、印形相拒候訳ニ者無御座、村役人も印鑑入用ニ付印形持參致候様申触ニ付、兵藏罷越印形尾花沢江遣置候間、取寄印形可仕段申斷置尾花沢江罷越印形持參仕、翌日組頭太右衛門方江罷越候処、尾花沢出勤之由ニ付百姓代久太郎方江罷越、印形いたし度段申談候処、右書付昨日御役所江差上候哉与申之ニ付、印形仕兼候段神部鉄五郎殿江兵藏

申上候、且又兵右衛門方江者右三拾壹軒之者共も一向無沙汰ニ御役所江如何様之書付奉差上候哉難心得奉存、荷問屋共も奉差上候書付御読聞被下置度、神部鉄五郎殿江御願申上候処、且那樣御出役中ニ付勘弁之上明日可申聞様被仰聞候、然ル処兵右衛門も為登荷物有之、当月三日便船江積入、送状船頭江相渡、舟会所江差出候処、大石田村名主土屋忠兵衛・本町組頭太右衛門・四日町百姓代五郎八右三人も兵右衛門受払之荷物駄運送共取調不申様、舟会所筆取問屋代兼久太郎江申聞ニ付、取調相成兼候段久太郎申之、誠当惑仕、舟持立会忠次郎代大石田村舟持幸助方江右之始末相尋候所、同人方へも土屋忠兵衛・太右衛門・五郎八一同罷越、兵右衛門訳柄有之ニ付、同人上下運送荷物取調不致様斷候段幸助申立ニ付、右積入荷物忒固引揚藏入仕置候兵右衛門殿年來荷宿渡世仕、隱荷等運送仕候儀毛頭無之、勿論村方不益之筋仕候儀も無之、往古船道願入用大石田四ヶ村へ取替、金九拾兩又川岸願分一御伺入用取替金四兩余、文化八年佐竹右京太夫様大石田御通行被

遊度、御飛脚を以問屋村役人江御掛合有之ニ付、四ヶ  
村役人連印村益ニ相成候儀、御本陣引受呉候様一同強  
而頼ニ付無余儀引受、親兵三郎御本陣勤役中四ヶ村江  
取替金不少、其後兵三郎宅手狭ニ付村役人江相談之上  
新御本陣造立仕、御本陣久太郎方へ相請候、尤御本陣  
造立諸入用久太郎居宅普請入用江取替不少、其上文政  
九戊年四月御本陣修覆村入用差支取替金拾両、六月中  
久太郎頼母子相企、差利急度返済可仕、万一差滞候ハ、  
旅人乗船并登り荷物も村内江取立錢を以月々利足揚い  
たし置キ、十二月中急度返済可仕筈、久太郎四ヶ村役  
人連印證文入置候而、濟方等閑ニ付年々及催促同十三  
寅年四月差引殘金六両弍歩永九拾弍文九分、其後等閑  
右旅人乗船取立錢之儀者村役人共年々取立置私方江者  
一円相濟具不申迷惑至極ニ奉存候、猶又大石田川岸御  
冥加永之儀去未十月大石田村・本町・四日町・柏倉附  
右四ヶ村も金壹両壹分宛出金都合永五貫文御上納差支  
ニ付、金壹両壹分差替候様組頭宗兵衛申聞、右金兵右  
衛門差替御上納仕候、同十一月荷問屋株割御冥加永百

四拾七文六分弍厘四ヶ村役人連印受取書を以取立候ニ  
付、十五日本町組頭太右衛門方江相納御上納仕候左候  
得ハ午未兩年御冥加永者兵右衛門過上納仕置候を御上  
納差支候杯謀斗申立、兵右衛門得意荷物運送差留甚以  
難心得奉存候、右故障之儀請相考候得ハ、土屋忠兵衛・  
太右衛門・五郎八馴会、私欲も無謂故障相工ミ兵右衛  
門得意先キ不都合ニ為致、右得意之もの共手寄之荷問  
屋江引取候所存ニ可有之、不実至極ニ奉存候、近年相  
続凶作ニ而極困窮仕荷宿渡世潤益を以漸相続仕来候付、  
前段之通無謂故障ニ而得意荷物運送方差支、難洪至極  
歎敷奉存候、右様通り荷物駄運送差支候儀ニ而者村方  
不相続之基ニ奉存候、依之乍恐此段御賢慮被成下置、  
格別之御憐愍を以是込仕来候荷宿渡世相続仕候様被成  
下置、別紙奉申上候名前之もの共一同御召出御了解被  
成下置度偏奉願上候

右願之通被仰付被成下置候ハ、広太之御救与難有仕合  
奉存候、猶御尋之儀者乍恐口上を以可奉申上候 以上

天保七申年十月

川船方  
御役所

大石田本町

荷宿

兵藏

同四日町

荷宿

兵右衛門

代

兵次兵衛

同兵右衛門組合

金十郎

(表紙)

天保七年

大石田河岸御役永

荷問屋請印帳

申九月

2 大石田河岸御役永荷問屋請印帳

定

一、永五貫文

河岸御冥加永

一、同百五拾文

口永(付加税)

一、同四文式分

包分銀(賦課税)

右者大石田河岸益為御冥加之四ヶ村に御役永上納仕度、

去ル午年尾花沢御役所江御願奉申上候処、江戸表江御伺

被成下御下知済之旨被仰渡、前書之通年々御上納方被仰

付候ニ付、村方一統相談之上壱ヶ年ニ永五貫文ツ、永百

五拾四文式分口永包分銀共合永五貫百五拾四文式分相定、

已来当河岸上下之荷物請払可申事

天保七申九月

割賦差出可申事

附リ登荷物村余内之儀前々も塩目壱俵も錢四文

ツ、差出候ニ付、下リ荷物余内之儀者年々出荷

高も取立置、不時之入用引残候分ハ、村方へ差出

四ヶ村助成可致事

一、今般四ヶ村相談之上荷問屋株取極候ニ付、已来客方

より差荷物有之候節ハ無株之ものニ請払為致間鋪候事

一、御役永五貫文外永百五拾四文式分、口永分銀共合永

五貫百五拾四文式分、去ル末年御上納より三分一者面

割、七分者当時荷物請払之もの江出荷高割にて差出可

申事

附リ荷問屋仲間申合、年番相定、御役永上納取

立其外不時之入用有之節ハ、其年ニ出荷請払高

太助

甚蔵

金十郎

又右衛門

徳右衛門

惣右衛門

儀兵衛

忠兵衛

長兵衛

清次郎

久兵衛

辛助

刃右衛門

与市郎

喜助

徳兵衛

正治

常吉

寛

与四郎

一、永百四拾七文六分式厘

与惣治

右者荷問屋株金書面之通請取申候 以上

惣四郎

多喜治

天保六年

兵右衛門

未十二月

兵藏

名主

安三郎

㊦

清吉

名主代

宗兵衛

㊦

卯兵衛

荷問屋

儀兵衛殿

名主

太右衛門

㊦

久太郎

名主代

土屋忠兵衛

㊦

太右衛門

3 藏敷料ニ付議定書(仮題)

土屋忠兵衛

喜八

一、最上川三河岸出諸商人荷物酒田湊江川下方、為七話

作右衛門

与住古も運賃之内拾歩一荷宿方江取之并藏敷之儀者

甚右衛門

駄ニ付永老匆六分六厘ツ、取之、荷品藏入舟積世話致

来候之処、去ル天保度諸式直下之御趣意ニ基、世話料

歩一受取方從御公儀御差止相成候後、無セ話料受扨致

候次第ニ到リ、殆難洪罷在候処、近来諸式未聞之高直

ノ三拾式人

土屋儀兵衛控

ニ付、上藏造立者勿論修覆并非常取締向等多分之物入、

慶応元年六月

荷宿

三藤部兵右衛門

日、荷物受払舟積セ話取斗方之儀も右ニ准シ、諸雜費掛

榎本卯右衛門

りまし一ト方ならざる難洪相高、河岸御冥加水上納ニ

富樫久兵衛

も差支、荷宿家業相読難立行様成行候ニ付、物価下直

高桑幸助

相成候迄商荷物老駄ニ付永三匁三分式厘ツ、藏敷取之、

佐藤徳兵衛

右ヲ以歩一方之償ニいたし、荷物受払都而入念粗略之

須藤久太郎

執斗意無之様銘々厚心掛ケ、実意ニセ話いたし候積リ

西塚与一郎

取究候上者、仲間三拾三人之内自己之欲心ニ迷ひ、万

庄司清左衛門

一右取究江振候受払方致もの於有之者、一同之家業体

西塚与惣右衛門

差障候次第ニ若右様肝曲之取斗及候もの者、家業差止

土屋儀兵衛

候積リ、仲間一同も当船方御会所江申立、御役所江も

庄司五郎治

御届之上、右之もの江諸荷物不差向様村山一郡之商人

寺崎作右衛門

中江御会所も廻達いたし候様取斗候積リ、其節ニ致リ

庄司清吉

当人ニ於者聊申分無之候間、不洩様堅相守可申候事、

万屋甚右衛門

右之通今般仲間一同集評儀定取究候処相違無之ニ付、

草刈卯兵衛

向後前頭之通藏敷取之可申、為後証之儀定書調印仍而

柴田与四郎

如件

安孫子銀助

岩井又右衛門



史料十二 廻米海上輸送

西塚与惣治

土屋惣四郎

渡辺喜助

二藤部兵藏

勢登屋太兵衛

安孫子惣右衛門

笹原忠兵衛

村岡兵太郎

設楽太市

戸田徳右衛門

庄司清治郎

高桑喜之助

戸田安助

土屋宗助

柴崎五郎八

以上

差上申船請状之事

一、御米貳万五千四拾壹石壹斗六升貳合也

内 貳万三千七百五拾七石

御城米

千貳百八拾四石壹斗六升貳合

欠米

此運賃金 三千百拾七兩貳步、銀七匁四分七厘

但御米百石ニ付金拾貳兩壹步、銀拾貳匁宛

内九百八拾五兩貳步

三分一御前借

但欠米之運賃三分一八大坂ニ而請取不申候

右者諸屋内藏助様御代官所羽州去戌年御納米、当亥春彼

地方江戸御城米御廻被成候ニ付、廻船塩飽舟ニ被仰付、

御米百石ニ付運賃金拾貳兩壹步銀拾貳匁宛ニ御請仕積廻

申候ニ付、右運賃金高内三分一於大坂拜借仕、別紙ニ金

請取手形差上申候、相残貳ツ分之内壹ツ分ハ御米積立之

以後請取申筈、壹ツ分ハ江戸着船之後御米相渡候而、其

上ニ而請取申筈ニ相定御請申上候事

一、從御公儀寛文十三丑二月被仰出候御条目、廻船老艘ノ之艫之間ニ張置船頭ハ不及申上、水主かしき迹弥以急度相守可申候、若違背仕候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候事

一、羽州へ御米積ニ罷下候時分から船ニ而致破損候ハ、船ハ船頭之損、御前借金者公儀御損、若又御米積立出船以後破損仕候ハ、舟者船頭之損、御米并御借被成候御運賃金ハ公儀御失墜ニ被成可被下候事

一、御米船積之時分、御藏出シ并本舟へ之船積其外諸色入用如例年少も船頭ハ不存筈ニ相究御請申上、船頭水主ハ舟拵仕、船中ニ而手傳積申筈ニ御請申上候事

一、御米善悪并升之上軽重船頭ハ不存筈、但依数升数之儀者舟積之為ニ御座候間、上乘衆同前ニ船頭も見申筈ニ御請合申上候事

一、御米江戸着御藏詰之時分、御撰米諸色入用如認々船頭者不存水上ハ船頭も可仕候、但沢手米之儀ハ四分六分之損、百俵ニ付六拾俵者御免可被下候、其外ハ御吟味之上船頭相弁申筈ニ御請申上候事

一、塩飽并大坂ニ而御改を請候舟道具御送状ニ少も不足御座候又ハ申上候石積酒田ニ而相違仕候ハ、如何様共可被仰付候、但糶米之儀者積石百石ニ付七石宛之積り買積可申候、其所ニ而大鉢之相場も下直買可申とて、湊ニ而致逗留出船遅々仕候ハ、船頭越度ニ可罷成候、若又大鉢も大分高直ニ而買兼申候ハ、其所之御役人様成共御代官様成共御断申上、其上少高直之分者買可申候、大分高直ニ候ハ、重而御断申上、其所之売手形取候而大坂へ差上可申候事

一、舟足之事白先年如御定、艫床之下水際も五寸ニ御請仕候事

一、海中ニ而遭難風打米仕候テハ不叶時節者、先糶米不残打捨、御城米之儀ハ上乘衆相談仕御米捨可申候、捨米之儀ハ御運賃返上可仕候、舟破損仕糶米ニ成申分ハ御前借中借ハ被下候筈ニ前々も御請仕候事

一、舟印之事、大坂ニ而請取申候、江戸着之後御役人中へ相渡可申候、万一海上ニ而捨り申候ハ、其湊ニ而拵可申候事

一、出船も江戸着近日帳を付、湊ニ而ハ御番所并庄屋年寄へ參帳ニ付手形取候テ其所出船可仕候事

一、羽州へ下り懸ニから船ニ而破損仕候ハ、其所ニ而浦手形を取、酒田舟積御役人中へ早々注進可仕候、代り舟被遣候為ニ御座候間、大坂へも早速可申上候、少も油断仕間鋪候、若又御米積出船以後破損仕候ハ、江戸

廻之御米船者兼而其国々ニ而御差図を請、江戸へ成共御国元へ成共早々注進可仕候、尤前々も如御定念を入委細之浦手形取差上可申候、大坂へも早速注進可仕候事

一、揖取水主若船頭雇申候ハ、何連の国いつれの所肝煎請人逐吟味慥成者雇可申候、不吟味仕うさん成者雇申候ハ、後日ニ御聞被成候共其船主曲事ニ可被仰付候、若船頭之内如何様之儀出来仕候而請取申候御前借金指上申等ニ罷成候ハ、惣連判之船持共方も無相違、急度差上可申候、附り御城米舟ニ他所之船をかり遣申間敷候、若他所之船を借り御城米積申候ハ、後日ニ御聞被成候共、曲事ニ可被仰付候事

一、打米沢手欠米等ニかこつけ、御米少ニ而も隠取候ハ、

後日ニ聞召候共御穿鑿之上、船頭水主之義ハ不及申上、諸親類追死罪ニ可被仰付候事

一、二月晦日限ニ下関迄着岸仕、彼地御役人衆へ相断、船中御改を請候上出船可仕候、自然海上油断仕日和取のかし着船遅々仕候ハ、御米御積を不被成其上如何様共越度ニ可被仰付候事

一、船頭水主上荷舟又ハ浦之者と申合、何ニ而も荷物隠置船足御改を請候、以後本船へ積申儀も御座候ハ、後日ニ被聞召候共急度曲事ニ可被仰付候事

一、御城米船中ニ而打米又者破船仕御米捨リ申儀御座候時、御穿鑿之上浦手形等其外證據も御座候而、難風ニ逢打米破船仕候ニ相究申候ハ、前々如御定被仰付可被下候、若證據も不慥ニ而申分難立御座候ハ、御米捨リ候分ハ急度相弁指上可申候、其上何分之御科ニも可被仰付候事

一、前々も御条目ニ被仰出候通、御米積立出船も江戸着之内、海上ニ而舟も船へ売買仕候も御停止并浦々湊々ニ而御城米粮米之儀者不及申上、穀類又ハ舟道具ニ至迄

舟も陸へ揚候儀弥以堅ク御法度被仰付奉畏候、若違背  
 仕何ニても陸へ揚申候<sup>景</sup>舟も船へ売買ニ仕候と御聞及被  
 遊候ハ、御穿鑿之上何分之御仕置ニも可被仰付候事

一、御城米船中ニ而打米又者破船仕御米捨申儀御座候時  
 穿鑿之上浦手形等其外證拠も御座候而難風ニ逢、打米  
 破船仕候ニ相究申候ハ、前々如御定被仰付可被下候、  
 若證拠も不慥ニ而申分難立御座候ハ、御米捨て候分ハ急  
 度相弁指上可申候、其上何分之御料ニも可被仰付候事  
 一、御城米船患所之分随分乘不申候様ニ可仕候事

右之條々慥御請負申上候、打米破損等之儀ニ付偽申上候  
 ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候、為後日仍如件

元禄八年亥二月

塩飽泊浦船頭 三郎右衛門  
 同生浜浦船頭 佐次右衛門  
 同笠嶋浦船頭 清太夫  
 同牛嶋船頭 七郎左衛門  
 同笠嶋浦船頭 小右衛門

右御定書之通一々奉得其意急度相守可申候 以上

小野朝之丞様

同泊浦船頭 五兵衛  
 同櫃石嶋船頭 孫七郎  
 同牛嶋船頭 惣右衛門  
 同牛嶋船頭 庄三郎  
 塩飽廻船組頭年番 長左衛門  
 同 彦兵衛  
 同 弥兵衛  
 同所年寄 宮本伝右衛門  
 同 吉田彦右衛門  
 同 宮本伝太夫  
 同 宮本助之丞

史料十三 幸生村出銅川下げ

幸生村銅山出銅御川下ケニ付御尋御答等扣留帳

(表紙)

寛政七卯年四月

幸生村銅山出銅御川下ケニ付

御尋御答等扣留帳

川舟方

物代所

寛政七卯年四月

柴橋御代官池田仙九郎御支配所幸生村銅山出銅御川下ケ

ニ付御尋御答并御代官御引替、三川江多仲様御支配ニ相

成り候上御尋等々御答等々書留帳

川舟方

惣代所

柴橋御代官池田仙九郎様御支配所幸生村銅山之出銅、

酒田港迄御川下ニ付、積方并運賃等之御尋川方当御役所

里村茂作様より以御書付船持共江御尋ニ付、御答案文を

認飛脚ヲ以御存慮も候ハ、御加筆候様ニト申遣候所、尤

之趣徳之当所其外近村之横山等相招及直請候様、何れも

同意ニ付左之通以書付川方御役所江御答書差上ル

御尋ニ付以書付奉申上候

池田仙九郎様御支配所幸生村銅山之出銅、午前河岸之

酒田湊迄御川下ニ付四人乗宅艘江宅箇拾六貫匁入ニ而何

程積入候哉并運賃何程ニ候哉御尋ニ付奉申上候

一、正銅百五拾箇

四人乗船舟宅艘

但宅箇正味拾六貫匁入

此運賃金六兩永七拾七文五分

是者商人荷物上川岸運賃積リ御座候

右者銅荷物上川筋之積入候先例も無御座候間、船持一同

相談仕候処、牛前川岸も御川下ニ候得者、川筋之内極々難場所有之、殊更穀物積受候与違ひ、銅之義者格別船足重ク罷成、通舟自由ニ不相成、船も痛候義与奉存候間、御大切之御荷物ニ付、四人乗壹艘江御銅百五拾箇奉積請、運賃金六両永七拾七文五分被成下、酒田湊水揚仕候迄御上乘御老人御付添ニ而通船被仰付被成下候様ニ船持一同奉願上候

右之通御尋ニ付奉申上候 以上

戸沢上総介領分  
羽州村山郡横山村  
船持月番  
甚兵衛 判

卯 四月  
平岡彦兵衛支配所  
同国同郡大町村  
船持月番  
弥左衛門代  
太郎右衛門判

川舟方  
御役所

当御代官所  
同国同郡大石田本町  
舟持惣代  
安太郎 判

右御答書差上候所柴橋御役所へ直々舟持罷出候様ニ被仰付候ニ付、鱸屋太郎右衛門老人御役所も御添状持參、十月九日出立罷登候て、翌日御役所江罷出候所、御面談被成候而運賃高直之様ニ相見へ候ニ付、引下ヶ候様被仰聞候間、引下可申様無之段申上候、且又牛前河岸ニ而小川ニ入り候得者、水不足等之節ハ通舟御差間之程も難斗候間、河岸御引下谷地ニ而御積入被成下間敷候趣申上候得ハ、其義者何連ニも相成間敷物ニも無之候間、運賃之所相直シ申様ニ被仰聞候間、相退候而可申上由御答申上候而致歸村候、左之通相談之上当御役所江書付差上候

乍恐書付を以奉申上候

幸生山出銅御川下ニ付先達而舟持太郎右衛門柴橋御役所江罷上候御書上候御運賃之内、引下候様被仰渡候ニ付、其節御願申上候者、牛前川岸御積立ニ而者小川筋ニ而御用銅御差間難斗奉存候間、谷地河岸ニおゐて御積立之儀奉願上、帰村之上舟持共一同相談仕候所、牛前河岸御積之

処、谷地川岸ニ御積立被仰付候上者、老艘向ニ而五両式

分永式拾五文被成下候様奉願上候、

右之趣御添状被成下度奉願上候 以上

卯 五月

舟持

太郎右衛門

惣代

安太郎

川方

御 役 所

右書付御役所江差上候所、御状相渡候而月番之内指遣候

様ニ被仰付、舟持代として善兵衛為指登候所、於御陣々

先御掛之御方様御他行ニ候間、相招申様被仰付、三夜相

招罷有候得共、御歸リ不被成ニ付、帰陣之上懸合候而此

方より可申遣候間、相退候様ニ被仰付、善兵衛致婦村其

段川方御役所へも直々御届為致候事

但十六日ニ出立、十九日之夜罷歸候

銅大坂廻被仰付、今晦日於谷地河岸積渡出帆申付候、右

銅之儀者川舟海船共ニ都而御廻米同様取斗候様被仰渡候

ニ付、於川通万一難破舟之異變有之者、御廻米同様致手

当、聊粗末無之様取斗可申候、清川も上ニ候ハ、幸生大

切沢銅山役所江相届、清川も下ハ酒田出役手代尾関又兵

衛方ニ罷有候間、致注進見分吟味可受候、此添触披見之

上舟頭江可被相返候 以上

卯

六月晦日

谷地河岸も酒田湊迄

谷地河岸出役

池田仙九郎手代

吉田永藏

判

川通

御 料

私 領

名主

問屋 中

年寄

池田仙九郎元御代官所出羽国村山郡幸生村大切沢銅山出

御用銅酒田廻送状之事

翌三日出帆申付候事

一、銅百五拾箇

正味拾六ノ匁入  
但皆懸銘々記ス

最上船頭

文七  
外三人乗

右御書付共御役所入御覽戻ス

内 床銅百貳拾箇

平銅三十箇

此運賃金五兩貳歩

相渡ス

永貳拾五文

右者池田仙九郎元御代官所羽州幸生村大切沢銅山出銅、

今晦日於谷地河岸ニ積渡出帆申付候、御地着之上貫匁相

改可被請取候 以上

谷地河岸出役  
池田仙九郎手代

吉田永威

卯

六月廿日

酒田舟問屋

尾関又兵衛殿

右ハ当役所へ去月中右御役所も御乞船申来候上為差登申

候所、惣舟持も申立候通、運賃金被成下候事

卯ノ七月二日 着船



## 解 説

本集は、江戸時代の大石田にかかわる最上川舟運関係の史料を収録したものである。掲載した史料には冊子全部を詳録したもの、冊子の中から必要部分を抄録したもの、一紙のものなど種々である。

それらの史料を内容的に関連のあるものをまとめ、一つの章や節としたが年代の順次性を保つようにはなっていない。本集で使用した文書は神部芳則氏・本間家旧本邸・明治大学刑事博物館・山形大学附属図書館等に所蔵されているものである。それらの文書も本間家文書以外は、元は大石田に居住していた個人所蔵のものである。史料の出所については解説論の章や節の表題のわきに註記した。

神部家は神沼を神部と改姓した喜左衛門を初代としてから四代目にあたる源八吉富が、文化七年尾花沢代官鈴木喜左衛門支配のもとで大石田川船方役所下役を勤められた家である。その子神部鉄五郎吉命も父と同役を受け

継いでいる。

庄司清吉家は大石田村（新町）にあつて弘化年間以降組頭を勤め、併わせて船積荷問屋も行っていた。二藤部兵右衛門家は天保十五年（一八四四）以降四日町名主、船積荷問屋、船持惣代の外寛政三年（一七九一）には米沢藩御手船差配人も勤められた。戸田安助家は寛政年間以降、新大石田村（柏倉附）の名主、文政八年（一八二五）には米沢藩御手船差配人、戸田安太郎家は寛政年間以降大石田本町名主、寛政五年（一七九三）には船持惣代を勤められた。

田沢村の森家は江戸後期より庄屋役を勤める一方新庄藩御手船の差配にも携っていた。

いずれも最上川舟運と深く関った家々の史料である。

史料一 大石田川舟方手扣（嘉永四年）

・横浜市、神部芳則氏所蔵文書

本史料は、幕府が最上川舟運を直接差配するために設置した川船方役所に勤務していた川船役人神部家の五代

目にあたる神部鉄五郎（後に喜左衛門を襲名）吉命が、嘉永四年（一八五二）筆写したもので、川船役所の執務手引書とでも言われるものである。

内容は惣目録に記された通り三二項目からなり、川船御条目、川高札、難破船御達、御廻米積付送状、御城米積口并川下運賃、船寸法、江戸迄海上里程、商荷物運賃口留番所、最上惣舟持と舟数他が記録されている。

その中からいくつか内容を見ると、正徳二年（一七一二）に出した川高札の二には、破船の場合、浮荷物は三〇分一、沈み荷物は二〇分一を取り揚げた者へ遣すこと、天保十年（一八三九）の申渡書に海上難破の場合、浮荷物は二〇分一、海底に沈み荷物は一〇分一を取揚げた者に遣すことなどと記されている。

城米積口では、五人乗船の場合三五〇俵、四人乗船は二五〇俵であるのに、商人荷物の米になると、三七五俵、二七五俵と二五俵増し積みとなる。その外御定の外に水の浅深により一二〜三俵までの増減積みが認められていた。

大石田船方役所において役永（税）を取立てる荷出品目は一四種類あり、次の表1の通りである。

表1 役永取立品目

	品目	1 駄	役 永
1	青 苧	36×目	96文5分
2	紅 花	32×目	78文1分
3	煙 草	240斤	12文5分
4	刻煙草	32×目	20文8分
5	水 油	8 斗	10文4分
6	故 麻	1 石	10文4分
7	荏	1石8斗	5文5分
8	真 綿	32×目	104文2分
9	布	1 反	1 文
10	紬	1 反	1 文9分
11	蠟・漆	40×目	54文7分
12	干 粉	1 斗	5 文2分
13	鳥		52文1分
14	絹 糸	36×目	120文

註1. 役永取立 大石田川船方役所  
2. 「大石田川船方手扣」より作成（嘉永4年）

また、運賃の一〇分一の役永を請取る河岸は、船町・大石田・清水の三河岸である。

商人荷物の酒田湊までの下し運賃は次の表2の通りである。

片運送とはいえ、酒田船が上郷より空船にて下る場合、船方役所の許可があれば次の物品を積み下げることができた。米大豆（三、四俵）たばこ（二箇）炭（二、三俵）

板(三、四間)。

また、大石田河岸において船切れをおこし、沢山の荷物が渋滞している場合、役所の許可があれば、四〇、五〇俵位まで積み下すことが許された。

表2 商人荷物運賃

	河 岸	中船1艘 275俵積	1俵二付	小船1艘 161俵積
1	舟 町	金6両 永77文5分	永22文1分	永3'512文 5分
2	大長 卷 崎	金5両1分 永140文	永19文6分	永2'950文
3	境ノ目	金4両3分 永90文	永17文6分	永2'700文
4	小 菅	金4両2分 永65文	永16文6分	永2'575文
5	大石田	金4両1分 永40文	永15文6分	永2'500文
6	清 水	金3両1分		永1'612文 5分

- 註1. 3人積みの積口は161俵の定めであるが場合により195俵まで認める。  
 2. 3人乗船は小菅より上へは登させない。  
 3. 小菅は大石田の河岸である。  
 4. 境ノ目より上を上河岸と言う。  
 以上「大石田川船方手扣」より作成

史料二 運賃定法書(年号不詳)

史料三 御廻米并商人荷物運賃(年号不詳)  
 ・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書  
 ・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書

●城米運賃

各河岸の城米積出口から酒田湊までの川下げ運賃を示した史料である。上郷車測河岸六俵を上限に以下半俵刻みの運賃となる。上流部では最上川口まで小川の舟運も行われており、その運賃も示されている。また、城米川下げ等米の積み出しに限って各河岸に数口の船場が設けられ、輸送の便宜が図られている。大石田河岸に所属する船積場として、小菅、大石田、深堀、芦沢、名木沢、毒沢等がその例である。

私領米の運賃については、城米運賃を基にして、それよりも一〇〇俵に付き一俵増しとした。さらに最上船に限り五厘増し(一〇〇俵に付き半俵)、冬至より雪中割増運賃として一艘に付き一貫文とすることとした。

商人荷物としての米の運賃については、上郷より中船

表3 城米運賃

	運賃	河岸名	小川賃
1	6俵	車測	
	〃	長崎	
2	5俵半	舟町	小川送賃 1斗8升5合
	〃	寺津	〃4升3合2才
	〃	炭塚	〃9升2合5勺
3	5俵	本楯	
	〃	新田	
	〃	蔵増	
	〃	羽入	
	〃	谷地	
4	4俵半	大堀	
	〃	貝塩	
	〃	押切	
	〃	蟹沢	
5	4俵	境ノ目	
6	3俵半	小菅	
	〃	大石田	
	〃	毒沢	

註 「運賃定法書」より作成  
 (1) 私領米は城米よりも100俵に付1俵増  
 (2) 最上船に限り5厘増(100俵に付半俵宛)  
 (3) 冬至より雪中割増運賃(1艘ニ付1〃文)

第

2 貞享年山形御所替之御荷物指荷ニ罷成申  
 二付、年寄中と舟方と双論ニ罷成申候次

大石田船方はこのことを堅く守ってきたが、酒田船方は戻り船にも荷を積もうとして大石田河岸に多数待機をする。また、米沢藩や新庄藩では指荷と称して指定船方に商人荷物を取り扱わせたり、御料の城米を戻り船に積み下げさせたりして秩序を混乱させている。

一艘(二五〇俵)の場合、一俵に付き水二匁式分老厘、大石田積の場合は水一匁五分六厘と定めた。  
 ●商人荷物運賃  
 商人荷物の運賃については、上郷積みの場合と大石田積みに分け、それぞれ品目毎に積載量、一駄および一俵についての運賃が設定されている。一駄の量についても品目毎に指示され、特に紅花はより詳しく段階的に運賃が決められた。

史料四 酒田川船古来も混乱請願聞書(抄録)(享保六年)  
 ●本間家旧本邸蔵  
 1 酒田川船古法有増聞書  
 最上川通船秩序としての「古法」が成立したのは慶安三年(一六五〇)とされる。大石田船は下り荷物を酒田へ、酒田船は登り荷物を最上へ積み登り、酒田、大石田共に戻り船には荷物を積まないという片運送の申合せを成立させた。

表4 商人荷物積口及び運賃 中船1艘ニ付  
1俵ニ付

積口	上郷積	大石田積	備考
1 米	250俵 永2匁2分1厘	250俵 永1匁5部6厘	
2 大豆	米と同断	米と同段	
3 小豆	230俵 永2匁4分02	250俵 1匁6分956	
4 小麦	220俵 永2匁5分1	220俵 1匁7分727	
5 大麦	270俵 永2匁4厘	270俵 1匁4分45	
6 煙草	45駄 永12匁2分7厘		4箇1駄 1駄70斤造
7 水油	〃 〃	45駄 1匁4分45	1駄2斗入4ツ附ケ
8 柚子	〃 〃	〃 〃	
9 薬種	〃 〃	〃 〃	
10 元結	〃 〃	〃 〃	
11 狗脊	〃 〃	〃 〃	1駄 15'目入3ツ附ケ
12 藍玉	〃 〃		
13 荒物	〃 〃		
14 からはき	〃 〃		1駄 15'目入3ツ附ケ
15 荏草	〃 〃	45駄 1匁4分45	〃 1駄6斗入4口入
16 瀬戸物	〃 〃		
17 小間物	〃 〃	45駄 1匁4分45	3ツ附ケ1駄
18 鉄	〃 〃		
19 醬油	〃 〃		
20 砥石	〃 〃	45駄 1匁4分45	
21 鯉節	〃 〃	〃 〃	
22 下芋	40駄 13匁8分1厘	〃 〃	
23 銭	〃 〃		
24 青芋	38駄 13匁8分1厘	38駄 10匁2分6	
25 古手	〃 〃	〃 〃	
26 紅花	35駄 15匁7分36	35駄 11匁1分4厘	1駄 500匁16袋入定法
27 蠟	〃 〃	〃 〃	
28 胡麻	28駄	28駄13匁	
29 燈心	〃 〃		1駄2箇付
30 打綿	28駄 19匁7分3厘	28駄13匁	
31 菜種	〃 〃		
32 紙荷	40駄 13匁8分1厘	40駄	4箇ニ付1駄
33 古手		38駄 10匁2分6	
34 合羽		〃 〃	
35 繰わた		35駄 11匁1分4厘	
36 真わた		28駄 1'目ニ付銭20文	
37 酒			4斗入2ツ付1駄
38 板		45駄	4分板22間1駄6分板16間1駄
39 折器		〃	

註 運賃定法書「商人荷物上郷積・大石田積運賃」より作成

貞享三年（一六八六）七月、堀田下総守が福島への移封を受けて播磨姫路より松平大和守が山形に入封する。

松平大和守は山形私領米を大石田船のみに積み下げさせ、その戻り船に指荷と称して豊後国日田よりの荷物七、八千箇を積み登させる。この行為に対し、酒田船持九人衆が「古法」の通船定法に照して不当であると、山形役所に訴えに及び、大きな騒ぎとなる。古法破りを画策した鐘屋惣左衛門と上林七郎左衛門は過料金をもって謝罪し、内済和談した。勝手に積荷船を指名することによって古法のルールが破られていく。

### 3 （大石田船指荷ニ付）嘆敷罷成申事

貞享五年、鐘屋・上林両船差配人が、新庄・上野山・東根等の荷物を指荷扱いにし、大石田の船だけを雇い登したいと山形御役所に願い出る。これでは古法も破れ酒田船方の困難は明らかであるとして、酒田の大庄屋船持方一三〇、四〇人が鶴岡の役所に集まり総決起をする。大石田船が運んできた荷物に対して海船に積み込むため

の沖瀬取船を出さないという対抗手段を申し合せる。この対抗手段を盾に古法を守ることができたという。

4 山形御手船数拾艘出来仕候ニ付、新規舟之儀ハ不罷成、古法申上、右之船共御私ニ成候事

元禄年中、鳥居公の時代、山形藩では蔵本所有の酒田船五、六艘、大石田船等を購入し、御手船数十艘を仕立て、これを大石田河岸に預け置き運用することになる。

外に新庄藩も御手船を所有している。御手船は町船と異なり、古法にもとづく定法の適用をうけないため、町船所有者である船方衆の業務を圧迫する結果となる。

そのことを恐れた酒田の船方衆が騒ぎ立て、山形の新規御手船造立の中止を求めて訴訟事件がおこる。

### 5 御城米御運賃増願仕候事

宝永七年（一七一〇）諸星内蔵助代官（尾花沢・寒河江）の時に、諸色高直、船立困難を理由に御城米運賃一俵増を江戸に願い出る。その背景には寛文十二年（一六

七二) 河村瑞賢の西廻海運による江戸直送の開始に伴い、最上川沿岸の積出場も整備され、その積場の整備には船持方の資金提供が強要されていることも含まれる

この「二〇〇俵ニ付忝増願」は認められ、翌正徳元年(一七一二)から五カ年季一俵増となった。

#### 6 運賃引下げ并新規船場願

大石田差配に対する上郷船持の不信不満が露顕した問題である。最上商人荷物(紅花・青苧・麦・大豆・紙・たばこ他)の大半は馬にて大石田に駄送し、そこから古法にもとづいて甲乙順序よく酒田へ積み下してきたが、段々大石田問屋船持共が横暴になり、甲乙の順序を無視し、大石田近郷の商人荷物の利益を優先に積み下すようになる。このことについて、山形・左沢・米沢等上郷商人が改善を求めて長瀬役所に訴えてきたが埒が明かなかった。

更に正徳五年(一七一五)寒河江の藤内を中心に、上郷商人に酒田船方も加わり、大石田独占差配に対抗する

動きが起こる。即ち、上郷の本楯に新河岸を設置し、大石田までの陸送を軽減し、大石田の独占を排除する。更に城米輸送の運賃を大石田よりも一〇〇俵に付き二俵(二分)引き下げて請負たいと願い出る。その動きの中心的人物である藤内・市之丞・権助の三人が、当時の寒河江代官拓殖兵太夫に願い出たものである。

これは大石田独占に対する抗議の火ぶたを切ったものであったが、新河岸の設置は認められなかった。運賃の二分引下げについては大石田船に対しそのように命じられた。

#### 7 只今願申候運賃手取高之事為調候問書記申候

艀四人乗船は酒田・大石田間の積載量は塩目にして七〇俵である。運賃は新銀で四五五匁、その内一割を荷宿が手数料として引去ると手取高が一八貫八〇文となる。

この現行運賃に対し酒田九人衆が「引下げ」を願い出る。新金(乾金)一両につき四貫四〇〇文、一〇両に付き米九俵半とするというのである。この値下げ案を実施すれ

ば五カ年分で九〇〇〇両にも及び、大勢の救いとなる。これに対し大石田の船方衆は強く反対し、大きな騒ぎとなるがその決着はつかなかった。

これは、自国と他国との間に金銀相場に差違があり、船方は他国の金銀を手取りとし、諸職人方は自国の金銀を手取りとしているため、一概に値下げを論ずることはできないというもの。

#### 8 惣而船方願ニ付指令申訳

新庄御手船は古法時代は三〇艘といわれてきた。ところが古法が破れ、御手船が段々多くなり、特に清川の船持方にとっては大打撃を与える結果となる。一年に七、八度も最上へ上下していた清川船が近年になって二、三度しか荷請けできないほど追ひ詰められる。六月以降には七〇日も船方稼業休止の状態に陥る。

積み請け荷物を求めて清川舟は大石田へ登り、荷宿と交渉する有様である。御手船による町船圧迫を軽減するために、船方独自の指荷荷請けができるようにしたいと

いうもの。

#### 12 上荷順番并問屋ニ而順番きらい申事

元禄十年、本海船と陸揚地の間を往復して荷物を運ぶ上荷船に酒田川船が依頼される。その瀬取りを行う船順番をめぐる問屋方と船方(問屋の子方)との間にもめごとがおこる。そのことについて問屋方から申立ての条々は次のことである。

① 最上大名方廻米の際、瀬取船を雇う場合、舟方順番は平均になるようにするために海船に支障がおこることを。

② 沖出船の場合は急を要するため、順番に関係なく、勝手次第に雇っても差し支えないこと。

③ 大方の海船が出船する場合、瀬取船が不足するので何船にかかわりなく雇船し順番に関係なく対応すること。

④ 潮の満干により、上荷瀬取船の動きが変わるので、潮に合せて、順番に関係なく雇船すること。



⑤ 蔵米や町蔵よりの俵物等を海船に積む場合、日和を見又は上方相場の高値が聞こえたら直ちに買い込み、雇船順番に関係なく積み立てること。

⑥ 問屋と関係のない船が雇用されると我俣申して積荷が順調に進まなくなる。問屋たよりの船々で積荷をすること。

以上問屋方より申し出た六カ条について船方も了解され、宝永年中九年間継続する。その後正徳元年に改正になり、順番が決められた。

(なお本史料は『酒田市史』史料篇四に全文が収録されている)

#### 史料五 御手船

##### 1 米沢御手船乗水主請状定(寛政三年)

● 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

米沢藩上杉弾正大弼の所有する御手船に乗船奉公する水主と所有者との間で取り交わした請状である。請状定は八カ条から成り、水主が年貢米に詰まり借用した身代

金を確実に返済するための約定である。

米沢藩の御手船は、大石田河岸預けとして常駐させ、御手船差配人(御用達)は四日町名主の二藤部兵右衛門がその任に当たっていた。

給取として雇用された船乗水主本人の外に人主(身元引受保証人)と請人(貸借関係保証人)を連記している。

雇用される船乗水主は三五名、公料の大石田村、四日町、本町外近郷の村々、新庄領横山村、庄内領清川などの人々が雇われている。

##### 2 米沢様御手船通船御人用請負方聞書(文政八年)

● 山形大学附属図書館蔵 戸田家文書

寛政、弘化年間にわたり約五十年間新大石田村の名主役を勤めた戸田安助の手扣である。米沢御手船の船頭を長年勤めた川端の斉藤八兵衛を招いて聞きだし、書き記したものと後記されている。

戸田安助が米沢御手船の通船を請け負う場合の諸人用計費を調べ上げたもので、微細にわたる記録である(表

表5 通船入用金

	項目	金額	備考
1	たばこ荏油	20文	1人分ニ付
2	冥加金	400〆	壹艘ニ付 舟方役所へ
3	判 錢	195〆	(130文)古口(下) (35文)清川(上下) (30文)堀ノ内(上)
4	宿 錢	800〆	左沢、古口、清川、酒田
5	荷上げ祝	150〆	大石田(50文) 酒田(100文)
6	船出祝	150〆	船出祝、飯米・小豆代
7	舟渡陸踏引	980〆	道送貨 1艘分
8	舟支度賃	35〆	1艘ニ付
9	出舟酒代	30〆	出舟并乗附酒代
10	帆仕立酒代	100〆	
11	正月船祝	400〆	塩引外賄料
12	初尾料	24〆	1幟分
	計	3貫284文	

- 註1. 文政8年「米沢御手船通船入用請負方開方二面扣」(田安助手扣より作成)  
 2. 諸入用金・船道具・諸物品は12月5日頃に前渡しとする。

5 表6 通船入用物品

	物 品	内 訳
1	糧 米	4人乗り10日俵(3斗6升入)1人ニ付 9合
2	味 噌	1人ニ付30匁
3	帆 立 筵	7枚(1カ年分)
4	前 張 筵	8枚(1カ年分)
5	筥	10枚(1カ年分)
6	舟 罌	3枚(1カ年分)
7	罎櫃・打櫃	痛み次第取替渡す
8	舟 棹 石 突	
9	桶	堀桶・ホジ桶(大納)
10	二 房 綱	
11	大はんどら藕	痛次第相渡す
12	腰 〆	不時々相渡す
13	皮	しな皮・ふとら皮(通船毎)
14	帆 薩	36枚宛 1年分
15	帆 竹	不足分
16	小 手 繩	〆
17	青 李 太 綱	2×500匁(4人乗)3×匁(5人乗)
18	〆 細 綱	800匁(〆)1×匁(〆)
19	帆 柱	痛次第取替
20	帆 桁	〆

註 前掲表5と同史料より作成

- その外、米沢藩との約定は次の通りである。
- (一) 船頭の給金は水主の一割増 外に手当二朱
- (二) 難破船の場合の諸入用は藩から出される。
- (三) 船支配人の給料は扶持米一八俵(五斗八)
- 給 金二両二分
- (四) 米沢藩から苗字帯刀が許される  
 酒田までの請負運賃米は五俵九分

表7 御手船造立入用金（2艘分）

項目	数量	金額	備考
鉄	10箇	10兩 15匁	
同 諸掛り		3分2朱 11匁8分1厘	
鋸	57・500匁	7兩2分 6匁6分6厘	
鉄	5こ	5兩2朱 6匁7分3厘	
々	1ヶ	1兩1分 11匁7分4厘	
兼治細工打賃		6兩3分 4匁6分9厘	
計		32兩 4匁4分3厘	

釘 代		1 231文	
板		32兩	
板		4 600文	
屋小屋道具		13 880文	
帆 柱		2兩	
帆 桁		2分	
櫓 櫓	2丁	3 400文	
打 櫓	8枚	3 600文	
船 竿	12本	6 600文	
帆 行	96本	1 538文	
帆 御座文	288本	10 80文	
帆 車	4ツ	400文	
船 名木		7 20文	
笠 蓑 蓑		7 文	
綱		10 660文	
合計		2兩2分 49 598文	

項目	数量	金額	備考
桶・箱・鉢		2 907文	
鍋		3 80文	
膳方入用道具		2 56文	
刀 物		2 150文	
松 皮		840文	

舟 大 工	197人半	5兩 497文	
本 挽	18人半	1分2朱 751文	
人 足	3人	450文	
舟頭雇賃	63人	5 40文	輸送中

米	7俵	1兩1分 541文	
味噌	9斗	1 286文	
醬 油	2斗5合	250文	
酒	5斗1升	4 140文	
野菜		3 530文	

合計		5 80文	
飛脚賃		2 550文	
合計		6兩8分2朱 24 830文	

総合計		89兩1分 757文	2艘分
1艘分		44兩2分2朱 378文	

雑音等	4ツ	4兩 730文	
-----	----	---------	--

註 文政8年（1825）「御手船御造立式艘平均仕上帳扣」より作成

表8 御手船次七乗船上下入内訳

内容	計費	備考
1 米	5俵2升	1人1日1升
2 味噌	錢560文	々30匁
3 茶・塩・薪・野菜等	々3 840文	々20匁
4 船役所上納金	々 400文	(表9)
5 通船定一式諸料	々2 675文	
6 船渡場・橋・道造賃	々 575文	
7 諸買物代	錢4 771文 金1兩2朱	(表10)
合計米 5俵2升 金 1兩2朱 錢	13 281文	

註 前掲表7と同資料より作成

ある。  
造立諸費は別表7である。一艘分の造立計費は四四兩余であることが分かる。

3 御手船御造立式艘平均仕上帳扣（文政八年）  
佐倉藩領柏倉陣屋が御手艘二艘を造立した時の諸経費の決算報告書である。御手船造立の一切を負請差配したのは、佐倉藩領大石田村（新大石田村）の名主役戸田安助である。  
（酒田湊にて米沢藩役人より受取る）  
（五） 船頭・水主の給金は前渡とする。

・山形大学附属図書館蔵 戸田家文書

表9 通船定一式諸掛

	内 容	計 費	備 考
1	酒	錢 1 匁 200 文	1回400文、舟支度、舟仕まい。1、8、15日他、難所通可
2	宿	錢 〃 1 匁 720 文	1宿 200文 舟町、古口、清川
3	判	錢 〃 205 文	下り 古口・清川上り清水・堀ノ内
4	差 上	錢 〃 150 文	大石田船役所 酒田役所
5	蒿	代 〃 200 文	
	合	計 〃 3 匁 680 文	

表10 諸買物代

	内 容	計 費	備 考
1	帆 柱	金 1 両	
2	舟 堂	錢 170 文	2 枚
3	し な 綱	〃 320 文	1 卷
4	打 權	〃 320 文	1 丁
5	立 く ら 板	〃 350 文	1 枚
6	帆 桁	金 2 朱	1 本
7	し な 皮	錢 220 文	1 匁 目
8	帆 筵	〃 280 文	8 枚
9	權 鉢	〃 65 文	1 ツ
10	舟 棹	〃 300 文	1 本
11	垢 柄 杓	〃 32 文	1 本
12	膳 造 作 用 板	〃 2 匁 50 文	2 枚
13	舟 大 上 一 筆 料	〃 274 文	
14	艫 櫂 椀 木	〃 560 文	
15	枕 ツ カ ミ	〃 140 文	2 丁
16	落 釘	〃 45 文	3 本
17	ツ バ ク ラ 釘	〃 8 文	3 本
18	ま き 手 子	〃 60 文	2 ツ
19	桶 輪 替 賃	〃 55 文	
20	か ぎ 竹	〃 22 文	
21	瀬掛リニ付小舟雇賃	〃 300 文	庄内ニテ
22	米水揚用橋板掛ケ料	〃 200 文	
合計		金 1 両 2 朱 錢 4 匁 771 文	
その他		錢 575 文	
		舟町～元合海間の船渡場 橋賃並道造賃	
船頭次七乗船			
総合計		米 5 俵 2 升 金 1 両 2 朱 錢 3 貫 281 文	

註 表9・10は前掲同資料より作成

4 御手船六艘并四艘通船上下入用書上帳控

(文政十一年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

御手船が最上川を船町から酒田まで上下通船するのに要する諸費用を書き記した控帳である。四人乗船一艘の通船にかかる費用は別表(8、9、10)の通りである。

この中で注目をひくのは酒代である。ことある毎に酒代がある。舟支度と舟仕廻、出船と着船の祝酒一日、八日、一六日他の御酒、難所通過御祝儀、船掃除川ノ口乗附酒代等である。

5 御用船書上帳(明治四年 田沢村)

・山形大学附属図書館蔵 森家文書  
城米積み立て用として造立した御用船（丸木船七艘）

に要した諸計費取調帳を田沢村庄屋森莊治郎が新庄藩下  
谷地御代官に差し出したものである。

請負大工は川端の文七、造船責任者は田沢村の組頭で  
もある小菅の三五郎である。

新庄藩の御下渡金と村方出金によって造立したことが  
記されている。

新庄藩では古法といわれた時には三〇艘もの御手船を  
所有し、そのうち何艘かは横山河岸に常駐させているが  
この船は多分田沢河岸場において専用したものである。

史料六 最上船方差出明細帳（寛政五年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

寛政四年（一七九二）八月は以前の川船請負差配役制  
に代って幕府直営の直差配制となる年である。そのこと  
にともない大石田には川船方役所が設置され、施設設備

を完成させるのに約一年の歳月を要した。船方役所建設  
にともなう諸計費は惣船持の負担によってまかなうとい  
う約定が交わされる。

本史料は、その際の収支決算の明細を記したものであ  
る。即ち、寛政十二年（一八〇〇）一月十三日、江戸表  
御役所より大石田川船方御役所に対し、その写を遣わさ  
れたものを、後に川船方下役人をしていた神部氏が写し  
取ったものである。

本史料によると、収入の主なもの、幕府よりの御下  
金二二両、惣船持の拠出金九八両等合計一二七両、支出  
では土地購入費三三両、役所及び門、長屋等の普請代三  
二両、大工六八二人、左官九人、屋根葺八四人等諸職  
人雇賃、畳やすだれ等設備方端にかかわる諸計費等支出  
の合計一二六両余となっている。

当時、費用を拠出した清水から長崎間の惣船持は六〇  
名を教え、明細帳に署名した船持は二六カ村にわたり、  
大石田二〇名、東根六名、横山四名、谷地三名、古口三  
名その他各一名となっている。

新役所建設までの間、仮役所は船持惣代を勤めていた戸田安太郎の私宅が建てられていた。

史料七 船道吟味

1 大石田村舟持百姓御答扣(延享四年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

享保八年(一七二三)から延享三年(一七四六)までの約二十三年間、大石田差配を排除し、実施してきた上入会運送も行き詰まり、幕府直轄地の拡大に伴う城米川下げ量の増加等もあり、通船事情は難局を迎えていた。

それを打開するために幕府は、延享四年七月、「船道吟味役」として神山三郎左衛門巡検使以下一四名を下向させ、およそ二カ月間にわたる実状調査が行われた。調査対象とされた大石田惣船持二一名(平岡彦兵衛漆山代官支配所九名、蔭山外記尾花沢代官支配所二名)からの聞き取り調査が行われた時の返答書の内容である。その内容は四項目から成っている。

その一は、寺津・寒河江・舟町・横山等いわゆる上郷

舟は合計で七五艘所持しているがその内三拾艘は大石田が所有する詭船である。従って実質的な上郷所持船は少なく、上郷だけで船運送に対応することは無理である。事実上郷地域は紅花・青苧・たばこ等生産の多い場所であるため、上郷四五艘の実船をもって運送しても運びきれない。それを大石田の船及び詭船を利用しないと出来ない。

その二は、最上川船差配役は漆山の片桐善左衛門外四名はすべて上郷の船持である。そして、従前同様の運賃で通船している。しかし、当時上郷には船持がいなかったため、運賃の上げ下げは船渡世には関係なかったため、船上下の度毎に一艘に付き鏝四百文ツ、取り立てていた。

その三は、上郷の船差配人は舟方勝手手の船割をし、特に利益のあがる商人荷物は大石田船へは一向に船割をしない。そのため自分／＼の才覚によって荷主相対をもって荷請けをしなければならぬ。才覚のない船持は利益の上がらない城米と私領米運送だけで渡世をしなければならぬ。

その四は、大石田河岸出し荷物は、上郷生産の紅花・

青葙・たばこである。これは、三難所での難船等のことを考える商人共が陸付けをする荷物である。この量は船数にして三〇艘程になる。また、近在から出す穀類積船一〇艘程である。この三〇艘分の荷物を下すのにやつとである。大石田船を横山や寺津等に舟人会にして運送すればらくに積下げられるのにそれをしない。大石田船を無視した舟配りで不明なやり方である。

上郷差配に対する不満、通船仕法の改善の必要性を求めた返答書となっている。

2 乍恐以書付奉願候（延享四年）

3 乍恐以口上書奉願上候（延享四年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

延享四年、最上川船道吟味の任を帯びて下向した幕府巡検使神山三郎左衛門に差し出した願書である。差出人は漆山代官平岡彦兵衛支配所舟持九名、尾花沢代官蔭山外記支配所舟持一四名、堀田相模守知行所（柏倉附）舟

持六名、計二九名の大石田惣船持である。

願書の内容は、一つは現在の通船運賃体系は享保八年の上下入会運送当時に定められたものであるが、今では米高直、銭下直となり船方渡世に難儀をきたし、船数は年々減少の一途をたどっている。船々の修覆にもことかくありさまである。運賃の値上げ（一俵増）をお願いする件。もう一つは、享保八年に成立した上郷・酒田差配体制を改め、大石田河岸からも五人の差配人を任命し、上郷・大石田・酒田の連合差配体制にすること等を嘆願したものである。その際、新庄領横山に移した船会所を大石田にもどし、大石田立会のもとに川船運送を確立すること等も願っているが、この時の会所移転願いは取りあげられなかった。

「神山三郎左衛門の建議」〔大石田町史〕上五三七

現地調査や船持衆の願書等をふまえて、神山が幕府に建議したことは以下の通りである。

① 最上船は下り荷物、酒田船は登せ荷物ばかりを運送し、帰りは空船とする片運送とすること。

② 御城米川下賃として、最上船に限って五厘増とする  
こと。

③ 川通り取締役として、本町名主六右衛門、堀田模相  
守領分大石田村大庄屋与左衛門を差配役に加えること。

④ 上郷差配役五名 大石田差配役二名の七名で通船を  
とり行うこと。

⑤ 上郷漆山善左衛門と大石田差配役一名の合判をもつ  
て通船切手を差出すこと。

⑥ 通船一艘につき差配料として鑢四〇〇文ヅ、取立て、  
七人の差配役で配分すること。

⑦ 荷物運賃一〇分一は、船町・大石田・清水の三河岸  
の荷問屋が世話料として取り立てること。

⑧ 享保八年以来、上郷河岸の分は、寺津村は吉次、楯  
西村は善内、横山村は勘兵衛が積荷切手を船頭へ渡す  
こと。運賃の一〇分一は取らないことにする。

(運賃一〇分一取来候)

⑨ 川案内船は七艘に限り、船持差配人が仰せつけるこ  
と。

⑩ 長崎より清水までの通船については、有船順番甲乙  
なく運送取り図り、公正を期すこと。

延享四年(一七四七)、この神山建議にもとづいて、  
享保八年(一七三二)に実施した新法(上下入会運送)

を改正し、片運送として最上川船の統制が、大石田・上  
郷の連合差配のもとに行われることとなる。

4 船道三付江戸登せ連判(一札之事(享保十年))

• 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書  
四日町百姓四〇名が同町名主岡村半右衛門外九名に對  
し差し出した「船道三付嘆願」である。

享保八年の舟運改革において、大石田河岸は追放され、  
最上川船請負は停止となり、大石田にあった船会所も横  
山に移されることになる。これに對し、大石田四方村の  
船持百姓三八五人の代表として三〇人が出府し、上郷を  
相手取り提訴する。その後も大石田河岸船差配の復活を  
求めて数年間江戸表に出願する。地元でも代官が替わる  
度毎に嘆願を繰り返してきた。しかし、この結果は「願



之筋御取上ケ無御座候」と却下であった。

この度の嘆願書も、名主、組頭以下六名に対し、早急に出府し、大石田差配と船請けの復活を求めるよう村役人に奮起を促したものである。

#### 5 最上船持江御尋ニ付奉申上候書附(寛政三年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

幕府尾花沢御役所からの「船道仕法」についてのお尋ねに対し、村山五カ分(寒河江・柴橋・漆山・尾花沢・長瀬)代官支配所の船持共が差し出した返答書付である。

惣船持の衰微が著しく、年々減船の一途をたどっている。これ以上減船が続けば廻米輸送にも差支える。この事態の打開策は幕府直差配しか方法がないとした上で、これまでの仕法を改め、新規の方法・六項目の内容を提示したものである。

主な内容を見ると、通船年六回、内三回は城米と私領米、残り三回は商荷物とし、内二回は上郷河岸積、一回は大石田、清水積とする。この差配料は一回につき四〇

〇文年六回分で二貫四〇〇文とする。荷宿世話料(運賃の一〇分一)取立は船町、大石田、清水の三河岸とする。上郷三河岸(寺津・寒河江・横山)二回分の川下げ運賃は金一二両永一五五文を上納する。

城米・私領米の雇船は二三五艘程度とし、この差配料は九拾貫文、上郷三河岸取り扱いの商人荷物積船は一五〇艘程とし、荷宿世話料は金九一両永一六二文五分とする。その他、幕府が直轄差配に移行するにあたり、その運営方法や舟運秩序について、各支配所の船持から具体的な意見を聴取したものである。

旧来の方法を踏襲しながらも改善を図るべく細部にわたるお尋ねであり、返答にも具体性を帯びたものである。

史料八 覚

1 覚(登運賃引下ケ交渉入用金)(享保十六年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書  
新庄・大石田・山形など二カ村三二名からなる最上の百姓・商人が、その惣代大石田の次左衛門、長崎の源

右衛門との間に取り交した覚書である。

覚書の内容は、酒田湊から最上へ登す荷物の運賃が高く最上郡中の百姓、商人が困っている。酒田の船持差配人に対して度々引下げをお願いしてきたが、酒田船持が考慮に入れようとしなない。それで最上郡中の惣代として二名の代表を選出し、酒田との交渉に臨むこととする。

その交渉のための資金として二〇両を集め、惣代に手渡す。もし不足することがあってもこれ以上の出金はできないが、もし、引下げの願いが成就した場合、その引き下げの一カ年分を出し、江戸入用の費用とするという約定書である。

- 2 覚 (請取書 七左衛門から兵右衛門へ) 宝暦十二年
- 3 覚 (請取書 船会所から兵右衛門へ) 宝暦十三年
- 4 覚 (請取書 七左衛門から兵右衛門へ) 明和元年
- 5 覚 (請取書 治右衛門から兵右衛門へ) 明和二年

● 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書  
四通とも二藤部兵右衛門宛の請取書である。宝暦十年

から明和二年の間は年季請負制による差配が行われていた時で、上郷八、大石田八の一六名の差配人が置かれていた。この書付けに出てくる高揃の村山治右衛門、漆山の木暮七左衛門、横山の太内勘兵衛は上郷の差配人である。

請取書の内訳は差配料と大石田河岸の荷宿が取立てる運賃の十分一の役永である。役永は通船一艘につき四〇〇文であった。

船会所の役方として年番・月番を勤める二藤部兵右衛門は集金業務にも当り、それぞれ差配役に配分した際の請取書である。

岡村半右衛門、今野三次郎、清水治助は大石田、布川善内は本楯、大内勘兵衛は横山の差配人である。漆山の木暮七左衛門は横山船会所、高揃の村山治右衛門は大石田舟会所の責任差配人であった。

- 6 覚 (船会所入用内訳) (明和二年)

● 山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

三藤部兵衛門が川船会所に立て替えた入用金の明細書  
を記したものである。会所入用、川道入用、年季明吟味  
入用、川船方差配役の各河岸出役入用等が主である。

宝暦十年から明和二年にかけての冥加金請負が行われ  
ていた時期である。川船請負差配人は上郷八人、大石田  
八人の一六名である。上郷が村山次右衛門（高揃）・片  
桐善左衛門（漆山）・木暮七左衛門（同）・奥山九郎兵  
衛（成生）・井上金右衛門（楯北）・吉左衛門（寺津）・  
布川善内（寒河江）・大内勘兵衛（横山）、大石田が村  
岡六右衛門・次助・高桑与左衛門・岡村半右衛門・杉原  
五郎左衛門・沼沢又左衛門・設楽太右衛門・今野三次  
郎・以上八名宛一六名の差配人によって、暎加金年二五  
〇貫文（六二両二分）で三年間の年季請負となっていた。  
出役料をみると山形御料河岸、尾花沢上郷河岸、同下  
河岸、米沢御預所河岸があつたことが分かる。

史料九 證文・約定書

1 船頭奉公證文之事（万延元年）

●山形大学附属図書館蔵 庄司家文書  
船の所有者である船持が、その船を操作運用する船頭  
や水主を雇用する場合の約定証文で、ほぼ定形的な書式  
である。

本史料は万延元年（一八六〇）船持（庄司）清吉が雇  
用していた仁吉の急死にともない、その跡式として久兵  
衛を雇った際のものである。二カ条の約定と二人の保証  
人が添えられ、契約不履行の場合に対処した証文である。

- |           |        |      |       |
|-----------|--------|------|-------|
| 2 積口證文之事  | （安政三年） | 御手船頭 | 左之助   |
| 3 積請申一札之事 | （安政七年） | 〃    | 喜七    |
| 4 積請申證文之事 | （万延元年） | 〃    | 左之吉   |
| 5 同 右     | （万延二年） | 〃    | 吉之吉   |
| 6 同 右     | （文久元年） | 酒田船頭 | 武一郎   |
| 7 同 右     | （同 右）  | 御手船頭 | 与治右衛門 |
| 8 同 右     | （同 右）  | 〃    | 留次    |

●明治大学刑事事博物館蔵 森家文書

新庄藩の御手船の船頭が田沢村庄屋森莊次郎との間に

取り交わした証文である。即ち新庄藩下谷地郷の私領米を城米として幕府に収めるために御手船が積み請けをしていることが分かる。

9 差上申済口證文之事（文政四年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

幕府評定所に差し出した済口證文である。訴訟人は楯西村船持善蔵外二四人、相手は飽海郡酒田湊川舟差配人此治外七名である。

係争の経過は以下のようなものである。

川船方役所の修覆および船会所の任用については、最上船方と酒田湊船方からの差出銭で取り賄うこととし、不足の場合は最上船持へ割当ててきた。任用については明細帳を仕立て、川船方役所から改印を受けてきた。それが文政元年になると酒田湊川船差配人から舟方困窮につき以来差出金不可能という通告を受ける。

差出金について、これまでの経過をたどってみると、寛政四年（一七九二）の改正後、大石田の安太郎が船方

惣代の任につくが、川船方役所および船会所の運営入用に困窮をきたしたため、酒田湊川舟差配人と相談し、合力銭として

・酒田船大石田荷揚げ一艘に付き一〇〇文

・同 上郷行 〃 二〇〇文

をいただくよう話がまとまり、会所の運用資金としてきた。ところが文化七年（一八一〇）、安太郎が病死以後合力銭についての断（ことわ）を申入れてくる。

安太郎船方惣代の後役太右衛門が仮惣代となり、酒田側に対しこれまでの通り合力銭の協力を依頼する。その結果文化八年から同一四年までの七年間は協力はするが年季が明ければ合力銭は中止とすることに同意し、證文も差し交わす。しかし、その後も双方の間に意見の不一致のこともあったが、文政四年九月一日から同七年八月一日までの三年間、酒田差出銭という名目で、一艘につき、酒田荷物大石田揚げの場合は鑓五〇文、上郷行は同。〇〇文を酒田差配人より大石田船会所に通船毎に切手を差出すことで合意する。これが済口證文の概要である。

10 差出申一札之事(安政四年)

・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書

船持清吉と水主奉公人伝治との間に取交わした借金返済のための契約証文である。何時まで何如様にして返済する予定であるかが記載されている。

請人とは貸借関係における保証人のことで、請人になる場合には請状を提出し、その責任の所在を明らかにした。人主は人請人とも称し、請人よりもさらに強く奉公人の身元保証したものである。

11 差上申一札之事(文化四年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

荷問屋および牛方・馬方他荷物取扱人と依頼者である荷主との間に取り交わされた約定書である。遅滞、紛失抜荷、濡潤、荷損、賄賂等不埒な取り図らい、迷惑をかけた場合の保証についての約定で、その責任の所在が明らかにされている。

史料十 届・願書

1 乍恐以書付奉願上候(元治二年)

・山形大学附属図書館蔵 庄司家文書

船持清吉が大石田川船方役所に対し、貸金返済滞納の件について願い出たものである。その一は相手(被告)が大浦村船頭の伝治と請人新太郎、同百姓吾助の滞納、その二は大石田村水主甚五郎と請人伊作の滞納のことで貸金返済を求めたものである。

貸金返済滞納にあった船持清吉は、新たに船頭や水主を召抱えはしたものの、給金支払も不可能となり、通船に関わる向船は勿論、船持相続も困難な状況に陥っているので返済方について船役所からも督促を求めてほしいという願書である。

2 乍恐以書付奉願上候(文政七年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田四日町の船持兵三郎が、仮惣代清次郎、船持長

兵衛、惣吉の三人を呼びだし船方取立銭の不正について糺明するが、その不正問題について川船方役所に対しても船方取立明細帳を吟味し、不正糺明を行うこと、惣代選びを公正に行うことを求めた願書である。

願書提出に至るまでの経過は次の通りである。

まず一つは不正糺明である。船方明細帳を期限までに提出しないことを理由に惣代兵右衛門、儀兵衛、円七、清次郎、卯右衛門の五名が四日町名主半右衛門から不正吟味のため追求を受けたこと。

その後、太郎右衛門、勘之丞、作右衛門の勤役中、太郎右衛門が船方余内銭の取立について不正をたくらみ、明細帳の提出を拒否したために御役御免となったこと。さらに惣代に兵右衛門、儀兵衛、長兵衛、円七、清次郎、佐七の六名をすえたが、清次郎、長兵衛、惣吉が不正なる企みを行い、船方諸勘定を明細帳への印形を拒み、さらに舟々より取立銭を預り置きながらいまだに勘定清算をしていない等疑念があがってきていること。これが願書までの経過である。

二つは、惣代選びである。ごく親しい間柄の者だけを選んでいるが、船持一統相談の上に、身元直躰なる者を選び、惣代持連印をもって選ばなければならないことについても言及している。

### 3 乍恐以書付御届奉申上候（寛政三年）

（註・柴橋御役所ニ而米沢様御手船御吟味中

「御用留」

寛政三辛亥年六月 通船差配人 忠右衛門より

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

鈴木喜左衛門尾花沢代官所の船差配人忠右衛門が他の四人と共に米沢藩御船の通船差配を請け負っていたが、金主である榎岡町太右衛門が病死、名木沢村織部が病乱のため引退を余儀なくされる。両人の跡式を忠右衛門が引き継ぐために柴橋役所に掛け合う様子を目を追って記述したものである。

### 4 乍恐以書付奉願上候（天保三年）

(註 456 は天保三年辰正月「御用留覚帳」立会舟持安  
三郎)より

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持清吉、同安太郎が川船方役所に提出した願書である。

願書内容は、最上川船が減少し、城米川下げが三番までずれこむ状況にある。これでは船持の成り行きは困難をきたす。何とか二番川下げにとどめるようにするため、城米川下げは四人乗二五〇俵積が通常であるが七〇艘の内四〇艘を五人乗にかえて、一艘につき百俵の積み増しをできるようにしてほしいという願書。

5 乍恐以書付願上候(天保三年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持清吉、同安三郎が川船方役所に提出した願書。願書内容は、例年氷割船(一番川下の前)に商人荷物を積み請け、その利益をもつて廻米川下げの助け金としてきた。それが荷物不足、船不足のため氷割船での積下げは

なくなり、その上、上郷四ヶ村では私的に小鵜飼船を堀ノ目まで通船させている。これはゆゆしき問題であり、最上川の積み請け荷物は益々減り困窮する原因の一つである。

左沢より下流での小鵜飼船を差止めとするよう嘆願したものである。

○差上申御請書之事

前の小鵜飼船差し止め願に対する請書である。

舟町・寺津・左沢・長崎で所持している小鵜飼船は小川とか川之口で使用しているだけで、もし、最上川本流で通船しているとすれば私用・村用に限定したものである。万一心得違いがあつて商荷物等を下すようなことがあれば、荷物の差押えなど嚴重な処分も受けるといふもの。

寺津・舟町・長崎の小鵜飼船乗の連名と長崎村名主市蔵の責任で返答している。

6 差出申一札之事(天保三年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

寺津、舟町、長崎の小鶴飼乗共が連印をもつて最上船方立会安三郎・清吉に差出した約定書である。

村方夫食、味噌煮大豆他村人用、難破舟の瀬取助合等の外は一切艀船積み請け諸荷物の運送はしない。私用村用として通船を認めてもらう代りに最上船への助成として、一カ年につき金一両二分を差し出す約定である。

この約定は、川船方役所に対しても船持清吉、安三郎から報告されている。

7 乍恐以書付奉願上候（文政九年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

惣船持が通船差配の乱れを正すべく川船方役所に差出した願書である。

寛政四年に最上川通船直差配となり、かつての請負制度も一新し、船方順番甲乙も潔白となり、船方渡世相続も平穩に推移してきたが、その後、仕法の乱れがおこってきたため、船道取締にも船方相続のためにも役立つ堅

慮のある方々と見立て、六名の仮惣代を据えた。兵次郎、円七、清次郎、長兵衛、卯右衛門、儀兵衛である。ところが長兵衛が退役、さらに卯右衛門も退くと、残る四人の仮差配役が「不正之取斗多ク、不取締ニ相成、荷物隠積者最上船ニ不限、酒田舟凡五百艘」にも及ぶとされた。

さらに、役所への差上銭一艘に付き五〇文だったものが三〇〇文も取立てるようになり、その額一カ年に錢百五拾貫文にも及んでいるが明細帳には記載されず不明となっている。

寛政四年の改正時に取決めた惣代一名と船持月番二名が順次会所へ詰め、立会運営をすることもいつの間に行われなくなっている。惣代選出についてもかつては船方熟談の上決めていたものが船役所の任命となってきたため、船役所の威光をもって船方を見掠め、諸事我侭勝手取計らいをするようになってしまった。

また、文政八年（一八二五）、船方共へ命じられた準瀬普請代金千両についても仮惣代四人からは何の説明も行われない。普請に対する幕府からの御下金のことも同



様である。説明を求めても一向納得のいく返答が得られない。

右四人の仮惣代の不正を糺明すると共に、改正当時の仕法に立ちかえり、惣代一人加役として船持二人月番会所語を行い、荷物の運送、船順番の潔白性の保持について正してほしい。惣船持四七人中三四人の連印をもっての嘆願である。

### 8 差出申一札之事（天保五年）

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

最上船持二名の連判をもって船持惣代久兵衛に対し差出した願書である。即ち村山各方面に登す夫食米を最上船と酒田船の双方で運ぶようにしたいが酒田は自分で登したいためか納得しない。酒田船のみで登すと安運賃で可能になるがそれでは最上船の相続が困難になる。酒田側を説得し、双方折半で運送できるよう対処を求めた願書である。

### 9 乍恐以書付奉嘆願候（文政二年）

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

船持仮惣代兵右衛門外四名が尾花沢代官田口五郎左衛門に対し、川船方役所下役神部源八の交代を求めた嘆願書である。

商人荷物の取扱量が激減し、最上船の川下げも年二回程度に低下している。それなのに酒田船は当地域の大小豆、たばこ外産物役荷を隠し積みして酒田水揚を行っている。酒田の便益のみを考えている下役人神部源八を交代させてほしいというもの。下役人神部源八とは、文化七年鈴木喜左衛門尾花沢代官支配の節、大石田川船方役所に召し出され、文政十年まで勤役されている。

史料十一 大石田河岸荷問屋株仲間

### 1 乍恐以書奉願上候（天保七年）

●山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田本町荷宿兵藏外二名が川船方御役所に対し、荷問屋株仲間三四軒の中から二藤部兵右衛門外二名を除名

することに反対する意の嘆願書である。

兵右衛門を株仲間より除名する理由として「隠荷物等運送仕候」をあげている。除名に反対する本町荷宿兵藏・四日町兵次兵衛・同組合金十郎の三名は事実無根を強く主張し、加えてこれまでの兵右衛門が村方に対して行ってきた事蹟を列挙しながら大石田村名主土屋忠兵衛はじめその仲間と対抗する。列挙した事蹟は次の通りである。

- ① 船道願入用として大石田四カ村へ金九〇兩を寄附
- ② 河岸願一〇分一伺入用として金四兩余を寄附
- ③ 文化八年、佐竹侯大石田通行時（四カ村役人の要請にこたえて）假本陣を引き受ける。
- ④ 新本陣造立（久太郎方居宅普請）入用の一部拠出
- ⑤ 文政九年、本陣修覆村入用 取替金一〇兩
- ⑥ 文政十三年、久太郎頼母子企画、金六兩余を立替した時の村損金の拠出

村益になることをより多く貢献してきた兵右衛門を名主土屋忠兵衛、本町組頭太右衛門、四日町百姓代五郎八が謀略を企て株仲間から追放しようと企んでいるという

のである。

この嘆願は受け入れられず、結局三二名をもって株仲間が結成されている。

2 大石田河岸御役永荷問屋請印帳（天保七年）

・山形大学附属図書館蔵 土屋家文書

大石田荷問屋株仲間三二名の間に取り交わされた約定についての請印帳である。

① 河岸冥加および賦課税（口永・包分銀）として計永五貫白五拾四文式分に決定したこと。

② 役永については三分は面割（三二名の平等割）七分は出荷高割（荷物請払の実績割）とすること。

③ 無株のものには荷物の請払をしてはならないこと。以上三項目の取り決めである。株仲間の諸運営に当つては、年番制を定めてこれを執り行う仕組である。

荷問屋株仲間の結成と大石田積替河岸願は安永年間から行われていた。

大石田河岸は古来、酒田港よりの積み登し荷物の「積

み替え河岸」であった。享保八年川船請負差配役の成立以後は「積み通し河岸」となり、登せ荷の過半が上郷河岸へ直通となった。大石田は再び積み替え河岸になるために、安永八年大石田荷問屋株設置願を提出し運動を起こす。城米および私領米の積み請けの為に登る酒田船が商人荷を積んで登る場合は例外として積み通しを認めるが、それ以外の登せ商人荷は一口全部大石田河岸で中揚げし、最上船に積み替えて上郷に登す。そのために大石田に積み替えを主とした荷問屋株を設立し、代償として幕府に冥加金を上納するというものである。

これに対し、大石田河岸新規中揚願の差し止めを訴え、積み替え阻止運動が酒田・上郷の商人および船持からまき起った。中揚げ費用の徴収、冥加金の上納にかかわって運賃の値上げ、運送の停滞の恐れなど負担増の懸念からの反対である。結局上郷一七二カ村の反対にあり、大石田の主張は通らず、安永九年六月願書取下げとなった。その後、本町の安右衛門は江戸出府の上荷問屋株設置方を出願したがこの時にもその願いはかなわなかった。

### 3 仮題（蔵敷料ニ付議定書）（慶応元年）

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

大石田河岸荷問屋株仲間三三人が蔵敷料の承認許可を求めた嘆願についての議定書である。

最上三河岸（舟町・大石田・清水）では、酒田に下す商人荷物に対し、世話手数料として運賃の一〇分一、蔵敷料として「一駄ニ付永一匁六分六厘」を荷宿が取ることが認められてきた。（延享四年、神山三郎左衛門の建議）

ところが天保の改革で公儀より「諸式下直ニ付」を理由に世話手数料の一〇分一は差し止めと決定された。物価高直になっても手数料が復活しないため、荷宿として土蔵造立や修覆は勿論、河岸冥加永上納にも差し支え、家業相続も危ぶまれるとのことである。物価下直になるまで一〇分一の償として蔵敷料「一駄ニ付永三匁三分二厘」の徴収を認めてほしいという嘆願である。大石田荷問仲間三三名の決議によって役所に願ひ出たものである。欲心に迷い申し合せ事項を破った者については家業差

し止め、諸荷物取り扱いは許可しないという厳しい決意で改善を迫るものであったがその結末は定かでない。

史料十二 廻米海上輸送

差上申船請状之事 (元禄八年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

元禄八年(一六九五)二月、塩飽船(牛島)現香川県丸亀市を中心とする讃州塩飽諸島の廻船の総称)の年寄及び船頭と羽州村山郡の天領の寒河江代官小野朝之丞との間に結ばれた廻米輸送の約定書である。その約定内容は一カ条に及ぶ。廻船は塩飽船とすること。海上輸送の運賃は米百石に付き金一二兩一歩と銀一二匁とすること、寛文十三年に幕府から出された廻船に関する御条目を船毎に貼布すること、海上における難破船の場合の打米や沢手米のこと、出船より江戸着まで日帳を付けること、隠荷物を積みぬこと、海上にて船より船への売買を行ってはならないこと、その他細部にわたる取り決めである。

幕府は出羽国村山郡の幕領米を江戸に輸送するよう河村瑞賢に命じた。その幕命をおびた瑞賢が寛文十二年大石田にも調査に来たことは前述の通りである。当時既に出羽より西廻り航路による江戸廻米は江戸商人正木半左衛門によって請負われていた。しかし瑞賢はさらに十分な現地調査を行い、下関から瀬戸内海・紀州沖・遠州灘・下田を経て江戸に入るルートを確認した。塩飽島・日比浦・伝法など廻漕路にも精通した優秀な乗組員と堅牢で良質な廻船を幕府直雇で就航させるという新しい方式をとった。

この直雇方式はすでに一部の藩で採用していたが、運賃をはじめ海運諸経費の大幅軽減を計ることができ、その後の幕領米廻漕の基本となったといわれる。

西廻り航路初期の海運史料である。

史料十三 幸生村出銅川下げ

幸生村銅山出銅御川下ケニ付御尋御答等扣留帳

(寛政七年)

・山形大学附属図書館蔵 二藤部文書

寛政七年（一七九五）、柴橋代官池田仙九郎支配當時行っていた「幸生村出銅の最上川下ヶ仕法」について、同十一年後任代官に就任した三河江太忠がお尋ねになったことについて返答した扣留帳である。

四人乗艀一艘当りの積載量と運賃

・積載量 正銅一五〇箇（一箇正味・六貫目）

・運賃 金六両 永七十七文五分

・積出口 牛前河岸

・付添人 上乘一人 酒田湊水揚げまで

これは寛政七年当時の仕法として、船持惣代安太郎と船持月番二名の連名で川船方役所に提出されていたものである。この「申上書」をそのまま「返答書」として示したものである。この仕法をもとに検討した結果三河江新代官は次のように変更されたことが分かる。

・積出口 谷地河岸

・運賃 金五両二分 永二五文

「牛前河岸ニ而小川ニ入候得者、水不足等之節ハ舟御差間

之程も難斗候間、河岸御引下谷地ニ而御積人」とあるよ

うに、積出口を引き下げたため、その分運賃を安くした。

さらに、幸生村大切沢銅山の出銅を大坂廻銅にするにあたり、この取り扱いは廻米同様とし、特に難破船の場合、谷地、清川間であれば大切沢銅山役所、清川、酒田間は酒田出役手代尾関又兵衛がその処理にあたる。海難事故の場合も廻米運送と同様とするとされた。

なお幸生銅山は天和二年（一六八二）に鉦脈が発見され、以後昭和三十六年（一九六一）まで二八〇年間にわたり採鉦が行われていた。

（解説 小山義雄）

平成十六年二月 十日 印刷  
平成十六年二月 二十七日 発行

## 大石田町立

### 歴史民俗資料館史料集 第九集

編者兼  
発行者 大石田町教育委員会

〒九九九一四一二  
山形県北村山郡大石田町緑町一番地  
電話 ○三三七(三五) 三二二番

印刷所 大場印刷株式会社

山形市立谷川三丁目四八五十二  
電話 ○三三二(六八六) 六二五五番